昭和二十一年一月十五日發行　新日本婦人同盟會報　第二號（1）

總選擧の手引

總選擧の意義と婦人參政權の行使

市川房枝

婦人參政權を含む衆議院選擧法中改正法律案は、兩院を通過して、十二月十七日公布された。然して議會は翌十八日解散され、新選擧法による總選擧は、新春に施行される事となつた。

玆に初めて私共日本婦人は政治的に解放され、來るべき總選擧に於て處女投票を行ふ事となつたのである。來るべき總選擧は、民主主義國日本再建の苦難を打開する爲に最も重要な意義を有するものである。

即ち國民の自由なる意志によつて眞の民主主義的人才を選出し、國民の爲の政府を組織する事が民主主義國日本建設の基礎となるからである。又食糧問題、失業問題、戰災者救護等々山積する幾多の困難を解決する爲には、眞の人民の强力なる政府の力に俟たなければならぬからである。

來るべき總選擧に於ける婦人の有權者數は約二千百萬にして男子有權者を凌駕する事約二百七十萬に上つてゐる。從つて選擧の結果に對する婦人有權者の責務は極めて大なりといはなくてはならない。

最も六ヶ敷しい國政への參與が準備なくして與へられ、然も直ちに行使する事となつた爲萬有の任務を負つた總選擧はいよ〳〵今年二月、三月（前後）といふ極めて切迫した時行はれる事になつた。次に各諸政黨の成立と綱領、政策等を紹介することに依り夫々の立場と性格を參考に資することにしやうと思ふ。

候補者の選び方

先づ政黨を吟味してのち、支持するその立候補者から選ぶべきである。

◇政黨選擇の標準

一、憲法その他現行の法律制度の封建性を打破すると共に、男女間の不平等を是正し、眞の民主主義政治確立のための政策をもつもの

一、インフレ防止、失業對策、產業復興、食糧の增產と增配、配給制度の改善等勤勞大衆の生活安定に適切な對策をもつもの

一、戰爭犯罪人、戰時利得者、財閥、舊軍閥、貴族、官僚等より政費の寄附を受けたり、これと情實關係あるものを含まざるもの

◇候補者選擇の標準

一、戰爭を惹起し、これを强調し、あるひは利用して自己の利益を計り、大衆を犧牲にした者でないこと

一、前回の選擧で推薦議員でなかつた者

一、財閥、舊軍閥、官僚等と情實關係のない者

一、戰爭傍觀者でなかつた者

一、過去に於て買收賄賂等の不德行爲並に政治的裏切行爲等のなかつたもの

一、民主主義的傾向をもち、男女の差別撤廢その他封建制の打破に熱意あるもの

一、新時代を擔當するにふさはしい新人

一、人格高潔品行方正なもの

一、人格能力のすぐれた婦人候補者がある場合は婦人に投票すること

何の黨に投票すべきか
―四大政黨を檢討す―

民主主義日本へのスタートと婦人參政權の初行使といふ未曾有の任務を負つた總選擧はいよ〳〵今年二月、三月（前後）といふ極めて切迫した時行はれる事になつた。次に各諸政黨の成立と綱領、政策等を紹介することに依り夫々の立場と性格を參考に資することにしやうと思ふ。

一、進歩黨

黨名は進歩黨といふが諸外國の例に洩れず、むしろ保守黨と名付けた方がよいので、舊政友會（戰爭犯罪人たる中島知久平系、木暮武太夫、東鄕實等）舊民政黨全部、町田忠治、松村謙三、齋藤隆夫、鶴見祐輔等）が戰時中組織した所謂日政會が主流を爲して各派竝合し黨首問題で揉めた揚句町田忠治に落着した解散前の議會席の壓倒的多數を占め、嘗ての軍國主義、極端な國家主義を擁護してきた人々の大寄合世帶である

國體護持＝天皇制擁護を眞先きに揭げて（綱領參照）ゐるのは注目すべきであらう（婦人の政策無し）

綱領

一、國體を擁護し、民主主義に徹底し議會中心の責任政治を確立す（中略）

自由黨

舊日政會を追はれた鳩山一郎を總裁とし、その一黨と平塚常次郎（日農社長）重政誠之（日肥社長）等の事業家に新らしい自由主義者（菊地寬等）を加へてゐる

婦人參政權にはいち早く關心を示し、婦人政策を揭げてゐる早くから敗戰を豫想し、共和制樹立は必至と見てゐるらしいが該黨も現在は國體護持を標榜してゐる

綱領

一、自主的にポツダム宣言を實踐し、軍國主義的要素を根絶し、世界の通義に則りて新日本の建設を期す

二、國體を護持し、民主的責任政治體制を確立し、經濟、藝術、教育、信教を自由にして思想、言論、行動の暢達を期す（中略）

五、人權を尊重し、婦人の地位を向上し、盛に社會政策を行ひ、生活の安定幸福を期す

婦人の政策

婦人參政權附與と共に婦人に對する左の諸政策を實施すること

一、男女就學の機會均等竝に男女共學制

一、婦人を拘束せる法律制度の改廢

一、婦人に對する政治教育の應急施設

一、婦人に對する家庭教育の整備

一、家庭經濟と政治との直結

一、母性、乳幼兒に對する保護竝に其の普及

一、婦人勤勞者に對する貞操保護の完全なる施設

社會黨

舊社大系（水谷長三郎等）と舊日本無產黨（加藤勘十等）及舊農民組合（平野力三等）それに嘗ての左翼評論家（鈴木茂三郎等）を加へ、陣容から言つても、其の主張から言つても共產黨を除けば現段階に於ける最高水準を行つてゐると見てよい

立黨者主觀を標榜し天皇制の下社會主義を斷行しやうとしてゐるが該黨内にも反天皇制主義者もゐるし、分裂する可能性が濃い

綱領

一、吾黨は國民勤勞階層の結合體として國民の政治的自由を獲得し以て民主主義體制の確立を期す

一、吾黨は資本主義を排し社會主義を斷行し以て國民生活の安定と向上を期す

（以下一項略）

婦人の政策

一、男女同權の原則に基き、婦人を拘束せる一切の慣習、制度、法律の廢止

一、男女教育、就業の機會均等

一、地位待遇の差別撤廢

一、婦人に對する政治教育の徹底

一、婦人の人身賣買の禁止

一、乳幼兒、兒童に對する給與施設の改善と普及

卽ち、婦人の政策については自由黨、社會黨とも大差ないと見られるが、社會黨が婦人の經濟的な地位向上を示唆してゐるのは知つておいてよいと思ふ。

共産黨

天皇制を打倒し勞働者農民を主體とする人民共和制樹立を目標とする、一流の左翼理論と戰爭反對を叫んで十八年間も人獄してゐたが闘志愈々熾んな德田球一、志賀義雄、宮本顯治等が中心となり目下職場を中心に組織活動に大童である。紙數の關係上一般綱領を省く。

婦人行動綱領

一、定住資產の如何に拘らず十八歲以上の男女に對する選擧權、被選擧權の確立、選擧に對する官僚的干渉反對

二、半封建的雇傭制度並びに半奴隷的勞働條件の反對、婦人及青少年に對する有害並びに危險勞働の禁止、婦人青少年に對する二重搾取反對。同一勞働に對する同一賃銀

三、婦人勞働者に對し妊娠の際賃銀保持の儘の十分なる休暇。產院と無料託兒所設備の完備。婦人の身體的特質に對する全面的配慮と保護。婦人の人身賣買的勞働契約の排除

四、乳幼兒、兒童に對する給與施設の改善と普及

卽ち、婦人の政策については自由黨、社會黨とも大差ないと見られるが、社會黨が婦人の經濟的な地位向上を示唆してゐるのは知つておいてよいと思ふ。

共産黨

天皇制を打倒し勞働者農民を主體とする人民共和制樹立を目標とする、一流の左翼理論と戰爭反對を叫んで十八年間も人獄してゐたが闘志愈々熾んな德田球一、志賀義雄、宮本顯治等が中心となり目下職場を中心に組織活動に大童である。紙數の關係上一般綱領を省く。

婦人行動綱領

一、定住資產の如何に拘らず十八歲以上の男女に對する選擧權、被選擧權の確立、選擧に對する官僚的干渉反對

二、半封建的雇傭制度並びに半奴隷的勞働條件の反對、婦人及青少年に對する有害並びに危險勞働の禁止、婦人青少年に對する二重搾取反對。同一勞働に對する同一賃銀

三、婦人勞働者に對し妊娠の際賃銀保持の儘の十分なる休暇。產院と無料託兒所設備の完備。婦人の身體的特質に對する全面的配慮と保護。婦人の人身賣買的勞働契約の排除

四、乳幼兒、兒童に對する給與施設の改善と普及

卽ち、婦人の政策については自由黨、社會黨とも大差ないと見られるが、社會黨が婦人の經濟的な地位向上を示唆してゐるのは知つておいてよいと思ふ。

改正選擧法の要點と選擧人の心得について

衆議院議員選擧法改正法律案が臨時議會を通過し、愈々今度の總選擧から適用されることになつた。今回の改正の趣旨は、敗戰後の新事態に卽應し、政治の民主化を圖る爲に選擧權、被選擧權を擴張し、選擧區の範圍をひろげて大選擧區制とし、制限連記制によつて一票の權利の平等化を期し、選擧運動の取締規則を簡素化して制限干渉を或程度少くした點である。

選擧權については、從來滿二十五歲以上の男子であつたのを滿二十歲以上の男女とし、被選擧權は滿三十歲以上の男子であつたのを滿二十五歲以上の男女とし、年齡は昭和二十年十一月一日現在で數へることになつた。選擧權被選擧權のない者は禁治產者及準禁治產者、破產者の宣告を受けた者、貧困で生活の爲公私の救助や扶助を受けるもの、一定の住居のない者、六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられた者、その他華族の戶主等である。被選擧權だけの無い者はこれよりもやゝ範圍が廣く、在職の宮內官や、判事、檢事、收稅官吏、警察官吏等に及ぶが關係のない事である。

選擧人は投票日にきめられた投票所へ行つて、本人だといふ事の確認を得てから投票用紙を貰ひこれに選出したい議員候補者の名を書いて投票する。これまでは議員の定員が何名であらうとも、一名しか書けなかつたが、今度からは定員三名以下の場合は一名、十名以下の場合は三名、十一名以上の場合は三名まで選べることになつた。但し成規の用紙を用ひなかつたもの、卽ち、婦人の全面的解放を眞に實現しようと思ふ婦人有權者達は、この點以上擧げた點を充分に理解して、今度の總選擧に際しては、約二千百餘萬人の婦人が初めて選擧權及被選擧權を行使する等である。

私共は此の際早急にそれ等の婦人有權者に對し、次の目標の下に政治啓蒙の具體的運動を展開せんことを期すると共に關係各機關の全幅的な協力を要請するものである。

（一）目　標

一、婦人と政治との關聯を理解せしむる事

現在婦人の直面してゐる食糧問題、配給制度、物價問題、失業問題、母子問題等々を取り上げ、豪所及日常生活と政治との連繫を解說、國體、政體、政治機構を解說、婦人參政の重要な意義を認識、理解せしめる

二、棄權せず、如何なる候補者に投票するかを指導すること

棄權せず買收や情實による選擧を排し、各政黨の綱領政策の比較檢討、其幹部の過去に於ける政治行動の批判、優良候補者の資格の明示等々によつて自主的に選擇することを指導する

三、選擧權行使の爲の技術的指導を行ふこと

投票場、投票用紙、投票箱等に關する知識、候補者氏名の書き方等をなるべく實物によつて敎へる事

四、適格者の被選擧權行使を勸奬すること

（二）具體的方策

一、新日本婦人同盟として實施すべき方策

1、選擧に關する家庭會議の提唱

家長を中心に家庭內の有權者によつて選擧の終る迄時々家庭會議を開き、新聞、ラヂオ、講演等を資料として檢討する

2、至急に全國的に會員を擴得、各會員を中心に、町內會、部落會、隣組で小集會を開かしめ目標の實現に努めしめること。そのためのテキストを作成配布する

3、全國主要都市で政治講座乃至は講演會を開くこと

4、各政黨代表者の講演會、婦人候補の講演會を開き婦人に聞かしめること

5、目標を內容とする映畫、紙芝居等の作成に協力すると共に印刷物を作成配布すること

6、各種團體主催講演會への婦人講師の派遣乃至は斡旋に應ずること

その爲の婦人講師團を組織すること。新人講師育成の爲には講習會を開催すると共に講師用テキストを作成すること

二、各種機關に對し要望すべき方策

1、政府並に地方當局に對し

イ、全國の町內會部落會に對し、一齊に選擧の爲の婦人部落常會を開く事。及隣組回覽板を利用すること

ロ、國民學校兒童及中等學校生徒を通じて母親敎育を行ふやう學校當局に指示すること

ハ、各地方自治體主催の下に講演會、講習會等を開催すること

ニ、婦人の投票を容易ならしめる爲、左の諸事項を實施すること。投票場を町內會、部落會每に設けること、投票用紙は名簿式とし印を附すだけとすること。投票場の側に臨時託兒所を設けること。投票日は公休日とし、物資配給を繰り上げること

ホ、放送局に對し

イ、婦人の時間中に目標の事項を更に數多く加へること

ロ、婦人有權者達に對し連續政治講座を設けること

ハ、各職域、各地域の無名婦人に目標に關する意見感想等を放送せしめること

ニ、目標に關する街の錄音、座談會、前記家族會議を放送すること

ホ、目標を織り込んだ放送劇、萬才、物語、浪花節、落語等を數多く放送すること

同盟の總選擧對策

啓蒙の目標と具體策

やがて來る、衆議院議員總選擧に際しては、約二千百餘萬人の婦人が初めて選擧權及被選擧權を行使する等である。

私共は此の際早急にそれ等の婦人有權者に對し、次の目標の下に政治啓蒙の具體的運動を展開せんことを期すると共に關係各機關の全幅的な協力を要請するものである。

（一）目　標

一、婦人と政治との關聯を理解せしむる事

現在婦人の直面してゐる食糧問題、配給制度、物價問題、失業問題、母子問題等々を取り上げ、豪所及日常生活と政治との連繫を解說、國體、政體、政治機構を解說、婦人參政の重要な意義を認識、理解せしめる

二、棄權せず、如何なる候補者に投票するかを指導すること

棄權せず買收や情實による選擧を排し、各政黨の綱領政策の比較檢討、其幹部の過去に於ける政治行動の批判、優良候補者の資格の明示等々によつて自主的に選擇することを指導する

三、選擧權行使の爲の技術的指導を行ふこと

投票場、投票用紙、投票箱等に關する知識、候補者氏名の書き方等をなるべく實物によつて敎へる事

四、適格者の被選擧權行使を勸奬すること

（二）具體的方策

一、新日本婦人同盟として實施すべき方策

1、選擧に關する家庭會議の提唱

家長を中心に家庭內の有權者によつて選擧の終る迄時々家庭會議を開き、新聞、ラヂオ、講演等を資料として檢討する

2、至急に全國的に會員を擴得、各會員を中心に、町內會、部落會、隣組で小集會を開かしめ目標の實現に努めしめること。そのためのテキストを作成配布する

3、全國主要都市で政治講座乃至は講演會を開くこと

4、各政黨代表者の講演會、婦人候補の講演會を開き婦人に聞かしめること

5、目標を內容とする映畫、紙芝居等の作成に協力すると共に印刷物を作成配布すること

6、各種團體主催講演會への婦人講師の派遣乃至は斡旋に應ずること

その爲の婦人講師團を組織すること。新人講師育成の爲には講習會を開催すると共に講師用テキストを作成すること

二、各種機關に對し要望すべき方策

1、政府並に地方當局に對し

イ、全國の町內會部落會に對し、一齊に選擧の爲の婦人部落常會を開く事。及隣組回覽板を利用すること

ロ、國民學校兒童及中等學校生徒を通じて母親敎育を行ふやう學校當局に指示すること

ハ、各地方自治體主催の下に講演會、講習會等を開催すること

ニ、婦人の投票を容易ならしめる爲、左の諸事項を實施すること。投票場を町內會、部落會每に設けること、投票用紙は名簿式とし印を附すだけとすること。投票場の側に臨時託兒所を設けること。投票日は公休日とし、物資配給を繰り上げること

ホ、放送局に對し

イ、婦人の時間中に目標の事項を更に數多く加へること

ロ、婦人有權者達に對し連續政治講座を設けること

ハ、各職域、各地域の無名婦人に目標に關する意見感想等を放送せしめること

ニ、目標に關する街の錄音、座談會、前記家族會議を放送すること

ホ、目標を織り込んだ放送劇、萬才、物語、浪花節、落語等を數多く放送すること

昭和二十一年一月二十日發行　新日本婦人同盟會報　第二號（3）

新日本婦人同盟會報
第二號
發行所
東京都京橋區京橋三ノ五竹河岸ビル
電京橋二八五二
新日本婦人同盟

婦選實現記念　講演會

婦選實現を記念し、意義ある行事をしては如何と同盟より各婦人團體に計つたところ、みなこれに贊同し、打合會成立す。

打合會に於て、總選擧を控へ婦選の正しい行使の一助に各政黨の政策を聽くことに決まる。

十二月十七日（月）午後一時より共立講堂に各政黨の政策を聽く會を開催す。

婦選提案者側として內務大臣代理の政務次官川崎末五郎氏說明、自由黨を代表し、總務、北昤吉氏、社會黨、書記長片山哲氏、共產黨、書記槇ゆう氏、進歩黨、幹事長鶴見祐輔氏等次々にその政策を發表する。そのあと、昭和四年既に作曲、作歌されてあつた「婦選の歌」をヴィクター歌手藤原亮子さんに獨唱して頂き、尙會衆一同で合唱して散會した。この會は宣傳不足に加へ、合憎の降雨にも不拘會衆約二千場內は八分通り埋められ盛況振りであつた。

婦選懇談會

婦選案の正式に成立した翌十二月十六日（日）午前十一時より涵德亭にて婦選懇談會を開きこれまで婦選獲得のため陰に陽に御貢獻、御盡力下さつた方々をお招きした。

社會黨の杉山元治郎氏、日本自由黨の星島二郎氏等も御出席下され、午餐を共にし乍ら、婦選獲得奮闘追憶談が交はされた二十五年の昔、婦選など危險視され、無視されてゐた頃、頑迷固陋な連中相手の奮戰奇談、珍談等皮切りに、集つた三十一名は語られた、出席者、碧川、中沖、輕部、竹內、賓田、平田、本島、下竹、兒玉、石島、武部小笠原、鈴木、竹內の諸氏感慨無量な表情をもつて追憶談

政治講座狀況

都市に住む婦人知識層を狙つて、第一回政治講座を去る十一月十六日より神田のニコライ堂で開いた

最初五十名位で精鋭主義で行かうと考へてゐたのが、聽講を求めて來る方々の熱心さに押されて遂に門戶を開放。係は在籍百二十餘名といふひとびとを抱へて狹い敎場に補助椅子を出して應接これ努めた、聽講者は時間（晝）もあつてか專門學校の學生が壓倒的で、終戰と共に職場を離れて家庭に在る娘さんも案外多かつた。

此處で政治思想調査を爲した事を附記する、次回は經濟を中心に開く豫定。

婦人參政權問題講演會

十一月十七日午後一時から飛行會館で同盟主催の講演會を開催　講師は各方面の婦人の方々にひろく意見を發言していたゞかうといふので、赤松常子、平林たい子、平塚らいてう氏ら、又過去の婦人の運動の先輩の經驗をきくといふので、久布白落實、山高しげり氏ら、同盟から市川會長、原田常任の他に學生代表として杉本節子氏出演。途中で餓死防衛同盟の松谷天光光氏山梨の會員輕部清子氏らの飛入參加があつて賑やか、平塚氏は遠くのためメッセーヂをよせられ、吉屋信子氏は御病氣のため參加されなかつたのは殘念であつた。司會齋藤常任。來會者五百。

近刊豫告

執筆者
堀切內務大臣　市川房枝
進歩黨　鶴見祐輔・自由黨　北昤吉
社會黨　片山哲・共產黨　槇ゆう

婦人の味方はどの黨か

四六判六十二頁
定價一圓五十錢
豫約受付
京橋區京橋三ノ五竹河岸ビル
新日本婦人同盟

確定した婦人立候補者と噂の人々

今回の總選擧に名乘りを擧げた婦人立候補者は、自由黨竹內茂代（東京第一區）、久布白落實（東京第二區）、社會黨山崎道子（靜岡）、加藤シヅエ（東京二區）、日本民黨福地文乃（東京二區）以上は黨公認であるが、その他噂に上つてゐる人々は、共產黨久津見房子（東京）勝目テル（鹿兒島）井上清（香川）の諸氏他に柴原浦子（大阪）土屋なら（奈良）西森げん（岡山）高良富子、山高しげり（靜馬）木村千代（京都）氏らが傳へられてゐる。

（以下一項略）

婦人の政策

一、男女同權の原則に基き、婦人を拘束せる一切の慣習、制度、法律の廢止

一、男女敎育、就業の機會均等、地位待遇の差別撤廢

一、婦人に對する政治敎育の徹底

一、婦人の人身賣買の禁止

一、乳幼兒、兒童に對する給與施設の改善と普及

卽ち、婦人の政策については自由黨、社會黨とも大差ないと見られるが、社會黨が婦人の經濟的な地位向上を示唆してゐるのは知っておいてよいと思ふ。

共産黨

天皇制を打倒し勞働者農民を主體とする人民共和制樹立を目標とする、一流の左翼理論と戰爭反對を叫んで十八年間も入獄してゐたが闘志愈々熾んな德田球一、志賀義雄、宮本顯治等が中心となり目下職場を中心に組織活動に大童である。紙數の關係上一般綱領を省く。

婦人行動綱領

一、定住資產の如何に拘らず二十八歲以上の男女に對する選擧權、被選擧權の確立、選擧に對する官僚的干渉反對

二、半封建的雇傭制度並びに半奴隷的勞働條件の反對　婦人及青少年に對する有害並びに危險勞働の禁止、婦人青少年に對する二重搾取反對。同一勞働に對する同一賃銀

三、婦人勞働者に對し姙娠の際賃銀保持の儘の十分なる休暇。產院と無料託兒所設備の完備。婦人の身體的特質に對する全面的配慮と保護。婦人の人身賣買的勞働契約の排除と牛封建的家族制度に基く婦人の無權利狀態の排除。

改正選擧法の要點と選擧人の心得について

衆議院議員選擧法改正法律案が臨時議會を通過し、愈々今度の總選擧から適用されることになつた。今回の改正の趣旨は、敗戰後の新事態に卽應し、政治の民主化を圖る爲に選擧權、被選擧權を擴張し、選擧區の範圍をひろげて大選擧區制とし、制限連記制によつて一票の權利の平等化を期し、選擧運動の取締規則を簡素化して制限干渉を或程度少くした點である。

選擧權については、從來滿二十五歲以上の男子であつたのを、滿二十歲以上の男女とし、被選擧權は滿三十歲以上の男子であつたのを滿二十五歲以上の男女とし、年齡は昭和二十年十一月一日現在で數へることになつた。選擧權被選擧權のない者は禁治產者及準禁治產者、破產者で復權を得ざる者、貧困で生活卽ち、婦人の全面的解放を眞劍にとり上げてゐるのはこの點位ではなからうか

以上四大政黨についてのみ述べたが、尙其他の小黨や地方政黨にも良心的な良い黨があるかも知れず、それが他日大政黨となるかも知れないからそれ等にも注意を向ける必要があらうと思ふ。

選擧運動の心得

選擧運動については、今度から比較的緩和されたが、多數が集つて隊を組んで往來したり煙火松明鐘、ラッパの類を鳴らし、旗幟その他の標章を用ひるなどの選擧運動は差支へないことになつた。その他名を僞つたり或ひは、又詐僞の方法で投票した者、當選させるために議員候補者の身分や職業經歷等について僞りの事項を公にしたもの、當選させないために議員候補者に對して僞りの事項を公にしたものは處罰せられる。

第三者運動としては演説會、講演會、辻說法、街頭演説、ポスター、ビラ、看板、ガキ手紙等による推薦が許されてゐる。

尙選擧區は、東京、大阪、兵庫、新潟、愛知、福岡、北海道が二區で他はいづれも一縣一區制である。

婦人參政權問題講演會

十一月十七日午後一時から飛行會館で同盟主催の講演會を開催　講師は各方面の婦人の方々にひろく意見を發言していたゞかうといふので、赤松常子、平林たい子、平塚らいてう氏ら、又過去の婦人の運動の先輩の經驗をきくといふので、久布白落實、山高しげり氏ら、同盟から市川會長、原田常任の他に學生代表として杉本節子氏出演。途中で饑死防衛同盟の松谷天光光氏山梨の會員聯部清子氏らの飛入參加があつて賑やか、平塚氏は遠くのためメッセーヂをよせられ、吉屋信子氏は御病氣のため參加されなかつたのは殘念であつた。司會齋藤常任。來會者五百。

確定した婦人立候補者と噂の人々

今回の總選擧に名乘りを擧げた婦人立候補者は、自由黨竹内茂代（東京第一區）久布白落實（東京第二區）社會黨山崎道子（靜岡）加藤靜枝（東京二區）日本民黨福地文乃（東京二區）以上黨公認であるが、その他噂に上つてゐる人々は共產黨久津見房子（東京）勝目テル（鹿兒島）宮井清（香川）の諸氏他に柴原浦子（大阪）土屋なる（奈良）西森げん（岡山）高良富子、山高しげり（福島）木村千代（京都）氏らが傳へられてゐる。

昭和二十一年一月二十日發行　新日本婦人同盟會報　第二號　（3）

新日本婦人同盟會報

第二號

同盟の總選擧對策

啓蒙の目標と具體策

やがて來る、衆議院議員總選擧に際しては、約二千百餘萬人の婦人が初めて選擧權及被選擧權を行使する筈である。

私共は此の際早急にそれ等の婦人有權者に對し、次の目標の下に政治啓蒙の具體的運動を展開せんことを期すると共に關係各機關の全幅的な協力を要請するものである。

（一）目　標

一、婦人と政治との關聯を理解せしむる事

現在婦人の直面してゐる食糧問題、配給制度、物價問題、失業問題、母子問題等々を取り上げ、寮所及日常生活と政治との連繫を解剖、國體、政體、政治機構を解説、婦人參政の重要な意義を認識、理解せしめる

二、棄權せず、如何なる候補者に投票するかを指導すること

棄權を排し、各政黨の綱領政策の比較檢討、その幹部の過去に於ける政治行動の批判、優良候補者の資格の明示等々によつて自主的に選擇することを指導する

三、選擧權行使の爲の技術的指導を行ふこと

投票場、投票用紙、投票箱等に關する知識、候補者氏名の書き方等をなるべく實物によつて敎へる事

四、適格者の被選擧權行使を勸奬すること

（二）具體的方策

一、新日本婦人同盟として實施すべき方策

1、選擧に關する家庭會議の提唱

家長を中心に家庭内の有權者によつて選擧の終る迄時々家庭會議を開き、新聞、ラヂオ、講演等を資料として檢討する

2、至急に全國的に會員を獲得、各會員を中心に、町内會、部落會、隣組で小集會を開かしめ目標の實現に努めしめること。そのためのテキストを作成配布する

3、全國主要都市で政治講座乃至は講演會を開くこと

4、各政黨代表者の講演會、婦人候補の講演會を開き婦人に聞かしめること

5、目標を内容とする映畫、紙芝居等の作成に協力すると共に印刷物を作成配布すること

6、各種團體主催講演會への婦人講師の派遣乃至斡旋に應ずること

その爲の婦人講師團を組織すること。新人講師育成の爲には講習會を開催すると共に講師用テキストを作成すること

二、各種機關に對し要望すべき方策

1、政府並に地方當局に對し

イ、全國の町内會部落會に對し、一齊に選擧の爲の婦人部落常會を開く事。及隣組回覽板を利用することを指示すること

ロ、國民學校兒童及中等學校生徒を通じて母親敎育を行ふやう學校當局に指示すること

ハ、各地方自治體主催の下に講演會、講習會等を開催すること

ニ、婦人の投票を容易ならしめる爲、左の諸事項を實施すること。投票場を町内會、部落會毎に設けること。投票用紙は名簿式とし印を附するだけとすること。投票場の側に臨時託兒所を設けること。投票日は公休日とし、物資配給を繰り上げること

ホ、目標を織り込んだ放送劇、萬才、物語、浪花節、落語等を數多く放送すること

ヘ、一般男子の婦人參政に對する理解と協力を要請するやうなものを加へること

ト、政黨代表者、候補者の演説を出來るだけ多數加へること

3、新聞、雜誌社に對し

イ、論説、記事の中に目標を取り上げ、婦人の啓蒙に養すると共に男子の理解と協力を促進するやうなテーマを扱ふ事

ロ、特に婦人雜誌に對しては、政治に關する基本的解説記事を掲載すること

4、政黨並に候補者に對し

イ、婦人を對象とした特別な講演會の開催、印刷物の刊行を行ひ、婦人の理解を容易ならしめること

ロ、婦人黨員の立候補を勸説、當選を易からしめるやう便宜を供與すること

ハ、婦人有權者達に對し選擧に關する知識を與へること

ニ、各職域、各地域の無名婦人に目標に關する意見感想等を放送せしめること

ホ、目標に關する街の錄音、座談會、前記家族會議を放送すること

ヘ、目標を織り込んだ放送劇、萬才、物語、浪花節、落語等を數多く放送すること

ト、婦選實現を記念し、意義ある行事をしては如何と同盟より各婦人團體に計つたところ、みなこれに贊同し、打合會成立す。

打合會に於て、總選擧を控へ婦選の正しい行使の一助に各政黨の政策を聽くことに決まる。

十二月十七日（月）午後一時より共立講堂に各政黨の政策を聽く會を開催す。

婦選提案者側として內務大臣代理の政務次官川崎末五郎氏說明、自由黨を代表し、總務、北岭吉氏、共產黨、書記長片山哲氏、社會黨、書記長鶴見祐輔氏等次々にその政策を發表する。そのあと、昭和四年既に作曲、作歌されてあつた「婦選の歌」をヴイクター歌手藤原亮子さんに獨唱して頂き、尙會衆一同で合唱し散會した。この會は宣傳不足に加へ、合憎の降雨にも不拘會衆約二千場內は八分通り埋められ野次がとぶ盛況振りであつた。

婦選實現記念講演會

婦選案の正式に成立した翌十二月十六日（日）午前十一時より涵德亭にて婦選懇談會を開きこれまで婦選獲得のため陰に陽に御貢獻、御盡力下さつた方々をお招きした。

社會黨の杉山元治郎氏、日本自由黨の星島二郎氏等も御出席下され、午餐を共にし乍ら、婦選獲得奮闘追憶談が交はされた二十五年の昔、婦選など危險視され、無視されてゐた頃、頑迷固陋の連中相手の奮戰奇談、珍談等皮切りに、集つた三十一名感慨無量な表情をもつて追憶談は語られた、出席者（碧川、中沖、輕部、竹内、賓田、平田、本島、下竹、兒玉、石島、武部小笠原、鈴木、竹内の諸氏

政治講座狀況

都市に住む婦人知識層を狙つて、第一回政治講座を去る十一月十六日より神田のニコライ堂で開いた

最初五十名位で精鋭主義で行かうと考へてゐたのが、聽講を求めて來る方々の熱心さに押されて遂に門戶を開放。係は在籍百二十餘名といふひとびとを抱へて狹い敎場に補助椅子を出して應接これ努めた。聽講者は時間（晝）もあつてか專門學校の學生が壓倒的で、終戰と共に職場を離れて家庭に在る娘さんも案外多かつた。

此處で政治思想調査を爲した事を附記する、次回は經濟を中心に開く豫定。

近刊豫告
執筆者　堀切內務大臣　市川房枝　進歩黨　鶴見祐輔　自由黨　北岭吉　社會黨　片山哲・共產黨　楫ゆう
婦人の味方はどの黨か
豫約受付　四六判六十二頁　定價一圓五十錢
京橋區京橋三ノ五竹河岸ビル　新日本婦人同盟
發行所　東京都京橋區京橋三ノ五竹河岸ビル　電京橋二八五二　新日本婦人同盟

新日本婦人同盟會報

第三號

各黨婦人候補者の熱辯ふるふ政見發表會

民主政治なるかならぬか、全世界の視聽をあつめた總選擧も四月十日、全國一齊に行はれたが、同盟では多忙な婦人有權者の便宜をはかつて、東京都の後援の下に三月二十二日午后一時から共立講堂で各黨婦人候補者政見發表會を開催、吉岡常任の司會で、自由黨竹內茂代、社會黨加藤シヅエ、協同黨山根菊子、社會黨山口シヅエ、進歩黨木內キヤウ、自由黨久布白落實、民黨福地文乃の諸女史の順で、それ〳〵約二十分間に亘る政見發表があつた。政見發表の間に市川會長が婦人參政の意義について強調、一千五百の會衆に多大の感銘を與へた。

尙最後に本會の協力した理研映畫「婦人平等へ」二卷を上映して閉會した。

婦人立候補者と懇談

去る三月一日都內立候補と同盟役員との懇談會を市政會館で開いた。

各黨からは、進歩黨の木內さん、社會黨の加藤さん、日本民黨の福地さんが見え、市川會長として理想選擧でやつてほしいこと、當選後は議會內で婦人代議士のグループを作り、婦人問題の解決に努力してほしい事等の挨拶を述べたのを皮切りに、婦人候補者の黨內に於ける地位、如何に選擧戰をやるべきかを中心に活潑な意見の交換を行つた。

加藤さんから法定費用で戰ひたいが、そのため家庭婦人等が集り易い町會單位の講演會を頻繁に開いてほしいといふ提案があつた。

關東食糧〝民主協議會〟同盟も共同鬪爭

インフレ阻止と食糧の供給に對しても全く誠意と能力にかけてゐる現政府に頼れずとなし、飢餓克服は自分自身の手でと、關東地方食糧危機突破民主協議會が一月二十八日午後一時より讀賣新聞社會議室でひらかれ、本同盟よりは原田常任が出席、關東地方の各種勞働組合、文化團體等三十餘團體が協議の結果、協同組合同盟等によつて組織されてゐる食糧難打開關東地方協議會と合流、關東食糧民主中農會館講堂で發會式を擧行、本同盟よりは長瀨常任が出席、食糧危機突破の共同運動を行ふために計畫されたものである。十二月廿九日に準備會、一月十四日、二十五日、二月二十日、三回に亘り、食生活委員會の實狀調査をはじめた。これは各支部代表者出席創立後の運動について檢討を行ふと共に今後の運動方針を協議する豫定です。尙總會を機會に附屬行事として左の諸項を行ふ豫定です。

1. 支部事務擔當者の打合せ會
2. 特別議會の傍聽
3. 婦人代議士との懇談會
4. 婦選獲得記念展覽會（婦人問題研究所と共催）

東京都澁谷區千駄ヶ谷五ノ八八九ノ

發行所　新日本婦人同盟

第一回總會開催豫告

第一回總會は五月中旬總選擧後の特別議會開會中に開き、各支部代表者出席創立後の運動について檢討を行ふと共に今後の運動方針を協議する豫定です。尙總會を機會に附屬行事として左の諸項を行ふ豫定です。

1. 支部事務擔當者の打合せ會
2. 特別議會の傍聽
3. 婦人代議士との懇談會
4. 婦選獲得記念展覽會（婦人問題研究所と共催）

本會員中の婦人候補者月旦

▽竹內茂代氏（東京一區自由黨）醫學博士で、婦人子供の保健問題に就ての研究者、雄辯ではないが婦人代議士としては最適任者、かつての熱心な婦選運動者。

▽木內キヤウ氏（東京一區進歩黨）商國民學校長、女教員のよき代辯、熱情家で純眞な人。

▽久布白落實氏（東京二區自由黨）婦人矯風會理事で純潔問題の爲めに戰つて來たし、婦選同盟の初期の代表者として婦選運動にも盡力された、婦人界第一の雄辯家。

▽福地文乃氏（東京二區、日本民黨）女子大出、五人の母として、家庭婦人のよき代表者。

▽米山久子氏（石川、無所屬）雄辯紳商の夫人、婦選同盟金澤支部幹部として活動した雄辯家。

▽田中たつ氏（鳥取、無所屬）三十餘年間産婆として努力して來た、實行家。

▽武田キヨ氏（鹿島、自由黨）女高師出身、夫君の片腕として商業及中學經營、婦選同盟のよき協力者であつた。

▽山下ツギ氏（熊本、無所屬）女高師出身　長年女子教育に携り、日下會主宰、婦選同盟熊本支部幹部。

▽和崎はる氏（秋田、無所屬）篤婦選同盟支部の幹部であり現在新日婦人同盟支部の幹部秋田縣下婦人同盟支部の幹部として推薦候補、未亡人で美容師として數兒を育てゝ來た女丈夫、雄辯家。

▽楯ゆき氏（宮城、共産黨）紡績の女工を振出しに苦學力行、洋裁屋を經營、新婦人協會時代婦選運動に參加その後無産婦人運動、消費組合運動關係、勤勞婦人のよき代表者。

▽戸叶里子氏（栃木民黨）同志社出身、高女教諭を經て現在家庭、二兒のよき母君、夫君はもと大朝記者武氏。

▽嶋原千代氏（福島、無所屬）もと自由學園園授同盟福島支部會員。

會員懇談會

發足して初めての會員懇談會を十二月二日（日）午後一時より教育會館の一室に開く。參國農業會の中村吉次郎氏の「農地改革」についてのお話を中心に親しみのある懇談がくりひろげられた。集つた會員は二十人の少數ではあつたが、婦人獲得同盟時代からの御年輩の方々、二十代の若い方々、それに茨城の農村から繁忙を極める農事を都合して出て來られた、農地問題、配給問題等につき、各自の立場、職場より政治的抱負を活潑に吐露され、婦人參與による政治の明朗化を期待された。

支部活動狀況

◇京都支部　舊婦選の會員神山薫、森定かず子、鷲野光枝さんが中心となつてゐる京都が部では十二月十一日同志社で婦選問題講演會を開催、婦選運動の先輩で物故された樺原嬰生氏を追悼のうち、市川會長の婦人參政問題、前京大教授瀧川幸辰氏の婦人に不利なる法律の講演があり、會員の婦選歌の獨唱があつて盛會裡に散會した。

◇御殿場支部　早川さんら、御殿場の若い婦人たちの間に、元數ではあつたが、婦人獲得同盟時代からの御年輩の方々、二十代に即應した團體を求める聲が高く、十二月二十五日市川會長を招いて講演會を開催するのを熟心な方さへあり、農地問題、機會に、支部結成を計畫してゐる。

◇名古屋支部　舊婦選の會員飯田きぬ、長谷部茂さんらが發起人となり十二月十九日市立第一高女で市川會長を迎へ支部結成式を擧げた。

◇鄰山支部　東京から疎開した鈴木貞子さんらが中心となり十二月二十三日市川會長、長瀨常任ら參會の上支部結成式をあげた。

第一回中央委員會

十一月二十四日（土）午後二時より四時迄九段の大日本教育會館にて開催。池田、市川、大坪、佐野、長瀨、中林、野村、原田、吉岡、齋藤、出席、次の如き報告及協議決定した。

報告

一、役職員について（會報前號參照）

一、會員數約三〇〇名

一、支部　現在秋田のみであるが近く名古屋、京都、郡山、御殿場等にて結成される筈

一、會計

寄附金一三、〇一〇圓　左記の方々より久布白落實氏、石島菊枝氏、大島せい子氏（以上各十圓）岸登恒子氏（三十圓）鏡田貞子氏、井關壽子氏、五日市大悲願寺住職（以上各五十圓）大坪英子氏、宮城たまよ氏、山高しげり氏、糸谷次子氏、飯田きぬを氏、大橋昌一、（別項參照）

一、會員懇談會を十二月二日開催する事（別項參照）

一、婦人參政權問題講演會（別項參照）

一、當面の運動方針

總選擧迄は政治啓蒙一本で進む事

一、支部規約準則、支部內規（別項參照）

一、會員懇談會を十二月二日開催する事（別項參照）

一、婦選通過の記念行事を全國的組織をもつ婦人團體と共同して開く事（別項）

一、事務所新築の件

現在の假事務所も來年早々あけなければならないのでそれ迄に最少限度八萬圓を募金、二十餘坪のものを新築する事と決定。

婦選會館建設資金募集

婦選會より今日迄既に二ケ月、いまだに運動の本據たる事務所を確保出來ずに困難いたして居ります。婦選會館はかつて婦選時代にも計畫いたしました事でもあり、此の際思ひ切つていたしました。出來上りましたら引移し、會館は研究所の所有（財團とするも豫定）として婦選實現の記念といたし度く存じます。尙資金のみなら應分の御奇附が願へますれば幸に存ず事務所用の家具、文房具、臺所用具等で御不用の品がありましたら御寄附乃至はお讓り頂き度く併せて御願ひ申し上げます。

一、建設場所　東京都澁谷區千駄ヶ谷舊相馬黑光氏住宅燒跡（省線新宿、代々木驛より五分）

一、總建坪　平家約三十坪

一、出來上り豫定　昭和二十一年十二月上旬

一、資金總額　建築費約六萬圓、設備費約二萬圓

一、婦選會館建設委員會　委員長　市川房枝

委員　前島ふく　大坪英子　矢次豊子　神山薫　飯田綱尾　茂代　藤田たき　琴枝　照子

支部規約

一本會會員二十名以上ある地方（町村內にても可）に於ては支部を置く事を得

二、地方支部を設置せんとする場合は主唱者として三名以上連名の上、會員名簿（職業、年齡等を附記の事）を添へて本會會長に申出で中央委員會（緊急の場合は常任委員會）の承認を得たる上、可及的速かに發會する事。又發會式には本部より出來る限り出席するものとす。

三、一地方に數個の支部組織されたる場合は各級地區名（郡、道、府縣）を冠したる聯合會を置く事を得

四、地方支部は別に定むる綱領の實現を圖る爲左の事業を行ふ

1、婦人の政治啓蒙の爲各種懇談會、講演會、講習會研究會の開催

2、都道府縣市町村政の民主化の爲の運動と之への參加

3、生活の安定と福祉增進の爲の實踐

4　婦人の封建的隷屬よりの解放の爲の實踐

右諸運動は出來る限り各種團體と提携協力して行ふ事

五、機關誌は本部機關誌を以て充つ。每月の事業報告其他を所定の期日迄に本部に送附すること

六、支部の會費は成るべく本部規定通りとし、その內第一種會費は三圓、第二種會費は十圓を機關誌代その他の費用として本部に納入するものとす。但し地方の事情により會費を增減するも差支へなし

七、地方支部にて本部從屬者中より講師を依頼せんとする時は特別の場合を除き實費を以て煩ずるものとす、尙一般講師の紹介斡旋の勞をとるものとす

八、地方支部は本部發行の調査研究報告その他資料の送附を受くるものとす

事務所日記

十一月十六日（金）婦人政治講座ニコライ堂にて開講。

十七日（土）午後一時より飛行會館にて婦人參政權問題講演會開く。夜は同會館に於ける日本放送協會主催「婦人參政權の實現」にて市川房枝、佐多稻子、久布白落實氏、新聞社主催の婦人參政權講演會にて藤田中央委員等講演。

十八日（日）埼玉女子文化協會にて市川講演

十九日（月）午後中央委員會（緊急招集）

二十日（火）政治教育委員會にて第三回婦人參政講座講演

二十一日（水）婦選會館建設委員會

二十二日（木）正午丸の內ニコライ堂にて市川講演

二十三日（金）午後一時より大阪新聞社主催の婦人參政權講演會にて市川講演

二十四日（土）午前十時より婦人參政權講演會にて市川講演

二十五日（日）午後二時より中央委員會開催

二十六日（月）午後一時より婦人參政權問題講演會開く。夜は同會館に於ける日本放送協會主催「婦人參政權の實現」にて市川房枝講演。

二十七日（火）午前十時より婦人參政權講演會にて藤田中央委員等講演

二十八日（水）午後飛行會館に於ける新日本婦人同盟主催婦人參政權講演會にて藤田中央委員講演

二十九日（木）市川大阪毎日新聞社主催婦人參政權講演會にて藤田中央委員講演

三十日（金）午後一時より婦人參政權講演會にて市川講演。

途中京都の同志社にて婦人參政權問題講演會を開催、婦選運動の先輩で物故された樺原嬰生氏を追悼のうち、市川會長の婦人參政問題、前京大教授瀧川幸辰氏の婦人に不利なる法律の講演があり、會員の婦選歌の獨唱があつて盛會裡に散會した。

◇御殿場支部　早川さんら、御殿場の若い婦人たちの間に、元數ではあつたが、婦人獲得同盟時代からの御年輩の方々、二十代に即應した團體を求める聲が高く、十二月二十五日市川會長を招いて講演會を開催するのを熟心な方さへあり、農地問題、機會に、支部結成を計畫してゐる。

◇名古屋支部　舊婦選の會員飯田きぬ、長谷部茂さんらが發起人となり十二月十九日市立第一高女で市川會長を迎へ支部結成式を擧げた。

◇鄰山支部　東京から疎開した鈴木貞子さんらが中心となり十二月二十三日市川會長、長瀨常任ら參會の上支部結成式をあげた。

第一回中央委員會

十一月二十四日（土）午後二時より四時迄九段の大日本教育會館にて開催。池田、市川、大坪、佐野、長瀨、中林、野村、原田、吉岡、齋藤、出席、次の如き報告及協議決定した。

報告

一、役職員について（會報前號參照）

一、會員數約三〇〇名

一、支部　現在秋田のみであるが近く名古屋、京都、郡山、御殿場等にて結成される筈

一、會計

寄附金一三、〇一〇圓　左記の方々より久布白落實氏、石島菊枝氏、大島せい子氏（以上各十圓）岸登恒子氏（三十圓）鏡田貞子氏、井關壽子氏、五日市大悲願寺住職（以上各五十圓）大坪英子氏、宮城たまよ氏、山高しげり氏、糸谷次子氏、飯田きぬを氏、大橋昌一、（別項參照）

一、會員懇談會を十二月二日開催する事（別項參照）

一、婦人參政權問題講演會（別項參照）

一、當面の運動方針

總選擧迄は政治啓蒙一本で進む事

一、支部規約準則、支部內規（別項參照）

一、會員懇談會を十二月二日開催する事（別項參照）

一、婦選通過の記念行事を全國的組織をもつ婦人團體と共同して開く事（別項）

一、事務所新築の件

現在の假事務所も來年早々あけなければならないのでそれ迄に最少限度八萬圓を募金、二十餘坪のものを新築する事と決定。

婦選會館建設資金募集

婦選會より今日迄既に二ケ月、いまだに運動の本據たる事務所を確保出來ずに困難いたして居ります。婦選會館はかつて婦選時代にも計畫いたしました事でもあり、此の際思ひ切つていたしました。出來上りましたら引移し、會館は研究所の所有（財團とするも豫定）として婦選實現の記念といたし度く存じます。尙資金のみなら應分の御奇附が願へますれば幸に存ず事務所用の家具、文房具、臺所用具等で御不用の品がありましたら御寄附乃至はお讓り頂き度く併せて御願ひ申し上げます。

一、建設場所　東京都澁谷區千駄ヶ谷舊相馬黑光氏住宅燒跡（省線新宿、代々木驛より五分）

一、總建坪　平家約三十坪

一、出來上り豫定　昭和二十一年十二月上旬

一、資金總額　建築費約六萬圓、設備費約二萬圓

一、婦選會館建設委員會　委員長　市川房枝

委員　前島ふく　大坪英子　矢次豊子　神山薫　飯田綱尾　茂代　藤田たき　琴枝　照子

支部規約

一本會會員二十名以上ある地方（町村內にても可）に於ては支部を置く事を得

二、地方支部を設置せんとする場合は主唱者として三名以上連名の上、會員名簿（職業、年齡等を附記の事）を添へて本會會長に申出で中央委員會（緊急の場合は常任委員會）の承認を得たる上、可及的速かに發會する事。又發會式には本部より出來る限り出席するものとす。

三、一地方に數個の支部組織されたる場合は各級地區名（郡、道、府縣）を冠したる聯合會を置く事を得

四、地方支部は別に定むる綱領の實現を圖る爲左の事業を行ふ

1、婦人の政治啓蒙の爲各種懇談會、講演會、講習會研究會の開催

2、都道府縣市町村政の民主化の爲の運動と之への參加

3、生活の安定と福祉增進の爲の實踐

4　婦人の封建的隷屬よりの解放の爲の實踐

右諸運動は出來る限り各種團體と提携協力して行ふ事

五、機關誌は本部機關誌を以て充つ。每月の事業報告其他を所定の期日迄に本部に送附すること

六、支部の會費は成るべく本部規定通りとし、その內第一種會費は三圓、第二種會費は十圓を機關誌代その他の費用として本部に納入するものとす。但し地方の事情により會費を增減するも差支へなし

七、地方支部にて本部從屬者中より講師を依頼せんとする時は特別の場合を除き實費を以て煩ずるものとす、尙一般講師の紹介斡旋の勞をとるものとす

八、地方支部は本部發行の調査研究報告その他資料の送附を受くるものとす

事務所日記

十一月十六日（金）婦人政治講座ニコライ堂にて開講。

十七日（土）午後一時より飛行會館にて婦人參政權問題講演會開く。夜は同會館に於ける日本放送協會主催「婦人參政權の實現」にて市川房枝、佐多稻子、久布白落實氏、新聞社主催の婦人參政權講演會にて藤田中央委員等講演。

十八日（日）埼玉女子文化協會にて市川講演

十九日（月）午後中央委員會（緊急招集）

二十日（火）政治教育委員會にて第三回婦人參政講座講演

二十一日（水）婦選會館建設委員會

二十二日（木）正午丸の內ニコライ堂にて市川講演

二十三日（金）午後一時より大阪新聞社主催の婦人參政權講演會にて市川講演

二十四日（土）午前十時より婦人參政權講演會にて市川講演。

二十五日（日）午後二時より中央委員會開催

二十六日（月）午後一時より婦人參政權問題講演會開く。夜は同會館に於ける日本放送協會主催「婦人參政權の實現」にて市川房枝、佐多稻子、久布白落實氏、新聞社主催の婦人參政權講演會にて藤田中央委員等講演。

二十七日（火）午前十時より婦人參政權講演會にて藤田中央委員等講演

二十八日（水）午後飛行會館に於ける新日本婦人同盟主催婦人參政權講演會にて藤田中央委員講演

二十九日（木）市川大阪毎日新聞社主催婦人參政權講演會にて藤田中央委員講演

三十日（金）午後一時より婦人參政權講演會にて市川講演。

途中京都の同志社にて婦人參政權問題講演會を開催、婦選運動の先輩で物故された樺原嬰生氏を追悼のうち、市川會長の婦人參政問題、前京大教授瀧川幸辰氏の婦人に不利なる法律の講演があり、會員の婦選歌の獨唱があつて盛會裡に散會した。

◇御殿場支部　早川さんら、御殿場の若い婦人たちの間に、元數ではあつたが、婦人獲得同盟時代からの御年輩の方々、二十代に即應した團體を求める聲が高く、十二月二十五日市川會長を招いて講演會を開催するのを熟心な方さへあり、農地問題、機會に、支部結成を計畫してゐる。

◇名古屋支部　舊婦選の會員飯田きぬ、長谷部茂さんらが發起人となり十二月十九日市立第一高女で市川會長を迎へ支部結成式を擧げた。

◇鄰山支部　東京から疎開した鈴木貞子さんらが中心となり十二月二十三日市川會長、長瀨常任ら參會の上支部結成式をあげた。

新日本婦人同盟會報

第三號

各黨婦人候補者の熱辯ふるふ政見發表會

民主政治なるかならぬか、全世界の視聽をあつめた總選擧も四月十日、全國一齊に行はれたが、同盟では多忙な婦人有權者の便宜をはかつて、東京都の後援の下に三月二十二日午后一時から共立講堂で各黨婦人候補者の政見發表會を開催、吉岡常任の司會で、自由黨竹內茂代、社會黨加藤シヅエ、協同黨山根菊子、社會黨山口シヅエ、進歩黨木內キヤウ、自由黨久布白落實、民黨赤地文乃の諸女史の順で、それ〳〵約二十分間に亘る政見發表があつた。政見發表の間に市川會長が婦人參政の意義について強調、一千五百の會衆に多大の感銘を與へた。

尙最後に本會の協力した理研映畫「婦人平等へ」二卷を上映して閉會した。

婦人立候補者と懇談

去る三月一日都內立候補と同盟役員との懇談會を市政會館で開いた。

各黨からは、進歩黨の木內さん、社會黨の加藤さん、日本民黨の赤地さんが見え、市川會長として理想選擧でやつてほしいこと、當選後は議會內で婦人代の便宜をはかつて、東京都の後議士のグループを作り、婦人問題の解決に努力してほしい事等の挨拶を述べたのを皮切りに、婦人候補者の黨內に於ける地位、如何に選擧戰をやるべきかを中心に活潑な意見の交換を行つた。

加藤さんから法定費用で戰ひたいが、そのため家庭婦人等が集り易い町會單位の講演會を頻繁に開いてほしいといふ提案があつた。

關東食糧會　民主協議會同盟も共同鬪爭

インフレ阻止と食糧の供給に對しても全く誠意と能力にかけてゐる現政府に頼れずとなし、飢餓克服は自分自身の手で、關東地方食糧危機突破民主協議會が一月二十八日午後一時より讀賣新聞社會議室でひらかれ、本同盟よりは原田常任が出席、關東地方の各種勞働組合、文化團體等三十餘團體が協議の結果、協同組合同盟等によつて組織されてゐる食糧難打開關東地方協議會と合流、關東食糧民主協議會を結成、二月十一日に舊中農會館講堂で獲會式を擧行、本同盟よりは長瀨常任が出席、食糧危機突破の共同運動を行ふ吉の兩氏の御協贊を得て、食生活委員會を組織、三月から家計の實狀調査をはじめた。これは家計簿を運續記入(三ケ月以上)することによつてインフレ進行下の食生活の實狀(榮養攝取量、食糧入手の經路、家計の狀態)を知り、一つには最低生活費要求の基礎資料とし、二つには政治と生活の聯關を、物價騰貴、鑑賞、出席者三十五名。三月九日第三回會員懇談會を涵德亭にて開く。總選擧にそなへるため、十二月廿九日に準備會、一月十四日、二十五日、二月二十日、二月廿六日に準備會、市川會長を圍み各政黨の政策を檢討、出席者五十六名。

本會員中の婦人候補者月旦

▽**竹內茂代氏**（東京一區自由黨）醫學博士で、婦人子供の保健問題に就ての研究者、雄辯ではないが婦人代議士としては最適任者、かつての熱心な婦選運動者

▽**木內キヤウ氏**（東京一區進歩黨）前國民學校長、女教員のよき代辯、熱情家で純眞な人。

▽**久布白落實氏**（東京二區自由黨）婦人矯風會理事で純潔問題の爲めに戰つて來たし、婦選同盟の初期の代表者として婦選運動にも盡力された、婦人界第一の雄辯家。

▽**赤地文乃氏**（東京二區、日本民黨）女子大出、五人の母として、家庭婦人のよき代表者。

▽**米山久子氏**（石川、無所屬）辯護士の夫人、婦選同盟金澤支部幹部として活動した雄辯家。

▽**田中たつ氏**（鳥取、無所屬）三十餘年間産婆として勞力して來た、實行家。

△**武田キヨ氏**（巖島、自由黨）女高師出身、夫君の片腕として商業及中學經營、婦選同盟のよき協力者であつた。

▽**山下ツヂ氏**（熊本、無所屬）女高師出身　長年女子教育に携り、日下會主宰、婦選同盟熊本支部幹部。

▽**和崎はる氏**（秋田、無所屬）篤學婦選同盟支部の幹部であり現在新日婦人同盟支部の幹部秋田縣下婦人によつて推薦された推薦候補、夫亡人で美容師として數兒を育て、來た女丈夫、雄辯家。

▽**福地文乃氏**（東京二區、日本民黨）

▽**神原千代氏**（福島、無所屬）

▽**戸叶里子氏**（栃木民黨）同志社出身、高女數學を經て現在家庭、二兒のよき母君、夫君はもと大朝記者武氏。

▽**橋みち氏**（宮城、共産黨）新婦の女工を振出しに苦學力行、洋裁屋を經營、新婦人協會時代婦選運動に參加その後無産婦人運動、消費組合運動關係、勤勞婦人のよき代表者。

第一回總會開催豫告

第一回總會は五月中旬總選擧後の特別議會開會中に開き、各支部代表者出席創立後の運動について檢討を行ふと共に今後の運動方針を協議する豫定です。尙總會を機會に附屬行事として左の諸項を行ふ豫定です。

1　支部事務擔當者の打合せ會
2　特別議會の傍聽
3　婦人代議士との懇談會
4　婦選獲得記念展覽會（婦人問題研究所と共催）

日の三回に亘り、食生活委員會をもつて、家計簿、食糧事情調査表を作製、委員の手を通じて、東京都從業員組合、都下各勞働組合等へ、記入依頼を行つた。集計は日本生活問題研究所の手によつて毎月行ふことになつてゐる。

食生活委員會委員

委員長　渡邊多恵子　委員　田中きねよ　佐野智恵　下竹操　虎谷、喜惠　池田君枝　鑓田貞子　中林孝子　田中みち子　糸谷次子　小倉百合子　上村梅子本間清子　松生德子　安江澄枝　浦口靜子　攝常常任　原田　長瀨

東京都港區千駄ヶ谷五ノ八八九
發行所　新日本婦人同盟

會員懇談會

發足して初めての會員懇談會を十二月二日（日）午後一時より教育會館の一室に開く。傘國農業會の中村吉次郎氏の「農地改革」についてのお話を中心に親しみのある懇談がくりひろげられた。集つた會員は二十人の少數ではあつたが、婦人獲得同盟では最も活潑に吐露され、婦人參與による政治の明朗化を期待された。

支部活動狀況

◇**京都支部**　舊婦選の會員神山薫、森定かず子、鷲野光枝さん達が中心となつてゐる京都ヶ部では十二月十一日同志社で婦選問題講演會を開催、婦選運動の先輩で物故された樹原雛生氏を追悼のもの、市川會長の婦人參政問題、前京大教授瀧川幸辰氏の婦人に不利なる法律の講演があり、會員の婦選歌の獨唱があつて盛會裡に散會した。

◇**御殿場支部**　早川さんら、御殿場の若い婦人たちの間に、元日婦の幹部達の保守的な傾向にあき足らずとして、新らしい時代の若い方々、それに茨城の農村から繁忙を極める農事を都合して、一日がゝりで出て來られた熱心な方さへあり、農地問題、食糧、配給問題等につき、各自の立場、職場より政治的抱負を活潑に吐露され、婦人參與による政治の明朗化を期待された。

◇**名古屋支部**　舊婦選の會員飯田きぬ、長谷部茂さんらが發起人となり十二月十九日市立第一高女で市川會長を迎へ支部結成式を擧げた。

◇**都山支部**　東京から疎開した鈴木貞千さんらが中心となり十二月二十三日市川會長、長瀨常任ら參會の上支部結成式をあげた。

第一回中央委員會

十一月二十四日（土）午後二時より四時迄九段の大日本教育會館にて開催。池田、市川、大坪、佐野、長瀨、中林、野村、原田、吉岡、齋藤、出席、次の如き報告及協議決定した。

報告

一、役職員について（會報前號參照）

一、會員數約三〇〇名

一、支部　現在秋田のみであるが近く名古屋、京都、那山、御殿場等にて結成される筈

一、會計

寄附金一三、〇一〇圓　左記の方々より久布白落實氏、石島（五百圓）兒玉ツヤ子氏（一千圓）戰後對寮婦人委員會（二千圓）坂入福二郎氏（三千圓）東京菓氏（五千圓）

以上の他赤松常子、杉本節子、山高茂の三氏より十七日講演會謝禮分（各二十圓）御寄附頂いた。

一、政治教育委員會（別項參照）

一、婦人政治講座（別項參照）

一、婦人參政權問題講演會（別項參照）

一、當面の運動方針

總選擧迄は政治啓蒙一本で進む事

一、支部規約準則、支部內規（別項參照）

一、會員懇談會を十二月二日開催する事（別項參照）

婦選會館建設資金募集

發會より今日迄既に二ケ月、いまだに運動の本據たる事務所を確保出來ずに困難いたしました事でもあり、此の際思ひ切つて婦選時代にも計畫いたしましたが婦選會館を急造する事といたして婦人問題研究所の事務所も引移し、會館は研究所の所有（財團とする豫定）として婦選實現の記念といたし度く存じます。尙資金のみならず事務所用具等で御不用の品がありましたら御寄附乃至はお讓り頂き度く併せて御願ひ申し上げます。

一、建設場所　東京都港區千駄ヶ谷燒跡公園（舊綠新宿）代々木驛より五分）

一、總建坪　平家約三十坪

一、出來上り豫定　昭和二十一年十二月上旬

一、資金總額　建築費約六萬圓、設備費約二萬圓

昭和二十年十二月

委員　婦選會館建設委員會　委員長　市川房枝

竹內茂代　藤田たき　前島ふく

矢次琴枝　豊子　大坪英子

神山薫　飯田絹尾　兒玉照子

婦選會館建設資金寄附者

（十二月十七日迄）

一金五萬圓也　那山支部

一金一萬圓也　京都支部

一金五千圓也　名古屋支部

一金三千圓也　坂入福二郎

一金二千圓也　戰後對寮婦人委員會

一金一千圓也　兒玉ツヤ子

一金五百圓也　東京菓氏

一金三百圓也　大沼安彦氏

（以上各三百圓）大坪英子氏、宮城たまよ氏、山高しげり氏、糸谷次子氏、飯田きぬを氏、大橋昌子氏、自由公論社（以上各百圓）吉村磐子氏、湯淺令子氏（以上各五十圓）岸登恒子氏（三十圓）鑓田貞子氏、井關三彦氏（以上各五十圓）大坪英子氏、宮城たまよ氏、山高しげり氏、糸谷次子氏、飯田きぬを氏、大橋昌子氏、自由公論社（以上各百圓）吉村磐子氏、湯淺令子氏（以上各三百圓）大沼安彦氏

支部規約

一　本會會員二十名以上ある地方（町村內にても可）に於ては支部を置く事を得

二、地方支部を設置せんとする場合は主唱者として三名以上連名の上、會員名簿（職業、年齡等を附記の事）を添へて本會會長に申出で中央委員會（緊急の場合は常任委員會）の承認を得たる上、可及的速かに發會する事。又發會式には本部より出來る限り出席するものとす。

三、一地方に數個の支部組織されたる場合は各級地區名（郡、道、府縣）を冠したる聯合會を置く事を得

四、地方支部は別に定むる綱領の實現を圖る爲左の事業を行ふ

1、婦人の政治啓蒙の爲各種懇談會、講演會、講習會研究會の開催

2、都道府縣市町村政の民主化の爲の運動と之への參加

3、生活の安定と福祉增進の爲の實踐

4　婦人の封建的隷屬よりの解放の爲の實踐

右諸運動は出來る限り各種團體と提携協力して行ふ事

五、機關誌は本部機關誌を以て充つ。每月の事業報告其他を所定の期日迄に本部に送附すること

六、支部の會費は成るべく本部規定通りとし、その內第一種會費は三圓、第二種會費は十圓を機關誌代その他の費用として本部に納入するものとす。但し地方の事情により會費を增減するも差支へなし

七、地方支部にして本部役員その他同盟關係者中より講師を依頼せんとずる時は特別の場合を除き實費を以て懇ずるものとす、尙一般講師の紹介斡旋の勞をとるものとす

八、地方支部は本部發行の調査研究報告その他資料の送附を受くるものとす

事務所日記

十一月十六日（金）婦人政治講座、ニコライ堂に開講。

十七日（土）午後一時より飛行會館にて婦人參政權同盟會館に於ける日本放送協會主催「婦人參政の一日」に市川房枝、佐野文一、久布白落實三氏講演。午後より新聞社主催の婦人參政權講演會にて藤田中央委員講演。

十八日（日）埼玉女子文化協會にて市川講演。

二十日（火）市川柄木縣鹿沼及日光にて講演。

二十一日（水）新日本主催の婦人參政講演會に市川講演。

二十二日（木）午後一時より丸の內ヨーロンにて大阪新聞社主催の婦選座談會。市川、大坪、田中、中林、原田、吉岡、齋藤出席。

二十四日（土）正午大日本教育會にて第三回婦人有權者に對する政治教育委員會開催。別項の如く決定。午後二時より婦選運動の目標とその具體的方策について一同中央委員會開催。

二十八日（水）新日本主催の婦人參政權講演會に於ける新日本婦人參政權講演會にて藤田中央委員講演。

三十日（金）市川大阪毎日新聞社主催の同志會にて講演。

編輯後記

本部では大河內一男、安藤政輝、中島照、石本モヨノ

中央委員會報告

第二回

昭和二十一年一月九日（水）午前十一時—十三時於霞德亭
出席　原田、佐野、飯島、（野村代理）田中、長瀬、吉岡、中林、鐘田、市川、齋藤
缺席　藤田、生田、虎谷、池田、大坪

協議

一、會員擴得—總選擧迄に三千名を目標とす
一、機關誌—四六判四頁月二回（一日、十五日）發行する、誌名は「有權婦人」「婦人有權者」など二月創刊豫定
一、食生活委員會—委員長に渡邊多惠子氏、顧問に大河內一男安藤政吉兩氏、憲所の實際を調査し、今後の運動の爲の資料とする、分擔は原田常任委員
一、民主政治懇談會—婦人の保守反動的勢力へ走るのを阻止し、民主政治の何たるかを研究する爲、一月十七日午後淑德亭に社會黨鈴木茂三郎氏、共產黨宮本顯治氏を招き懇談、右はその後常任委員會にてこれに讀賣新聞鈴木東民氏を講師に加へる事と決定
一、婦人候補者政策發表會を行ふ
一、總選擧迄の政治教育—啓蒙活動を尙活發に行ふ
一、政黨候補者の選擇標準決定（會報二號參照）
一、立候補者推薦應援の件—會としては一切しないこと、但し婦人候補者で特に優秀な人に限り個人として應援する場合はみとめる
報告

一、會館建設—會報二號參照
一、本部事務分擔變更—會員支部組織一切齋藤より長瀬に移る

第三回

二月十六日正午—午後四時於淑德亭
出席　池田、市川、大野、佐野、田中、長瀬、吉岡、齋藤（傍聽）鈴木貞子、任田かしく
缺席　藤田、生田、虎谷、中林、鐘田、原田
報告及協議

一、支部組織—二月中旬までの狀況報告
一、機關誌の件—誌名は女性展望復活の形でゆくことに決定又內容は出來るだけ解說的に一貫した中庸の立場をとる
一、關東食糧危機突破協議會には同盟より原田、長瀬、參加しつゝあり、本部としては今後とも提携協力する
一、民主戰線への參加の問題—民主戰線結成は眞の民主主義國建設の爲には必要なるも尙正式の申込みを受けた後に改めて協議すること
一、東京地區より婦人立候補者應見發表會を三月中に行ふ

第四回

三月二十三日（土）午後三時—五時於事務所
出席　虎谷、佐野、鐘田、市川、大坪、原田、長瀬、吉岡、齋藤、鈴木（傍聽）
缺席　藤田、生田、池田、田中林、野村
報告

一、支部組織狀況（別項參照）
一、東京地區婦人候補者懇談會三月一日東京市政調査會議室にて開催（別項參照）
一、東京地區婦人候補者政見發表會（別項參照）
協議

一、總會について
イ、期日は五月特別議會々期中
ロ、各支部に於いては本部總會前先づ懇談會を開き、會についての各種希望註文を本部總會に提出せしめ、本部總會後支部總會を開かしめ、新方針によつて支部の準備をなさしめる
ハ、東京都支部を早急に結成のこと
ニ、本部總會出席の代議員の選出方法等の事務的事項は事務局にて立案すること
來年度の運動の方針は約改正その他については各中央委員に於て研究
ホ、次回中央委員會は四月十三日（土）會員懇談會後食事を共にし右事項について協議の事
ヘ、右總會の頃婦選運動展覽會を婦人問題研究所と共催にて行ふこと
二總選擧前後の活動
イ、「總選擧の手引」（第二號參照）
その他諸事とかく圓滑をかき前後一ケ月を經過した今日まだ板圖ひのまゝで引きつゞく惡天候になやまされて居ります。
資金の方位皆樣の御芳志により別稿の如く現金六萬五千圓を

婦選會館建設資金募集

發會より今日迄既に數ケ月、いまだに運動の本據たる事務所を確保出來ずに困難いたして居ります。婦選會館はかつて婦選時代にも計畫いたしましたが事實ひ切つて急造する事といたしました事でもあり、此の際思ひ切つて婦人問題研究所をも引移し、會館は研究所の所有（財團とする豫定）として婦選實現の記念といたし度く存じます。應分の御寄附が願へますれば幸に存じます。尙資金のみならず事務所用具、家具、寫眞用等で御不用の品がありましたら御寄附乃至はお讓り頂き度く併せて御願ひ申し上げます。

一、建設場所　東京都澁谷區千駄ケ谷舊相馬黑光氏住宅燒跡（省線新宿、代々木驛より五分）
一、總坪數　建坪　約三十二坪
一、出來上り豫定　昭和二十一年五月上旬
一、資金總額　建築費約七萬圓、設備費約三萬圓
一、寄附方法　一口百圓分納も可

昭和二十一年十二月
婦選會館建設委員會
委員長　市川房枝
委員　竹內茂代　藤田たき　前島ふく
齋藤きえ　矢次保子　大坪英子
中島照子　兒玉琴枝　矢次豊子
石本モヨノ　折笠よしの　飯田綱尾
田中きねよ　神山薫　武石まさ子
幹事

會報附錄を訂正別刷としたもの）を支部に送ること
ロ、各區で小規模な婦人候補者立會演說會を都と協力してすること
ハ、主なる婦人候補者に激勵文を送ること、又當選した人には祝電をうち、適當な機會に懇談會をする

支部通信

秋田支部

十一月九日支部發足と共に、會員類る緊張、與へられた婦選行使の準備に萬全の策を練つてゐる。
政治啓蒙活動は十一月二十日を皮切りに開始した。支部長小泉キクエ氏宅の電話のベルは各方面からの講演申込で毎日忙しく鳴つてゐる。各方面の要望に應じ、澤田ロク、鹿瀬トク、東海林ミヨ、中島照子、高山ユキ和崎ハルの諸氏は每日雨の日も風の日も休みなく縣下各市町村を巡廻講演してゐる。講演依頼申込み團體のおほむねは町村役場、國民學校、母親學級、高女同窓會、婦人會等である。
尙小泉支部長宅で月、數回參政權、時局問題について懇談會を開いてゐる。その折市外在住の會員は支部長宅へ泊りこみで出席してゐる。
尙衆權防止のための陳情書を縣當局へ提出した。

名古屋支部

憲法改正問題　イシフレ問題等につき權威者に聽く會二回開く。
○縣、市、進駐第二十五師團に請願書提出（女子方面委員の增員、配給機構に女子の參加、擴生活者の緊急處置促進）
○農村に供米促進のための慰問舞踊團派遣と婦人參政講演開催。
○聯區婦人會に婦人參政權の講演巡行。
○縣下勞働婦人代表者會議開催（最低賃銀の修正、勞働委員に女子代表增員等の決議案を厚生省と縣に提出）

京都支部

二月二十三日、本部市川會長吉岡常任と共に各政黨京都支部の代表者、新聞社代表、法律家、大學教授、府市振興課長、市內各婦人團體代表を招待し婦人の衆權防止について協力懇請の後會食を共にした。同席上麥田榮美子氏より支部へ一萬圓の寄附を受けた。
支部では本部會館建設費を得るため代理部を設け已に四千六百圓の純益を得た。
三月十二日には本支部後援の下に京都市振興課、京都市婦人會主催での講演會を開催した。
來る四月十日の總選擧前を期し、衆權防止のため立看板、電車內のポスター揭示、デパートの飾窓の利用等により大々的運動を展開すべく目下準備中である。

郡山支部

一月五日　役員三名、町會隣組からの申出でに應じ婦人參政權についての座談會を指導する。
一月十三日　鷲沼登美枝氏の來郡を機に、文化協會と共同主催にて講演會を開く。題「民主主義と婦人參政權」
一月二十日　赤松常子氏來郡につき委員懇談會を催し、活潑な質問を發し有意義に過す。
一月二十日　高瀨村青年團啓蒙を依頼され、鈴木、水、菊池秋子紙芝居をもつて出掛ける。
二月二十四日　土浦支部へメッセーヂをおくる。
二月二十六日　日和田村青年團へ講演會を依頼され、鈴木、菊池出張
三月二日　富久山支部結成につき役員出張メッセージを讀み懇談同じく須賀川支部結成に際し鵜川氏を派遣メッセージを送る

知多支部（愛知縣半田市）

一月二十四日　結成、本部より市川會長、吉岡常任委員出席結成大會で左の事項を決議
一、主食三合配給卽時實施
一、戰災者、遺家族、未復員家族救援强化
一、無料病院設置
一、街燈增設
二月二十四日　各政黨の政策を聽く會開催
二月二十六日　半田市並に知多郡の町村長宛に「婦人の投票を容易ならしめるための建言」提出
三月三日　戰災者遺家族、未復員家族の慰安演藝會開催
尙榮養失調の歸還者、病氣の選家族等のため醫者を斡旋し又いろ〳〵と世話をしてゐる

函館支部

支部長、石本モヨノ
一月二十日　結成
二月七日　本部より市川會長、原田常任委員等二講師を迎へ北海道新聞社と共催で講演會を開いた、翌九日午後支部長宅で會長を圍み會員懇談會を開催、今後の活動について懇談した

札幌支部

支部長、更科駒緒
二月三日　結成
二月九日　本部より市川會長原田常任委員の二講師を迎へて北海道新聞と共催で講演會を開いた、十日午後には會員懇談會を開催今後の運動について懇談した

小樽支部

幹部　村上、渡邊
二月十二日　市川會長を迎へて支部結成、同日午後市公會堂で講演會を開催した

土浦支部（茨城縣）

二月二十四日　市川會長、佐野中央委員を迎へて結成。同時に講演會を開催、市川會長の講演、婦選の歌の獨唱をした

須賀川支部（福島縣）

支部長、西坂ヨシイ
三月二日　市川會長長瀨常任出席支部結成並に講演會を開催

富久山支部（福島縣）

支部委員長　佐藤友子
三月二日　本部市川會長の出席の下に支部結成式並に講演會を開催した

福島市支部

支部長　箱崎ギンヨ
三月三日　午前市川會長の出席を得て支部結成式並に講演會を開催した

杉妻支部（福島縣）

支部委員長　秀瀨としえ
三月三日　午後、市川會長出席の下に支部結成記念講演會

柏崎市支部（新潟縣）

刈羽郡支部

支部幹部　田中きん、曾田クラ
三月九日　午前市川會長出席の下に支部結成式を行ひ午後講演會を催す

松江市支部（島根縣）

支部幹部　三浦
三月十四日　午後市川會長の出席を得て從來の婦人問題研究會を支部に改組し、今後の運動について懇談した

支部結成準備進む

鳥取縣米子市では上原ぎみ子氏を中心に支部結成の準備中であつたが、三月十五日市川會長の來訪を機會に支部準備會を結成同じく鳥取縣鳥取市では三月十六日市川會長の同市來訪を機會に日本海新聞社婦人記者能勢清香氏、保健婦前川氏を中心に支部設立を申合はせた。
大分縣別府市では田邊みつの氏を中心に支部結成の準備中長野縣松本市では加藤すゞ子氏を中心に支部結成の準備中
秋田縣和田町では已に五八名の會員が出來目下支部結成準備中
神奈川縣厚木町では鹿崎氏の盡力で目下支部結成の準備中
群馬支部準備會は伊地知靜子氏が中心になつて既に二百餘の會員を有してゐる。伊地知氏は良き助力者吉宗ツタノ氏を得て北甘樂郡各町村を皮切に高崎、前橋、伊勢崎等縣下各地を紙芝居、劇、講演等によつて政治啓蒙運動を展開してゐる。
北海道釧路市では二月十三日原田常任の出張を機會に釧路市綜合文化聯盟の婦人部會員と釧路自由青年會の婦人會員と懇談會を開催、戶田久子、橫田文子さんらが同盟支部準備會を結成

婦選會館寄附者

（敬稱略）

鐘田貞子、井關壺子、原田清子、岡本馥子、吉田靜、吉田松枝、香川綾、小泉菊枝、金子敏子、奥むめお、松野ふく、吉野壽子、更科駒緒、安達よシ、御殿場支部準備會、河出孝雄、中野万龜、關絢子（以上一口）藤田たき、坂本虎次、辻しな子、伊地知靜子、鈴木芳子、兒玉琴枝前島正英、田子一民、知多支部、細田きよ、柏崎支部（以上二口）大坪英子、澤田志げ（以上三口）渡邊良子、矢次とよ、郡山支部、大谷ヨシエ、倉島八郎（以上五口）中林孝子二〇圓、飯田きぬを三〇口、某氏一〇口湯淺佐一、同令子三〇〇口、佐野智惠子七〇圓、某氏一〇〇口米田鹿能一〇〇圓、市川房枝五口、二〇圓、大竹せい二口、債券一八二圓、廣崎アキ債券三〇〇圓、塚崎才司郎五〇口、坂入福三郎一〇〇口、藤岡うた代債券二〇二一圓、東京青果物配給統制組合債券一四六二圓五〇、關谷智與子三〇圓、合計七〇四一五圓五〇（內債券は三九六五圓五〇、額面）（三月廿一日現在）

お斷はり　パンフレット「婦人の味方はどの黨か」は印刷所の都合により遺憾ながら出版不能となりましたことをお詫び致します。

記事 日所務

十二月一日　福井縣鯖江に於ける福井縣婦人指導者講習會並に小濱市に於ける嶺南婦人指導者講習會にて講演（市川）

△埼玉縣秩父文化協會主催「政治教育講座」に出講（齋藤）

二日　大日本教育會にて本部會員懇談會

三日　東京芝浦柳町工場主催婦人従業員の爲の講演會にて講演（原田）

六日　常盤家にて新日本婦人同盟中央委員會計畫實現懇談會

八日　一宮市主催婦人講演會にて講演（市川）△瀧ノ川婦人懇談會に原田出席

九日　鶴見倶樂部にて市川講演

十日　名古屋中部日本新聞主催講演會に市川出演

十一日　新日本婦人同盟京都支部結成記念講演會にて市川講演△澁谷區主催婦人公民講座齋藤出演

十二日　朝日新聞主催小倉市講演會に市川出演

十三日　朝日新聞主催福岡市講演會に市川出演

十四日　東京都従業員組合にて原田講演

十五日　水戸市母親學校懇談會に中林出席△東京都芝區麻布區常議講座佐野出演△全國農業會婦人職員懇談會市川、原田、吉岡、出席

十六日　新日本婦人同盟主催青年會主催の嶺北婦人指導者講習會並に小濱市に於ける嶺南婦人指導者講習會にて講演（市川）

十七日　理研映畫「婦人參政」擧母女學校にて市川講演

十八日　宇都宮市にて原田講演

二十日　共立講堂にて新日本婦人同盟主催「婦選實現記念政黨の政策をきく會」開催來場二、〇〇〇名△四谷區、赤坂區常議講座に虎谷出講

十九日　名古屋市主催講演會にて市川講演△品川區荏原區常議講座（原田）△大森區蒲田區常議講座（吉岡）△目黒區世田ヶ谷區常議講座（齋藤）

二十日　淀橋區常議講座（齋藤）△五日市町婦人部主催講演會にて市川講演△中央水産業會主催千葉和田浦に於ける生活懇談會に鍵田、佐野出席

二十一日　板橋區練馬常議講座（長瀬）

二十二日　川口市主催講演會にて藤田講演△葛飾區常議講座（田中）

二十三日　新日本婦人同盟郡山支部發會式並に記念講演會（市川、長瀬）△福島縣富久山婦人會にて市川講演

二十四日　北多摩郡常議講座（藤田）

二十五日　御殿場青年聯盟新日本婦人同盟御殿場支部準備會共催講演會にて市川講演△千葉市主催講演

二十六日　全國農業會青年聯盟準備會に齋藤出席

二十七日　理研映畫「婦人平等」等の一場面として新日本婦人同盟事務所撮影

二十八日　宇都宮市にて原田講演

二十九日　新日本婦人同盟食糧委員會（於竹葉亭）

民主主義の實踐はまづ婦人が自らを解放することから始まる。婦人はこの際完全な解放と自己完成をはかるための科學的合理的精神を學びとり過去の封建的奴隷根生から脫皮せよ。

×

婦人に不平等な現行民法刑法の改正は無論のこと、新憲法は人民の自由、男女の平等を保證するため具體的に、勞働の義務と權利、休息權、母と子の擁護婦人勤勞の保護等の條章をもたねばならぬ。そのために婦人たちの聲を組織しよう。

一月六日　千葉縣成東男女青年會にて市川講演

九日　新日本婦人同盟中央委員會

十日　世田ヶ谷八幡山町内會婦人に啓蒙懇談會（田中、鍵田）△大阪府高槻市政治研究會にて市川講演

十二日　午後愛知縣岡崎市文化協會にて市川講演△夜愛知縣江に於ける婦人指導者講習會並に小濱市に於ける嶺南婦人指導者講習會にて講演（市川）

△埼玉縣秩父文化協會主催「政治教育講座」に出講（齋藤）

二日　大日本教育會にて本部會員懇談會

三日　東京芝浦柳町工場主催婦人従業員の爲の講演會にて講演（原田）

六日　常盤家にて新日本婦人同盟中央委員會計畫實現懇談會

八日　一宮市主催婦人講演會にて講演（市川）△瀧ノ川婦人懇談會に原田出席

九日　鶴見倶樂部にて市川講演

十日　名古屋中部日本新聞主催講演會に市川出演

十一日　新日本婦人同盟京都支部結成記念講演會にて市川講演△澁谷區主催婦人公民講座齋藤出演

十二日　朝日新聞主催小倉市講演會に市川出演

十三日　朝日新聞主催福岡市講演會に市川出演

十四日　東京都従業員組合にて原田講演

十五日　水戸市母親學校懇談會に中林出席△東京都芝區麻布區常議講座佐野出演△全國農業會婦人職員懇談會市川、原田、吉岡、出席

十六日　新日本婦人同盟主催青年會主催の嶺北婦人指導者講習會並に小濱市に於ける嶺南婦人指導者講習會にて講演（市川）

十七日　理研映畫「婦人平等」擧母女學校にて市川講演

十八日　宇都宮市にて原田講演

二十日　淀橋區常議講座（齋藤）△五日市町婦人部主催講演會にて市川講演△中央水産業會主催千葉和田浦に於ける生活懇談會に鍵田、佐野出席

二十一日　板橋區練馬常議講座（長瀬）

二十二日　川口市主催講演會にて藤田講演△葛飾區常議講座（田中）

二十三日　新日本婦人同盟郡山支部發會式並に記念講演會（市川、長瀬）△福島縣富久山婦人會にて市川講演

二十四日　北多摩郡常議講座（藤田）

二十五日　御殿場青年聯盟新日本婦人同盟御殿場支部準備會共催講演會にて市川講演△千葉市主催講演

二十六日　全國農業會青年聯盟準備會に齋藤出席

二十七日　理研映畫「婦人平等」等の一場面として新日本婦人同盟事務所撮影

二十八日　宇都宮市にて原田講演

二十九日　新日本婦人同盟食糧委員會（於竹葉亭）

三十日　食糧危機突破對策協議會（長瀬、原田出）

三十一日　油脂統制會にて講演（市川）

七日　函館支部結成、函館支部、北海道新聞共催「婦人參政」問題講演會（市川、原田）

八日　函館支部會員懇談會

九日　札幌支部結成、本部會員懇談會、札幌支部北新共催婦人參政問題講演會にて市川、原田講演、北海道新聞社女子従業員へ市川講演、理研映畫「婦人平等」上映協力

十日　働く婦人の會主催講演會（市川、原田）

札幌支部會員懇談會、北海道婦人會員への講演（市川）女教師との懇談會（市川、原田）

十一日　午前小樽市支部結成式開代表懇談會に市川、吉岡出席△午後講演會に市川出席

十三日　函館支部役員會に市川出席

十四日　市川、秋田支部訪問幹部と懇談

十六日　中央委員會

十七日　國立の都健康保險組合座談會「婦人と政治」に吉岡出席、岐阜縣飛騨古川政治教育研究會にて講演（齋藤）

十九日　原田、長瀬内務次官に面接「婦人の投票を容易ならしめる爲の諸方策について」を提出

二十日　食生活委員會

二十二日　午前貯金局女子職員に市川講演

二十三日　午前東京都青年學校教員講習會にて市川講演

二十四日　土浦支部結成（市川、佐野出席）

二十五日　市川水戸師範學校女子部にて講演

千葉縣主臺村にて講演（齋藤）

二十八日　東京都健康保險組合員に家計簿記入指導を行ふ（原田）市川岐阜縣下呂にて講演

十八日より二十八日迄板橋區主催「婦人啓發講座」に虎谷、田中、齋藤出講（前後五回）

三月一日　東京市政調査會館にて東京地區婦人候補者との懇談會開催

二日　福島須賀川支部（午前）並に富久山支部（午後）結成、市川、長瀬出席

三日　午前福島市支部午後杉妻支部結成市川出夜女子醫專にて市川講演

五日　午前新潟市日東工鑛女子従業員に午後新潟女性文化會で講演（市川）

六日　新潟三條文化會にて講演（市川）

七日　新潟柏崎刈羽支部結成市川出、福井縣保險婦協會主催講習會にて講演（原田）

八日　金澤北國新聞社主催講演會（市川）

十日　埼玉縣宗谷婦人會にて講演（市川）、北多摩郡國立にて婦選懇談會（長瀬、原田出）

十一日　市川名古屋市役所女子指導者懇談會にて講演

行發日五十月六年一十二和昭

婦人有權者

WOMEN VOTERS

行發所

新日本婦人同盟

Vol. I No. I　50 Sen

行發日五十月每刊月

婦人有權者 第一號目次

▼婦人有權者への提言……市川　房枝（一）
▼米國婦人有權者同盟との交歡……（一）
▼第九十特別議會傍聽……鷲沼登美枝（一）
▼感想　代議士和崎ハル（二）
▼男女平等を規定せる新憲法草案……（三）
▼婦人公民權實施せん……（四）
▼牛乳の入民管理……（三）
▼啓蒙運動の成果……（五）
▼一有權者の感想　野村正子（五）
▼望む　婦人代議士に　松生德子（五）
▼婦選運動岡士議會進出（六・七）
▼婦人議員タラブ……（七）
▼新日本婦人同盟だより……（八）
▼各黨婦人部の展望……（一）
▼あとがき……（八）

主張

婦人有權者への提言

私共婦人は、去る昭和二十年十二月十七日衆議院議員選擧法の改正によつて、衆議院議員の選擧權及被選擧權を與へられた。然して去る四月十日の總選擧に於て初めてこれを行使した次いで私共は、目下召集中の第九十特別議會に政府から提案する筈の地方制度の改正によつて婦人公民權選を與へられる筈である。

かくて私共は國政並に地方自治政への參政權を與へられ、婦人有權者としての完全な權利を獲得する事になるのである。

權利には必ず義務を伴ふものである。私共はその與へられた權利を最も有效に行使し民主主義國日本、平和愛好國日本の建設に協力すべき重大なる任務を分擔した譯である。

如何にして其の任務を完遂するか、それは容易な事ではない。

日常普段に於ける國政及自治政への參政權の完全なる

記日所務事

十二月一日　福井縣會婦人職員懇談會市川、原田、吉岡、出席

十六日　新日本婦人同盟主催鯖江に於ける福井縣敎育會主催の嶺北婦人指導者講習會並に小濱市に於ける嶺南婦人指導者講習會にて講演（市川）

△埼玉縣秩父文化協會主催「政治敎育講座」に出講（齋藤）

二日　大日本敎育會にて本部會員懇談會

三日　東京芝浦柳町工場主催婦人從業員の爲の講演會にて講演（原田）

六日　常盤家にて新日本婦人同盟中央委員會計監督懇談會

八日　一宮市主催婦人講演會にて講演（市川）△瀧ノ川婦人懇談會に原田出席

九日　鶴見倶樂部にて市川講演

十日　名古屋中部日本新聞主催講演會に市川出演

十一日　新日本婦人同盟京都支部結成記念講演會にて市川講演△澁谷區主催婦人公民講座齋藤出演

十二日　朝日新聞主催小倉市講演會に市川出演

十三日　朝日新聞主催福岡市講演會に市川出演

十四日　東京都從業員組合にて原田講演

十五日　水戸市母親學校懇談會に中林出席△東京都芝區麻布區常識講座佐野出演△全國農業會婦人職員懇談會市川、原田、吉岡、出席

十六日　新日本婦人同盟主催婦人從業員の爲の講演會にて講演（原田）

六日　常盤家にて新日本婦人同盟中央委員會計監督懇談會

八日　一宮市主催婦人講演會にて講演（市川）△瀧ノ川婦人懇談會に原田出席

九日　鶴見倶樂部にて市川講演

十日　名古屋中部日本新聞主催講演會に市川出演

十一日　新日本婦人同盟京都支部結成記念講演會にて市川講演△澁谷區主催婦人公民講座齋藤出演

十二日　朝日新聞主催小倉市講演會に市川出演

十三日　朝日新聞主催福岡市講演會に市川出演

十四日　東京都從業員組合にて原田講演

十五日　水戸市母親學校懇談會に中林出席△東京都芝區麻布區常識講座佐野出演△全國農業會青年聯盟準備會に齋藤出席

十六日　新日本婦人同盟主催婦人從業員の爲の講演會にて講演（原田）

十七日　理研映畫「婦人年擧母町文化協會にて市川講演

十三日　擧母女學校にて市川講演

十四日　新日本婦人同盟第一回食生活委員會

十五日　日本興業銀行女子職員に市川講演

十七日　同盟民主政治懇談會

十八日　三井本社女子職員に市川講演

十九日　正金銀行女子職員に市川講演

二十日　神奈川縣有馬村青年團にて市川講演

二十一日　食糧危機突破對策協議會に原田出席

二十三日　京都支部政黨及新午後講演會に市川出席

二十四日　愛知縣半田市支部役員會に市川出席

二十五日　愛知縣碧海郡旭村支部結成式及講演會市川、吉岡出席

二十六日　同盟第二回食生活委員會

二十七日　埼玉女子文化協會「四大政黨婦人對策をきく會」（長瀬、野村、講演）

二十八日　埼玉縣所澤町にて市川講演△食糧危機突破對策協議會（長瀬、原田、出席）

二十九日　食糧危機突破對策協議會（長瀬、原田出）

三十日　東京職業輔導學校にて市川講演

二十三日　午前東京都青年學校敎員講習會にて市川講演

二十四日　土浦支部結成（市川、佐野出席）

二十五日　市川水戸師範學校女子部にて講演

千葉縣主臺村にて講演（齋藤）

二十八日　東京都健康保險組合員に家計簿記入指導を行ふ（原田）市川岐阜縣下呂にて講演

十八日より二十八日迄板橋區主催婦人啓發講座に虎谷、甲斐藤出講（前後五回）

三月一日　東京市政調査會館にて東京地區婦人候補者との懇談會開催

二日　福島須賀川支部（午前）並に富久山支部（午後）結成、市川、長瀬出席

三日　午前福島市支部午後杉妻支部結成市川出夜女子醫專にて市川講演

五日　午前新潟市日東工鑛女子從業員に午後新潟女性文化會で講演（市川）

六日　新潟三條文化會にて講演（市川）

七日　新潟柏崎刈羽支部結成市川出、福井縣保險婦協會主催講習會にて講演（原田）

八日　金澤北國新聞社主催講演會（市川）

十日　埼玉縣深谷婦人會にて講演（市川）、北多摩郡國立にて婦選懇談會（長瀬、原田出）

十一日　市川名古屋市役所女子指導者懇談會にて講演

十二日　午後愛知縣岡崎市文化協會にて市川講演△夜愛知縣敎育會主催の嶺北婦人指導者講習會並に小濱市に於ける嶺南婦人指導者講習會にて講演（市川）

△埼玉縣秩父文化協會主催「政治敎育講座」に出講（齋藤）

二日　大日本敎育會にて本部會員懇談會

三日　東京芝浦柳町工場主催婦人從業員の爲の講演會にて講演（原田）

六日　常盤家にて新日本婦人同盟中央委員會計監督懇談會

八日　一宮市主催婦人講演會にて講演（市川）△瀧ノ川婦人懇談會に原田出席

九日　鶴見倶樂部にて市川講演

十日　名古屋中部日本新聞主催講演會に市川出演

十一日　新日本婦人同盟京都支部結成記念講演會にて市川講演△澁谷區主催婦人公民講座齋藤出演

十二日　朝日新聞主催小倉市講演會に市川出演

十三日　朝日新聞主催福岡市講演會に市川出演

十四日　東京都從業員組合にて原田講演

十五日　水戸市母親學校懇談會に中林出席△東京都芝區麻布區常識講座佐野出演△全國農業會青年聯盟準備會に齋藤出席

十六日　新日本婦人同盟主催婦人從業員の爲の講演會にて講演（原田）

十七日　理研映畫「婦人年擧母町文化協會にて市川講演

十三日　擧母女學校にて市川講演

十四日　新日本婦人同盟第一回食生活委員會

十五日　日本興業銀行女子職員に市川講演

十七日　同盟民主政治懇談會

十八日　三井本社女子職員に市川講演

十九日　正金銀行女子職員に市川講演

二十日　神奈川縣有馬村青年團にて市川講演

二十一日　食糧危機突破對策協議會に原田出席

二十三日　京都支部政黨及新午後講演會に市川出席

二十四日　愛知縣半田市支部役員會に市川出席

二十五日　愛知縣碧海郡旭村支部結成式及講演會市川、吉岡出席

二十六日　同盟第二回食生活委員會

二十七日　埼玉女子文化協會「四大政黨婦人對策をきく會」（長瀬、野村、講演）

二十八日　埼玉縣所澤町にて市川講演△食糧危機突破對策協議會（長瀬、原田、出席）

二十九日　食糧危機突破對策協議會（長瀬、原田出）

三十日　東京職業輔導學校にて市川講演

三十一日　食糧危機突破對策協議會（長瀬、原田出）

二月四日　油脂統制會にて講演（市川）

七日　函館支部結成、函館支部、北海道新聞共催「婦人參政問題講演會」出演（市川、原田）

八日　函館支部會員懇談會

九日　札幌支部結成、本部會員懇談會、札幌支部北新共催婦人參政問題講演會にて市川、原田講演、北海道新聞社女子從業員へ市川講演、理研映畫「婦人平等へ」撮映協力

十日　働く婦人の會主催講演會（市川、原田）

札幌支部會員懇談會、北海道婦人會員への講演（市川）女敎師との懇談會（市川、原田）

十一日　午前小樽市支部結成式午後講演會に市川出席

十三日　函館支部役員會に市川講演

十四日　市川、秋田支部訪問幹部と懇談

十六日　中央委員會

十七日　國立の都健康保險組合座談會「婦人と政治」に吉岡出席、岐阜縣飛騨古川政治敎育研究會にて講演（齋藤）

十九日　原田、長瀬內務次官に面接「婦人の投票を容易ならしめる爲の諸方策について」を提出

二十日　食生活委員會

二十二日　午前貯金局女子職員に市川講演

二十三日　午前東京都青年學校敎員講習會にて市川講演

二十四日　土浦支部結成（市川、佐野出席）

二十五日　市川水戸師範學校女子部にて講演

千葉縣主臺村にて講演（齋藤）

二十八日　東京都健康保險組合員に家計簿記入指導を行ふ（原田）市川岐阜縣下呂にて講演

十八日より二十八日迄板橋區主催婦人啓發講座に虎谷、甲斐藤出講（前後五回）

三月一日　東京市政調査會館にて東京地區婦人候補者との懇談會開催

二日　福島須賀川支部（午前）並に富久山支部（午後）結成、市川、長瀬出席

三日　午前福島市支部午後杉妻支部結成市川出夜女子醫專にて市川講演

五日　午前新潟市日東工鑛女子從業員に午後新潟女性文化會で講演（市川）

六日　新潟三條文化會にて講演（市川）

七日　新潟柏崎刈羽支部結成市川出、福井縣保險婦協會主催講習會にて講演（原田）

八日　金澤北國新聞社主催講演會（市川）

十日　埼玉縣深谷婦人會にて講演（市川）、北多摩郡國立にて婦選懇談會（長瀬、原田出）

十一日　市川名古屋市役所女子指導者懇談會にて講演

民主主義の實踐はまづ婦人が自らを解放することから始まる。婦人はこの際完全な解放と自己完成をはかるための科學的合理的精神を學びとり過去の封建的奴隷根性から脫皮せよ。

×

婦人に不平等な現行民法刑法の改正は無論のこと、新憲法は人民の自由、男女の平等を保證するため具體的に、勞働の義務と權利、休息權、母と子の擁護婦人勤勞の保護等の條章をもねばならぬ。そのために婦人たちの聲を組織しよう。

一月六日　千葉縣成東男女青年會にて市川講演

九日　新日本婦人同盟中央委員會

十日　世田ヶ谷八幡山町內會協議會（田中、鍵田）

二十日　市川講演

二十六日　全國農業會青年聯盟準備會に齋藤出席

二十七日　理研映畫「婦人年擧母町文化協會にて市川講演等の一場面として新日本婦人同盟事務所撮影

二十八日　宇都宮市にて原田講演

十七日　共立講堂にて新日本婦人同盟其他九婦人團體主催「婦選實現記念各政黨の政策をきく會」開催來場二、〇〇〇名

△四谷區、赤坂區常識講座に虎谷出講

十九日　名古屋市主催講演會にて市川講演△品川區荏原區常識講座（原田）△大森區蒲田區常識講座（吉岡）△目黒區世田ヶ谷區主催婦人講座（齋藤）

二十日　淀橋區常識講座（齋藤）

二十一日　食糧危機突破對策協議會に原田出席

二十三日　京都支部政黨及新午後講演會に市川出席

二十四日　愛知縣半田市支部役員會に市川出席

二十五日　愛知縣碧海郡旭村支部結成式及講演會市川、吉岡出席

二十六日　同盟第二回食生活委員會

二十七日　埼玉女子文化協會「四大政黨婦人對策をきく會」（長瀬、野村、講演）

二十八日　埼玉縣所澤町にて市川講演△食糧危機突破對策協議會（長瀬、原田、出席）

二十九日　食糧危機突破對策協議會（長瀬、原田出）

三十日　東京職業輔導學校にて市川講演

三十一日　食糧危機突破對策協議會（長瀬、原田出）

二月四日　油脂統制會にて講演（市川）

七日　函館支部結成、函館支部、北海道新聞共催「婦人參政問題講演會」出演（市川、原田）

八日　函館支部會員懇談會

九日　札幌支部結成、本部會員懇談會、札幌支部北新共催婦人參政問題講演會にて市川、原田講演、北海道新聞社女子從業員へ市川講演、理研映畫「婦人平等へ」撮映協力

十日　働く婦人の會主催講演會（市川、原田）

札幌支部會員懇談會、北海道婦人會員への講演（市川）女敎師との懇談會（市川、原田）

十一日　午前小樽市支部結成式午後講演會に市川出席

十三日　函館支部役員會に市川講演

十四日　市川、秋田支部訪問幹部と懇談

十六日　中央委員會

十七日　國立の都健康保險組合座談會「婦人と政治」に吉岡出席、岐阜縣飛騨古川政治敎育研究會にて講演（齋藤）

十九日　原田、長瀬內務次官に面接「婦人の投票を容易ならしめる爲の諸方策について」を提出

二十日　食生活委員會

二十二日　午前貯金局女子職員に市川講演

行發日五十月六年一十二和昭　者權有人婦　號一第　（1）

行發日五十月五　刊毎月

婦人有權者

WOMEN VOTERS

所行發

盟同人婦本日新

Vol. I No. I　50 Sen

婦人有權者 第一號目次

▼婦人有權者への提言……市川　房枝（一）
▼米國婦人有權者同盟との交歡……（一）
▼第九十特別議會便り……鷲沼登美枝（二）
▼感想　代議士和崎　尚（二）
▼男女平等を規定せる新憲法草案……（三）
▼婦人公民權實施せん……（四）
▼牛乳の人民管理……（五）
▼啓蒙運動の成果……（五）
▼一有權者の感想　野村正子（五）
▼婦人代議士に望む　松生德子（五）
▼婦選運動關係年譜……（六）
▼婦人議員クラブ……（七）
▼新日本婦人同盟だより……（八）
▼各黨婦人部の展望……（一）
▼あとがき……（一）

主張　婦人有權者への提言

私共婦人は、去る昭和二十年十二月十七日衆議院議員選擧法の改正によつて、衆議院議員の選擧權及被選擧權を與へられた。然して去る四月十日の總選擧に於て初めてこれを行使した次いで私共は、目下召集中の第九十特別議會に政府から提案する筈の地方制度の改正によつて婦人公民權選を與へられる筈である。

かくて私共は國政並に地方自治政への參政權を與へられ、婦人有權者としての完全な權利を獲得する事になるのである。

權利には必ず義務を伴よものである。私共はその與へられた權利を最も有效に行使し民主主義國日本、平和愛好國日本の建設に協力すべき重大なる任務を分擔した譯である。

如何にして其の任務を完遂するか、それは容易な事ではない日常普段に於ける國政及自治政への理解は何よりも第一に要求される事であるが特に目前に迫つてゐる事項として次の五項目を提言したいと思ふのである。

其の第一は私共が初めて參加した去る四月十日の總選擧の結果に對する檢討と、私共が選擧せる政黨及代議士の行動を監視し、來るべき第二回の總選擧に備へる事である。

第二は、地方制度の改正後行はれる都道府縣、市町村會議員及知事市町村長の選擧に備へる事である。

現在の狀態では、都道府縣會議員の選擧は大體九月より十一月に亘つて行はれるのであるので、それに備へる爲、先づ地方政治の機構、內容を勉强する必要がある。又現在の地方議會及議員がどんな事をしてゐるかを知つておく必要がある。

然して如何なる議員を、如何なる都道府縣知事市町村長を選擧すべきかを今から考へて置かなければならないと思ふのである。第三には、自由主義、民主主義の眞意義を解明し、これを日常生活に具現する事である。

現在に於て自由主義、民主主義の眞意義が一般に理解されてゐるない事は或は無理もない事かも知れない。然し、本が眞の民主主義國として再建される爲めには、自由主義民主主義を正しく理解し、これを日常生活に具現する事が最も大切だと思ふのである。政治經濟其他の機構制度が民主化されても、これを運營する人民各自が自由主義、民主主義を正しく理解し把握してゐないならそれは砂上に建てられた樓閣に等しいものである。これは婦人有權者の第一の資格として强調したいのである。

第四は、政治と臺所を直結し食生活の安定を計るため、配給機構の改善食糧の增產生活の共同化の促進に努力する事である。目下の私共の前に展開されてゐる最も重要な緊急な問題は食生活の問題である。これを解決し、人民を飢餓から救ふのは一に政治による外はない。私共は私共の選出した代議士政黨、議會、政府のみに任せる事なく、有權者としての立場から、この問題を取上げ、その解決に不斷の協力が必要である。

第五は憲法を初め婦人に關係深き民法刑法其他各種法律を研究し、これが改正に努力しなければならない。

それ等については、これまた代議士、政黨、議會、政府が努力すべきであるが、私共も亦有權者としてこれ等を取上げ、私共の望むやうに改正されるべく努力する必要があると思ふのである。（市川）

米國婦人有權者同盟との交歡

過般の總選擧に對しマッカーサー司令部を通じて米國婦人有權者同盟（National League of Women Voters）會長アナ・ロード・ストラウス女史から激勵のメッセージがよせられた。これに對し新日本婦人同盟から市川會長の名で、又司令部を通じて懇篤なメッセージが送られた。其の內容の一部は米國よりの報として英字紙日本タイムス紙上に掲げられてゐる。

因に市川會長は再度ワシントンの右同盟本部を訪問、前會長ショウイン女史とは面識の間柄である。新日本婦人同盟は大體に於て右同盟と同じ目的、政策をとつてゐる。

各黨婦人部の展望

◇日本進步黨婦人部（部長村岡花子氏　黨員並に黨外有志（男子も含む）を以て組織する婦人政策研究會（會長吉岡彌生氏）に於て民法改正及食糧問題をとり上げ、前者は一應成案を得、後者は目下食糧綜合研究案として成案を急ぎつゝある。

日本自由黨（婦人部長久布白落實氏）婦人部としての本格的な活動はまだしてゐないが、黨政務調査會內生活改善對策委員會（委員長竹內茂代氏）で民、刑法の婦人關係條項につき審議を進めつゝある又竹內氏は院內總務の一人に推された。

◇日本社會黨婦人部（部長黑田壽男氏副部長赤松常子氏）

婦人部委員に山川菊枝氏等十四氏をあげ、憲法問題、經濟問題の研究會を開催。又職場討論會などを通じ婦人の啓蒙運動を行つてゐる。

◇協同民主黨婦人部（部長奧むめお氏）　婦人部結成は極く最近の事で、その活動もこれからといふ所である。

◇日本共產黨婦人部（部長大町米子氏）「食糧鬪爭」を通じ大衆婦人を啓蒙する一方、他團體と協力して海外同胞婦人援護その他にも活動してゐる。

第九十特別議會便り

婦人議員が初登場する第九十特別議會は五月十六日召集され議長副議長の決定をまつて廿三日に成立、直ちに休會に入つた。

議會成立がこんなに遲れたのは議長問題で揉めてゐたからだつた、即ち衆議院の正、副議長は十六日の選擧で自由黨の三木武吉、進歩黨の木村小左衛門兩代議士にそれぞれ決定したが、果然政界の古强者三木代議士の資格問題が起り、失格するのか、しないのか五里霧中の狀態が續いた揚句、三木氏は自發的に辭退することになつて第二候補の樞員除三代議士が衆請されることになつたわけで、成立早々から一抹の重苦しい雰圍氣がたなびいてゐた。

その間一ケ月に亙つてもや〳〵してゐた政局が吉田內閣の誕生とともに大きく保守勞力へのカーヴを切つて一應收拾された。開院式は六月廿日と豫定されてゐるが、卅九名の婦人代議士が約四十日と豫定される開會期間中いかに背後にある婦人有權者の意志を反影して鬪つてゆくか、女性は自分の一票の行方がどのやうに活かされてゆくかを最も切實に見めてゐなければならない。

今度の議會で審議される問題のうち一番大きいものは云ふまでもなく憲法改正案であるが、民主々義國家の根本法としての憲法改正は勿論ゆるがせに出來ないが、まづこの議會は食糧危機突破議會であつて欲しいといふのが、刻々飢えてゐる人民大衆とりわけ嘉所をあつかふ婦人大衆の痛切な要望である。

しかし吉田內閣の性格を檢討するとき、あくまでも憲法を第一位に置いて押し切つてゆく可能性は多分に豫想される、食糧對策をはじめ一般民生の問題が後廻しにされるといふことは、人民大衆の飢餓と窮乏をさらにどん底に突き落すことでしかない。食糧對策を焦眉の急として社會黨協同黨は休會中も各派からなる院內食糧協議會の設置を各派交涉會で提議したが、自由黨側は昨年十一月出來た各派食糧對策委員會を活用して、新しく協議會を設ける必要なしと突つ張つて、最初から與黨意識をだが、著るしく救貧的な色彩が强く、萬一この保護法が通過し實施される場合を考へても、從來のやうに方面委員の申告によつて保護法の適用を受けるといふことは、遺家族などの場合しのび難い思ひをさせることにならう。

母子保護、遺家族保護の見地から、この法案の審議に際して婦人議員がどんな發言をするか？婦人有權者はかうした點においても、婦人議員の發言を十分に見守つてゐなければいけない。

新憲法による總選擧は憲法通過後半ケ年のうちに行はれることになつてゐるから、遲くともこの來年四月頃にはまた總選擧があるが、その日の投票のためにも自分の選んだ代表が誤りないかどうかを議會行動を通じて監視しなければならない（鷲沼登美枝）

時事講座開設

毎土曜　午後二時より四時迄
場所　澁谷區千駄谷五ノ八九
婦選會館
會費　五回券　十圓（會員は七圓）
一回　二圓
講師　各界の權威
時局變轉目まぐるしい時代に處しふさはしくその時々の問題を捉えて研究題材とする。差しあつての講座は次の如くである。
六月八日▽新憲法草案　法大教授　中村哲氏
六月十五日▽生活保護法　六月二十九日▼ソ聯婦人の生活　オカニチエ・ニコワ女史
御友人おさそひ合せ御申込み下さい。

感想

代議士　和崎ハル

代議士になつて豫想以上社會の目がウルサイものと感じた。

今度の議會に上程される法案については、吉田新內閣がどんな準備をしてゐるかまだ判らないが、幣原內閣の手で準備された法案中婦人に關係のあるものでは厚生省の生活保護法、牛乳搾取制限法、母子保護法など女性に關係の深い法規が全部纏りこまれることになつてゐるので、女性は見逃すことの出來ない法律である、これは政府の責任において生活困窮者の全部を救濟し、五人家族で二百五十圓、六大都市では一人一日三圓を支給するといふ案で、軍事扶助法が停止されて收入の道が途絶えてゐる遺家族の困窮者はこの法律で救はれることになるのだが、著るしく救貧的な色彩が强く、萬一この保護法が通過し實施される場合を考へても、從來のやうに方面委員の申告によつて保護法の適用を受けるといふことは、遺家族などの場合しのび難い思ひをさせることにならう。

母子保護、遺家族保護の見地から、この法案の審議に際して婦人議員がどんな發言をするか？婦人有權者はかうした點においても、婦人議員の發言を十分に見守つてゐなければいけない。

新憲法による總選擧は憲法通過後半ケ年のうちに行はれることになつてゐるから、遲くともこの來年四月頃にはまた總選擧があるが、その日の投票のためにも自分の選んだ代表が誤りないかどうかを議會行動を通じて監視しなければならない（鷲沼登美枝）

時事講座開設

毎土曜　午後二時より四時迄
場所　澁谷區千駄谷五ノ八九
婦選會館
會費　五回券　十圓（會員は七圓）
一回　二圓
講師　各界の權威
時局變轉目まぐるしい時代に處しふさはしくその時々の問題を捉えて研究題材とする。差しあつての講座は次の如くである。
六月八日▽新憲法草案　法大教授　中村哲氏
六月十五日▽生活保護法　六月二十九日▼ソ聯婦人の生活　オカニチエ・ニコワ女史
御友人おさそひ合せ御申込み下さい。

感想

代議士　和崎ハル

思ふことは賛成する。人がなんといつても、公平に事を計りたい。我々私は平和を愛する故何事を解決するにも、爭ひでなく充分に研究した上で國民全般の果して幸福になることならば無條件に共鳴する、私はもつと大に研究したい。各部門についてつと問題にすべき重大事があるのにおどろかされる。僅か一言するよりも、實行にあるのだ。三十九名の婦人を見廻すと數に於ては勝れても心細い點がなきにも非ずで、大にお互がもつと自省し勉强し教養を深めなくてはならないと考へさせられた。全世界の注目の的となつてゐる我々婦人代議士は果して國政に參與し效果を收むべき自信があるだろうか。人はともあれ、力足らぬ自己を反省し、第一に身を修め、より以上磨かなくてはならないのだ。そして力の限り努力しよう。其與へられた使命を果たさねばならぬのだ。

會館建設資金募集

婦人參政權の附與を記念して計畫された婦選會館は、事務所集會場、地方上京者の宿泊を兼ねた三十二坪の小家屋ですが、八分通り出來ました。所が諸物價値上りで資金の不足を來し困難してゐます。多少に拘らず御寄附を願ひます。

婦選會館建設委員會

男女平等を規定せる新憲法草案

目下召集中の第九十特別議會には、國家の基本法であり、民主主義日本の性格を現はす根本法規である憲法草案が上程審議される筈である。

日本がポツダム宣言を受諾し、民主主義國として再建される事となつた時、憲法の改正は必至だと見られてゐた、所が東久邇宮內閣は、憲法改正必要なしと稱してゐた爲遂にマ司令部から命令される事となり、幣原內閣に於てはマ司令部と緊密な聯絡の下に憲法草案を起草したのであつた。最初要項が發表されついで四月十八日、全文十一章、百條よりなる正文が發表された。

正文は口語體で、然も平假名で表現し、從來の憲法よりも詳細を極めたもので主權在民、戰爭の拋棄等を明確にしたもので進歩的である。

この案に對して自由黨、進歩黨、社會黨は何れも贊意を表してゐるが共産黨だけは、天皇の權限を更に縮少すること勞働權休息權等を明確に挿入する事等を主張すると共に、その手續に於て政府案を審議するのでなく、人民の間で草案を作製しこれを議會にはかるべき事等を强調してゐる。

新憲法草案

調してゐる。

條文中特に婦人に言及してゐる條文は三ケ條で次の如きものである。

日本國憲法

第三章　國民の權利及び義務

第十三條　すべて國民は、法の下に平等であつて、人種、信條、性別社會的身分又は門地により政治的、經濟的又は社會的關係において、差別を受けない（後略）

第二十二條　婚姻は、兩性の合意に基いてのみ成立し、夫婦が同等の權利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

配偶者の選擇、財產權、相續住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に關するその他の事項については、法律は、個人の權威と兩性の本質的平等に立脚して制定されねばならない。

第四章　國會

第四十條　兩議院の議員及びその選擧に關しても法律でこれを定める。但し人種、信條、性別、社會的、經濟的、法律的に男女性別に依ル封建的差別ノ改廢

一、教育職業に於ケル男女性別ニ依ル封建的差別ノ改廢

一、待合、遊興施設ノ徹底的廢止

一、婦人ノ地位向上ノ爲現行民刑法ノ改廢

一、婦人ニ對スル娼妓制度ノ撤廢

一、婦人ニ對スル公娼制度ノ撤廢

一、婦人ニ對スル科學教育施設ノ徹底ニヨル家庭生活ノ科學的向上

一、托兒所ノ醫療協同組合ノ擴充ニ依ル母子保護ノ徹底化

一、乳幼兒ニ對スル榮養ノ優先的確保

一、孤兒援護施設ノ擴充强化

一、國民學校兒童ニ對スル榮養ノ教材、衣料等ノ優先的確保

一、多子家庭ニ對スル食糧增配

一、有害機械農業導入ニ依ル婦人ノ勞務ノ輕減並ニ新生活應勞ノ確立

一、農山漁村婦人ノ過勞防

婦人公民權實現せん

私共婦人は去る十二月十七日衆議院議員選擧法の改正によつて婦人參政權を與へられ、去る四月十日の總選擧で初めてこれを行使したのであつた。

これは國政への婦人參政權であるが、地方政治即都道府縣及市町村の政治への婦人參政權は未だ與へられてはゐない。

地方政治への婦人參政權ぼ特に婦人公民權と稱し、狹義の婦人參政權と區別されて來た。これは都道府縣制及市町村制に於て特に公民なる規定を設け、其の公民には都道府縣會議員、市町村會議員の選擧權被選擧權及名譽職——市町村長學務委員等——に選擧され、これを受諾すべき義務が與へられてゐるのである。現在に於ては公民は「帝國臣民にして滿二十五歲以上の男子で二年以來その市町村に住んでゐる者」と規定されてゐるので、婦人は地方政治には參加出來ないのである

國政と地方政治を比較すれば勿論後者の方がやさしい譯であり、又婆所や家庭と直接の連關を持つてゐるので婦人に參政權が與へられる場合どこの國でも先づ婦人公民權を與へ、然る後國政への婦人參政權を與へるのが普通である。我國に於ても昭和六年市町村の公民權を婦人に與へる案が政府より提案されたのであつたが貴族院で否決され、同年秋滿洲事變が勃發したため遂にお流れとなつてしまつたのであつた。

然し、國政への參政權が已に與へられた今日　婦人公民權は當然與へられるべきで、昨年十二月婦人參政權が議會に提案された際、當時の政府當局者自身、總選擧後の特別議會で、婦人に與へる事を公約したのであつた。

特別議會は已に召集され、吉田新內閣は議會へ提案すべき議案を協議中であつたが、五月廿四日の臨時閣議に於て地方制度即都制、北海道會法、府縣制、市制、町村制の改正案を提出する事に決定、その要項を發表したが、それによると從來の公民規定を一切廢止し衆議院議員選擧法と同樣に選擧權被選擧權を以てする規定するとの事である。

然してその選擧權は男女とも滿二十歲、被選擧權は二十五歲、居住制限六ケ月といふ事になるやうである。尙知事は從來政府の任命であり、市町村長は市町村會の選擧となつてゐたのを何れも直接選擧とし、被選擧權は三十歲以上に規定されるらしい。

これで愈々婦人も男子と同じ資格で婦人公民權が與へられる譯である。

尙選擧人名簿は七月十五日現在を以て調製される筈であるから、同日迄半ケ年間一定場所に住居して居れば、選擧權、被選擧權がある譯である。

然して選擧は右の名簿によつて、何れもこの秋一齊に施行されるので、私共は今から地方政治を研究し、四月の總選擧の結果に鑑み、與へられた一票を最も有效に行使するやう、用意をしなければならない。

發表された地方制度改革案は右の外、全般的に自治權を擴張したもので、知事市町村長、議員等の被免を要求する召還制度、條令制定要求權、財政監査請求權を初め地方議會の權能の著しい擴大等が含まれてゐるがそれ等は次號で紹介する（市川）

政治啓蒙の成果

新選擧法による總選擧は四月十日に行はれた。婦人有權者のうち六割五分のものが投票し、卅九名の婦人代議士が當選した。婦人の參政權は豫想より少く、婦人代議士は豫想を遙かに越えて多數選出された。一は喜ぶべく、一は反省すべき幾多の問題を包含してゐる。發會以來半歲微力ながら婦人の政治敎育に全力をそゝいできた同盟では、直に別項の聲明書を發して、投票の好成績を喜ぶとともに將來の運動方針について自己反省をしたのであつた。

同盟發會以來四月十日の總選擧までに、本部が開催した婦人への政治敎育活動は、

婦人參政權問題講演會　一回
婦人政治講座（六回連續）一回
各黨代表立會演說會　一回
各黨婦人立候補者政見發表會　三回
講演（全國に亙つて）約一〇〇回
懇談會　二五回

等で聽講者約五萬人に及んだ、約二十に及ぶ地方支部でもそれ〳〵に講演會、立會演說會、懇談會棄權防止運動等を行ひ、婦人の政治啓蒙運動に集中的に活躍した。さらに本部では總選擧方向に關しては、又言論機關の關係者との懇談會當局者との懇談會等を開催、婦人參政に際しての宣傳と啓蒙に努めたのであつた。

この他本會役員によつて數回に亙る放送、新聞雜誌への寄稿等による啓蒙も行はれた。

かくて一應婦人參政への關心をたかめ、婦人參政權の形式的行使については多少の成功を收めることができたと云へよう。

しかしながら日本民主化の第一歩としても實現した婦人の參政權が、果して眞に民主革命推進の方向に用ひられたかどうかについては、未だわれ〳〵の力の及ばなかつたことを感じ、今後の責任の重大さを痛感する次第である（原田）

一有權者の感想

野村　正子

投票所で私は日本の婦人にもやつと夜明けがやつて來たといふ實感をうけ胸が熱くなるのを覺えた。棄權率案外少いことや婦人代議士が豫想以上に當選してゆく樣にも喜びと誇を感じた然しこれ等の喜ばしい結果は表面的なものであつた事がちきに解つた。棄權率の少いことを一應は喜んでもいゝけれど自ら投じた一票が自分をしめつける繩となつて戻つて來る樣な行爲となることとも知らず何でも人の云ふ事に從つて流されやすい日本女性の宿命にも近い性格の弱さを感じた。第一流の婦人が表面的には政治に參加せず、婦人問題の根本的改革といふ重い任務を三流四流の人達に任せなければならない日本の政界の特も省みさせられた。婦人代議士への要望は限りないがそれが實現されるかどうか期待は薄い我々女性有權者は生涯を通じてどんな地位と待遇を與へられてゐるか今こそはつきり認識しやう。有能な婦人達が職場でひどい待遇をうけてゐる。愛し合ふ男女が家族制の掟に迫害されて自由な結婚も出來ない。妻は勞働力を提供し動物的欲求の對象であつて人間として扱はれてゐない。母は薄暗い不潔な家庭でその生を過してゐる。婦人代議士は理論的體系の有無はともあれ女性の共通な不幸の體驗者として、同性を救ひ上げやうとする新鮮な情熱だけは失はないでもらひたい動物的男性にへつらつて自己の地位を買ふため同性を賣るといふ背信行爲をする者があつたらそれは全女性の敵となり、彼女は女性自らの手によつて追放されるといふ憂き目をみせられるだらう。

婦人代議士にのぞむ

松生　德子

從來我國に政治家といふ言葉があるか。即ち政治家とは特殊な人格の持主の言である。良い社會人も、善良な家庭人たりし人も、一度政治家の班に伍すると、平氣で公約を無視する功利的な破廉恥罪を敢て行ふ。否むしろ大言壯語せざれば政治家にあらずといつた觀さへある。今次總選擧に無所屬の多かつた事、婦人常識者の豫想以上に多かつた事も之等政治家に厭き足らなかつた人民眞意の反映だと思ふ。この故に新に代議士となつた婦人の皆さん、皆さんはどうぞ政治家にならないで下さい。どこまでも女であつて頂きたい。女子の代辯なら男子でも出來る。代辯ちやない。典型的な女子の心からの聲でなくてはならぬ。私は再びいふ皆さんは女子の代辯者ぢやない。人格的な代表者であると。

總選擧の結果に對する聲明書

婦選最初の總選擧にあたつて婦人の棄權が豫想以上に少なかつた事は日本婦人の政治的自覺を示すものとして誠によろこばしい次第であります。たゞ一部の地方で投票者に菓子、映畫の入場券等を與へたりした所があつたのは有權者を侮辱するものとして私共の遺憾とする所であります。婦人の今回の投票が主として婦人に集められた事は豫想以上に多數の婦人代議士の當選によつても明らかであります、これは婦人の上に重くのしかゝつてゐる封建的な制度や生活問題解決に對する過去の議會人及び現政府の無能に對する婦人達の抗議であり、反抗に他ならなかつたと思はれます。

兎も角も日本民主化の第一歩は、婦人の選擧權行使によつてスタート致しました。併し婦人の參政權が眞に民主革命推進の方向に用ひられたか否かについては、未だ理想には程遠く見られます。選擧權の行使は、何れを選ぶべきかの政治的見識が今後の婦人有權者に課せられた重大な任務であります。同時に代議士の行動に對する嚴正な批判と監視がこれに續いて、初めて民主政治の全き運營が期せられるのでありまして、私共は今後この第二の段階を目指して婦人の政治敎育に一路邁進を期するものであります。

倘當選せられた婦人代議士諸氏の政治上に於ける擔當能は、すべて、これ市井の婦人達によつて預けられたものであり、從つて常に市井の婦人の聲にきゝこの聲を國政の上に實現し、或はその政治活動を報告して承認を求める事は、代議士たるものゝ當然の義務であります。更に全婦人、否全人民の代表として恥かしからぬ識見と實力を涵養し民主日本建設の方向に誤りなきを期する事も亦婦人代議士の負ふべき重大な義務であり、これ等の義務に對して忠實に膽へられん事を希ふものであります。

新日本婦人同盟
會長市川房枝

乳兒の主食　牛乳の人民管理の實現

食糧危機は愈々深刻を極め、人口榮養兒の判定が困難であること及期間の變動が甚しいこと2物自體が扱ひ難く腐敗し易く運搬に不便であること、その他種々困難がある。この困難を打開する方法を講ずるため「牛乳乳製品對策委員會」が設けられた。構成團體は關東食糧民主協議會に加盟する東京都市民食糧管理委員會、日本協同組合同盟、新日本婦人同盟、婦人民主クラブ、醫療民主化中央協議會友の會、勞組その他。この外に共同鬪爭團體として婦人議員クラブが入つてゐる。尙農林省畜産課の水口氏は側面より積極的に協力してゐる。實行委員會は緊急對策として左の事項を實施すべくその運動を展開しつゝある。即ち供給關係では(a)生産者と消費者の直結、市民牧場の設置。(b)乳製品の輸入。配給關係では(a)牛乳管理委員會の設置。(b)消費者の牛乳配給管理。(c)需要者團體の結成、東京都廳に對する要求、牛乳、乳製品配給管理委員會ノ設置。

牛乳、乳製品配給管理委員會は需要者代表、生産者代表、關係機關代表ヲ以テ構成スルモノトス

一、牛乳、乳製品配給管理委員會ハ購入切符ノ發行並ニ購入切符ト現物配給ノ調整ヲ行フモノトス

一、乳牛ノ完全登錄制ト登錄簿ノ公開

一、供出スベキ飼育者ノ指定ト飼料ノ優先的配給

一、供出牛乳ノ全面的管理

一、東京都內ニ於ケル一般販賣ノ禁止（無切符販賣ヲ意味ス）

一、價格ノ徹底的値下ゲノ斷行

一、乳牛飼料ノ民主的管理機關ノ設置。

一、現行飼料配給ノ數字公開

五月二十一日右の要求を都廳へ提出したところ、都廳はこれを全面的に受入れた。

更に五月廿七日「東京都牛乳乳製品管理委員會案」を都廳へ提出した。この案は東京都の牛乳や乳製品の集荷配給計畫、價格その他を審議、また集荷、分荷、乳牛飼料に關する實務を管理監督するため管理委員會を都廳におく。委員會の構成は生産者代表として酪農組合、飼料關係者、練粉乳などの加工業者、消費者代表は關東民主協議會、婦人團體、勞働組合、消費協同組合、婦人議員等、關係機關代表には醫療民主化中央協議會、配給業者、末端配給は地域協同組合、配給統制組合にゆだね、市民食糧管理委員會が管理監督にあたる（食管のない地區は管理委員會が直接にあたる）小田原では牛乳の人民管理で完全に成功してゐることを附記す（長瀨）

ア・コロンタイ著　大竹博吉譯
新婦人論（上卷）

原始共産制時代に於ける婦人の地位と職分
奴隷勞働經濟に於ける婦人の職分
封鎖手工業、自然經濟下に於ける婦人勞働
商業資本の發展期及ヌマファクチュア初期に於ける婦人の地位
大資本主義生産の發展と婦人勞働
婦人問題の原因

定價五圓　〒一圓（送金は小爲替で）
東京都世田ヶ谷三ノ二四二九
ナウカ社

豫告
近刊
內容

內外國特許・實用新案・意匠・商標ノ出願・審判・異議・調査・鑑定・企劃・立案・鑑査其ノ他工業所有權ニ關スル一切ノ事項ノ代理並顧問

辨理士井上清子特許事務所

東京都麴町區有樂町一丁目二番地日比谷ビルデイング三階（日比谷交叉點・有樂町郵便局樓上）
電話銀座（57）六九五四番
振替口座東京七〇九九六番

婦選運動の闘士
政治の檜舞臺に進出

初の婦人參政權の行使にあたつて、卅九名の婦人代議士が選出され、世界の耳目を驚かせてゐるが、當選した選良の中には、曾て婦選獲得同盟（市川房枝女史主宰）に屬して婦人の政治啓蒙に奮闘した人々現に新日本婦人同盟の會員として同じ目的に努力を傾けてゐる人々が何人かある。今回の總選擧の結果はこれら政治的先覺者であつた婦女史にとつて感無量のものと思はれる。いまこゝに先覺諸女史のプロフイルを紹介して多年の苦勞の記念としよう。

苦節二十年の　和崎さん

秋田縣下の婦人達からの推薦で無所屬で立候補しながら見事最高點當選の榮をかち得た和崎ハル氏は、婦選運動に盡くすこと既に二十年、現に新日本婦人同盟秋田支部の幹部。本年六十二歳の高齢であるが、若い者をこのけで氣分も若いし、身體も頑健。早く軍人であつた夫君と死別し、美容師として生活戰線に戰ひながらよく數兒を育てゝきた。この強い闘志そのまゝに二十年間婦選運動の陣營を死守して來た。戰時中を通じて遂に日婦に參加しなかつたといふの

は、今度の婦選實現でかつての同志たちから推されて立候補。政黨所屬はどうすか、米山さんは最初無所屬でと思つた。しかし周圍の若い連中は斷乎政黨所屬の常道を主張した。しかも政黨は民主政黨でなければならぬ。とすれば社會黨。はやく從から婦人の向上も解放も大衆の中にこれを生かさなければ無意味だといふ信念をもつてゐた米山さんは國防婦人會の前身婦人國防研究會の理事をすゝんで引きうけた。日婦時代には、石川縣副支部長の席に坐つた。官僚的な日婦の人事として、一商人の夫人がこの樣な席に坐ることは異例であつたら。しかしそれだけ石川縣婦人界における米山さんの地位が無視できなかつたといふことになる。この樣な過去と支持者をもつ米山さんとしては、社會黨からの立候補は、最初得票の點ではむしろ不利かとも思はれた。しかし、あくまでも憲政の常道を婦人に啓蒙し、正しい民主主義の方向を敎へるために、當選第一主義をとつた。

「政治は動くものですね。今度ぐらゐる、婦人が激しく動き變つてゆくのをみたのは長年の活動を通じてはじめてです。この動きを適確にとらへて身を處さなければ置いて行かれます。」

大衆とともに　動く米山女史

普選運動華やかなりし昭和の初期、眠つてゐた北陲の婦人たちに、婦人參政權の思想をふきこんだ人、金澤の米山久子女史

長の役も候補者がやつてのけ、運動員もきめず演說會は彼方此方からお膳だてしてロがかゝつてきた所へだけ出向いて行つたものである。これは候補者側で主催した演說會八回の北の和崎氏と双璧であらう。

戰爭に導いたのも、戰爭を遂行したのも、要するに政治が惡いから、そして女が默つてゐたのも惡い。敗戰日本の血路をひらくのは母性愛による女性の振起以外に道なしと信じて立つしよう。熊本市では氏の主宰で綠會が組織され、母性愛による家庭の合理化、社會の合理化が實踐されようとし、これを世界母性聯盟にまでひろげて世界民族デモクラジーを確立するのが念願。小柄な田舍の小母さんといつた風采の氏が、文學的な表現でじゆん〳〵と說く言葉の底から、九州婦人の強靱なねばりと熱情がわき上つてくる。政治家といふよりも、道を求める文學者といつた風貌である。

帝都の人氣を　集めた加藤氏

北海道から出た共產黨の栖澤とし子氏を除けば、婦人代議士中もつとも左翼に近い陣營の一人は加藤シヅエ氏（東京二區）である。それもその筈夫君は社會黨の左派勘十氏で、思想的にも政治活動にも夫唱婦隨いや夫

婦唱和。そのかみバロネス石本として產兒制限運動に活躍した他、婦選獲得同盟の役員もしてゐられたりと上背のある貴族的な容姿は、社會黨公認候補の概念とはやゝ遠い感じで、社會黨の女代議士といふよりも、インテリ夫人といつた方がぴたりとする。

當選すると早速婦人代議士會を提唱して、代議士になつてみても依然抑さへられがちな婦人の地歩を國結の力によつて確保しようとしたのは機敏であつた社會黨は婦人代議士の數では第一黨であり、婦人の側の民主人民戰線の結集に社會黨婦人代議士の任務は重く、したがつて加藤氏に對する期待も亦大きい。

實力がものいふ　竹内博士

東京第一區選出の竹内茂代氏（自由黨）は本年六十六歲、婦人代議士中の最高年齡者であるが、一見しては五十代の若々しさ。婦選獲得同盟の初期から役員として、參加、資金つくりに又議會運動に活躍したのを初め、婦人體位の向上、結核の豫防等保健運動にも努力して來たのであつた。新興勢力の進出の著しかつた帝都を選擧區として、苦戰を傳へられ乍らよく當選したのは、醫者といふ專門の立場に、保健衛生や母子保護問題の解決に對する婦人有權者の期待が集まつたものの樣である。當選するといち早く加藤社會黨代議士と提携して、牛乳の適正配給をとり上げて婦人代議士としての活躍をはじめた。この人の專門家としての實力は、婦人代議士會の大きな强味であることは疑ひのない所。又加藤氏と組んだことは、社會認識の點で今後の氏の活動を進步的方向にむけるのに役だつ結果となり、民主化の立場からいつて大きなプラスにならう。

聰明、貞淑な　武田夫人

廣島選出の武田キヨ氏（自由黨）は夫君とともに中等學校を經營し自身も敎鞭をとり乍ら、五兒の母として、今回は又代議士としてたち、多忙な生活の中にありながら意氣いよ〳〵旺んである。痩せ形で長身、知識婦人らしい聰明さと、家妻らしい落付きとが好もしく調和してゐる。過去に於ても婦選運動のよき協力者であつたが、今度は敎育者として晴れて政治活動の面に出でた。

身を通しその體驗から、官僚仕事の煩瑣を極力簡素化したいこと、國民全體のために生活安定の道を發見し、そのために努力したいといふのがその念願である。

巾の廣い　新妻さん

婦人議員クラブ結成さる

今日選出された三十九名の婦人代議士を黨派別にみると別項の如くであるが婦人の問題母子の問題等の解決の爲には之等婦人議員が相協力してその責任を盡さなければならないといふ所から竹内茂代、加藤靜枝兩氏の提唱により婦人議員の連絡機關として去る四月二十五日「婦人議員クラブ」が誕生した。婦人議員の連絡機關設置については本同盟市川會長も夙に要望してゐた所であり、これが誕生の爲には本同盟としても積極的に協力したのであつた。その關係でかの形にあらはしたいといふ譯で、別項の如き「食糧危機突破決議」を政府並に四大政黨に提出する事となつた。

ついで山下ツネ氏から「婦人議員休憩室設置要望」につき提案あり、これは滿場一致可決した。

又世話人としては下記九氏が推されて議事を終了、最後に大池衆議院書記官長の「議會の運營について」の講演をきゝ散會した。

婦人議員クラブ規約

一、本會は婦人議員クラブと稱し事務所を東京都澁谷區千駄ケ谷町五ノ八八九婦選會館内に置く

食糧問題は婦人代議士のみのとり上げる問題としては餘りに大きく、寧ろ男女ともにとりあげるべき問題である。又これが解決の爲には既に各政黨に於ても折角努力中であり、婦人議員クラブとしては問題は小さいが、（食糧問題に比べて）母として是非とも解決しなければならない乳兒用牛乳の問題として

新日本婦人同盟通信

◇中央委員會

第五回中央委員會（四月十二日）より第八回中央委員會（五月二十五日）まで概ね第二年次總會につき協議した。決定事項は次の如くである。

◇總會の件

一、期日―六月二日と決定したが都合により六月二十三日と變更、引きつゞき二十四日には本部支部打合せ會を行ふ、又その前後を通じ支部關係者の議會傍聽の便をはかること

一、會場―東京市政會館內協同出版社講堂

一、新年度運動方針　民主戰線に沿ひ綱領の諸項の中、五項目を取上げ實行する（略）

一、豫算案、規約改正案（省略）

一、役員選定方法　總會に出席出來ない會員の意志も反映させるといふ所から役員詮衡委員會を中央委員會にて選任）に於て役員候補者をあげて郵送による候補者の豫選を行ひ、その當選者中から更に總會當日出席會員によつて選出すること

◇代理部設置の件―財源捻出と會員相互の便をはかる爲設置すること

◇青年班設置の件―若い人達の自主的組織要望の聲に應じ設置と決定

◇憲法問題研究會の件―婦人關係條項につき審議する爲六月二日會合を開く事

◇婦人候補者講演會

三月二十二日共立講堂に開催出演者は都內立候補の加藤靜枝、竹內茂代、山口シヅエ、久布白落實、羽地文乃、木內キヤウ、山根菊子の七氏で、それ〳〵所屬黨の政策を陳べるよりも各自の持つ獨特の持場で聽衆に訴へた。後、本會協力指導になる理研映畫「婦人平等へ」の映寫、役員選擧等を行ふと共に左の附屬行事を行ふ豫定。

一、支部事務擔當者の打合せ會（六月二四日）九時より會館にて

二、特別議會の傍聽（六月二十三日及六月二十五日）

三、婦人代議士との懇談會（六月二十四日午後）

尙前號にて紹介の展覽會はこの際總會と切りはなし、會館落成後その披露を兼ね婦人問題研究所と合同主催で行ふ事とせり

書發表、關係方面に手交した。

◇「婦人平等へ」製作に協力

さきに封切された理研文化映畫「婦人平等へ」全二卷）の作成にあたつて、本同盟では、理研映畫社の需めに應じ、シナリオの作成、資料の提供、撫映等と共に協力した。因にこの全場面を通じて奏される音樂は婦選の歌で會員各自には馴染深いものである。

支部近況

各支部、準備會は總選擧前は地（燒跡）整理、年後は草原で講演、座談會、ポスター撒布等による啓蒙活動に集中的にその力を注いだ、秋田支部に於ては役員數名が雨の日も雪の日も一日もかゝさず縣下各地に講演枝、竹內茂代、山口シヅエ、久布白落實、羽地文乃、木內キヤウ、山根菊子の七氏で、それ〳〵六月二日と發表せしも延期し六月二十三日（日）日比谷市政會館共同出版社講堂と決定

支部代表者並に會員出席の上本年度運動方針の協議規約變更、役員選擧等を行ふと共に左の附屬行事を行ふ豫定。

一、支部事務擔當者の打合せ會（六月二四日）九時より會館にて

二、特別議會の傍聽（六月二十三日及六月二十五日）

三、婦人代議士との懇談會（六月二十四日午後）

尙前號にて紹介の展覽會はこの際總會と切りはなし、會館落成後その披露を兼ね婦人問題研究所と合同主催で行ふ事とせり

書發表、關係方面に手交した。

◇「婦人平等へ」製作に協力

さきに封切された理研文化映畫「婦人平等へ」全二卷）の作成にあたつて、本同盟では、理研映畫社の需めに應じ、シナリオの作成、資料の提供、撫映等と共に協力した。因にこの全場面を通じて奏される音樂は婦選の歌で會員各自には馴染深いものである。

支部近況

各支部、準備會は總選擧前は地（燒跡）整理、年後は草原で講演、座談會、ポスター撒布等による啓蒙活動に集中的にその力を注いだ、秋田支部に於ては役員數名が雨の日も雪の日も一日もかゝさず縣下各地に講演、座談會を開いたことは前號に報告した通りである、和崎支部長は講演三十一回のレコードホルダーである。京都支部では棄權防止と如何なる人材を選ぶべきかを分り易く示唆したスマートなポスターを用ひ、トラックで街頭演說をする。福島支部では市內近在の隣組常會で模擬投票を指導する等。この外の各支部準備會も夫々その土地の事情に卽した方法をもつて活動してゐるがその一々を列記することは紙面の都合で省略する。投票日には劍路、杉妻支部では立會人を出してゐることのみ附記する。

總選擧後は各支部とも總選擧に對する批判會を開いた。その共通の意見としては連記制の否を擧げ、金力によらなければ當選出來ぬ現狀をなげき、所謂地盤、看板、カバンの三ばんの持つ保守性、封建性の强さの壁圍としてゐる。他面棄權率の少なかつたことをよろこんでゐる。

◇新設支部紹介

劍路支部―三月十五日結成。

支部長高瀨松枝氏。

御殿場支部―三月二十七日結成。長瀨常任出席す。委員長榮靍子氏。

松本支部―三月三十日結成。

支部長加藤壽々子氏。

內鄉支部（新潟縣）四月十八日結成。支部長柏崎支部長田中きん氏傘任

和田支部（秋田縣）―五月五日結成。支部長佐々木ヒサ氏。

鷹ノ巢支部（秋田縣）―五月六日結成。支部長中島照氏。

大曲支部（秋田縣）―五月七日結成。支部長高山ニキ氏。

◇會員懇談會

四月の懇談會は十三日禰德亭に開催、法大教授堀眞琴氏より總選擧に對する批判、今後の政黨の動向特に赤會黨の一につきお話を伺ひ、種々懇談。

五月の懇談會は午前中會館敷地（燒跡）整理、年後は草原で講演、座談會、ポスター撒布等による啓蒙活動に集中的にその力を注いだ、秋田支部に於ては役員數名が雨の日も雪の日も一日もかゝさず縣下各地に講演、座談會を開いたことは前號に報告した通りである、和崎支部長は講演三十一回のレコードホルダーである。京都支部では棄權防止と如何なる人材を選ぶべきかを分り易く示唆したスマートなポスターを用ひ、トラックで街頭演說をする。福島支部では市內近在の隣組常會で模擬投票を指導する等。この外の各支部準備會も夫々その土地の事情に卽した方法をもつて活動してゐるがその一々を列記することは紙面の都合で省略する。投票日には劍路、杉妻支部では立會人を出してゐることのみ附記する。

總選擧後は各支部とも總選擧に對する批判會を開いた。その共通の意見としては連記制の否を擧げ、金力によらなければ當選出來ぬ現狀をなげき、所謂地盤、看板、カバンの三ばんの持つ保守性、封建性の强さの壁圍としてゐる。他面棄權率の少なかつたことをよろこんでゐる。

◇新設支部紹介

劍路支部―三月十五日結成。

支部長高瀨松枝氏。

御殿場支部―三月二十七日結成。長瀨常任出席す。委員長榮靍子氏。

松本支部―三月三十日結成。

支部長加藤壽々子氏。

內鄉支部（新潟縣）四月十八日結成。支部長柏崎支部長田中きん氏傘任

和田支部（秋田縣）―五月五日結成。支部長佐々木ヒサ氏。

鷹ノ巢支部（秋田縣）―五月六日結成。支部長中島照氏。

大曲支部（秋田縣）―五月七日結成。支部長高山ニキ氏。

◇第二年次總會豫告

第二年次總會は婦選會館竣工を待ち旁々總選擧後の特別議會の再開中に開くことゝなり曩に六月二日と發表せしも延期し六月二十三日（日）日比谷市政會館共同出版社講堂と決定

支部代表者並に會員出席の上本年度運動方針の協議規約變更、役員選擧等を行ふと共に左の附屬行事を行ふ豫定。

一、支部事務擔當者の打合せ會（六月二四日）九時より會館にて

二、特別議會の傍聽（六月二十三日及六月二十五日）

三、婦人代議士との懇談會（六月二十四日午後）

尙前號にて紹介の展覽會はこの際總會と切りはなし、會館落成後その披露を兼ね婦人問題研究所と合同主催で行ふ事とせり

書發表、關係方面に手交した。

◇「婦人平等へ」製作に協力

さきに封切された理研文化映畫「婦人平等へ」全二卷）の作成にあたつて、本同盟では、理研映畫社の需めに應じ、シナリオの作成、資料の提供、撫映等と共に協力した。因にこの全場面を通じて奏される音樂は婦選の歌で會員各自には馴染深いものである。

支部近況

各支部、準備會は總選擧前は地（燒跡）整理、年後は草原で講演、座談會、ポスター撒布等による啓蒙活動に集中的にその力を注いだ、秋田支部に於ては役員數名が雨の日も雪の日も一日もかゝさず縣下各地に講演、座談會を開いたことは前號に報告した通りである、和崎支部長は講演三十一回のレコードホルダーである。京都支部では棄權防止と如何なる人材を選ぶべきかを分り易く示唆したスマートなポスターを用ひ、トラックで街頭演說をする。福島支部では市內近在の隣組常會で模擬投票を指導する等。この外の各支部準備會も夫々その土地の事情に卽した方法をもつて活動してゐるがその一々を列記することは紙面の都合で省略する。投票日には劍路、杉妻支部では立會人を出してゐることのみ附記する。

總選擧後は各支部とも總選擧に對する批判會を開いた。その共通の意見としては連記制の否を擧げ、金力によらなければ當選出來ぬ現狀をなげき、所謂地盤、看板、カバンの三ばんの持つ保守性、封建性の强さの壁圍としてゐる。他面棄權率の少なかつたことをよろこんでゐる。

◇新設支部紹介

劍路支部―三月十五日結成。

支部長高瀨松枝氏。

御殿場支部―三月二十七日結成。長瀨常任出席す。委員長榮靍子氏。

松本支部―三月三十日結成。

支部長加藤壽々子氏。

內鄉支部（新潟縣）四月十八日結成。支部長柏崎支部長田中きん氏傘任

和田支部（秋田縣）―五月五日結成。支部長佐々木ヒサ氏。

鷹ノ巢支部（秋田縣）―五月六日結成。支部長中島照氏。

大曲支部（秋田縣）―五月七日結成。支部長高山ニキ氏。

◇會員懇談會

四月の懇談會は十三日禰德亭に開催、法大教授堀眞琴氏より總選擧に對する批判、今後の政黨の動向特に赤會黨の一につきお話を伺ひ、種々懇談。

五月の懇談會は午前中會館敷

行發日五十月每　刊月

婦人有權者

WOMEN VOTERS

所行發

盟同人婦本日新

Vol. I No. 2　10 Sen

七・八月合併號

有權者第二號・目次

▽婦人の失業……(一)
▽議會の一隅より……
　代議士　山下ツ子(二・三)
▽地方選擧に對する對策……(一)
▽生活保護法……(三)
▽ソヴィエト婦人の生活(四・五)
▽大山郁夫氏よりの來信……(五)
▽民主的團體とその運營(六・七)
▽日本民主主義婦人大會……(七)
▽婦人界展望……(一)
▽ぺんぺん草……(五)
▽新日本婦人同盟通信……(八)

主張　婦人の失業

今回決定した軍需補償の全面的な打解は産業並に金融資本に少からざる打撃を與へる事勿論であるが、實際問題として、之が勤勞大衆に及ぼす影響は極めて深刻であり、しかもその最初の壓力は婦人に向つて加へられんとしてゐる。

現に到る處尨大な失業者の發生をみつつある。例を國鐵にとれば、既に國鐵當局は第一次の措置として、七萬五千名の大量馘首を言明し、しかもその整理の主たる對象を「家計を擔當しない若い婦人、十八歳未滿の男子など」に置くと發表した。戰時中、まつさきに若い婦人をおだてて勞働戰線にかり出した國鐵が、今回又率先して若い婦人の生存權を奪はんとする事に出た事に對し私共は大いなる憤怒を禁じ得ない。

私の記憶にして誤りなくんば婦人從業員中「家計を擔當せずにゐる者」は既に大半は終戰と同時に讓職した。とすれば甘んじて殘つた者は、働かなければ生き得ない人々である。

然るに、彼女達が追はれて歸る家庭は如何。家族制度は名のみで、既に經濟の單位は「家」から「個人一に移りつゝある。働けどインフレに追ひつけない今日の危機は、男子のみの働きでは到底乘り切れない。彼女等は經濟的獨立を求めて再びあてなき街頭に迷ひ出なければならない。終戰直後、國鐵を自發的にやめた彼女達の大半が「圖の女」に轉落した事を憶へば誠に慄然たらざるを得ない。繼つて目下議會に於て論議されつゝある憲法草案は、美しくも「國民はすべては法の前に平等」と謳ひ婦人に對し男子同等の生存權を認め、三十九名の初代婦人代議士亦婦人の爲に折角敢闘しつゝある。しかも現實に於て婦人は生存の權利を奪はれつゝあるこの深刻な問題の解決は誰がするか。「世帶主ならざる婦人は家計擔當の必要なき」が如く錯覺する現政府に之を求むる事の至難な事は云ふ迄もない美しき「憲法草案」にも期待は出來ないとすれば、之は「三界に家なき」婦人自らが、その苦悩を通じて解決しなければならない。

その爲には私共は從來の消極的な論調の習性を一擲して、積極的にこの問題ととりくまねばならない。私共は益々團結を强固にし「婦人有權者」としての政治力を發揮する事のみが、この問題解決の捷徑である事を痛感する。(齋藤きえ)

地方選擧に對する對策

(第二年次總會にて決定)

日本民主化の一法として國政へ、立候補者の政策、人物に對する資料を蒐集して活潑に批判、檢討すること

ニ、選擧權行使の技術的指導を行ふこと

ホ、婦人立候補者の適格者を推薦することあるべきこと

ヘ、推薦候補の爲め推薦演說會を開催し應援すると共に啓蒙の機會をつくること

ト、ラヂオ、新聞雜誌等にニュースを提供し又寄稿すること

一、都長官、府縣知事、市町村長の公選に際して行ふ運動

イ、地方政治に對して同盟支部は常に婦人の要求及意見をとりまとめて表明する事。問題によつては他團體と協力して要求の實現を圖ること

ロ、民主的に學校管理委員會、食糧管理委員會、食糧供出促進委員會、戰爭犧牲者援護委員會、衞生委員會、社會施設運營委員會等を組織し、之に公的性格を與へ、地方行政の民主的運營に協力させる樣促進させる事この際他の民主的團體と共同闘爭を行ふ

ハ、特に民生委員を民主的に選出させ、婦人も之の委員として援護事業の實際にあたる事

二、常に地方行政の報告、公開を要求、又地方行政研究會を組織して調査研究を行ふ事

三、婦人代議士の後援會を組織し、之と緊密なる連絡をとり、その活動を援助する事

四、婦人の選擧權の少なかつたことをよろこんでゐる。他面棄權者の少なかつてゐる。他面棄權者の少なかつたことをよろこんでゐる。

◇新設支部紹介

釧路支部―三月十五日結成。支部長高瀨松枝氏。

御殿場支部―三月二十七日結成。長瀨常任出席す。委員長榮艷子氏。

松本支部―三月三十日結成。支部長加藤壽々子氏。

内鄕支部(新潟縣)　四月十八日結成。支部長柏崎支部長田中きん氏兼任

和田支部(秋田縣)―五月五日結成。支部長佐々木ヒサ氏。

鷹ノ巢支部(秋田縣)―五月六日結成。支部長中島照氏。

大曲支部(秋田縣)―五月七日結成。支部長高山ユキ氏。

◇婦人候補者講演會

三月二十二日共立講堂に開催出演者は都内立候補の加藤靜枝、竹内茂代、山口シヅエ、久布白落實、福地文乃、木内キヤウ、山根菊子の七氏で、それ〳〵の所屬黨の政策を陳べるよりも各自の持つ獨特の立場で聽衆に訴へた。後、本會協力指導になる理研映畫「婦人平等へ」の映畫あつて散會した。來場二千名。司會は吉岡常任。

◇婦人代議士講演會

四月二十七日共立講堂に開催、出演者は奮鬪選關係の和崎ハル、山下ツ子、竹内茂代、加藤シヅエ、武田キヨの五氏で、婦選の歷史的歩みを述べるものあり、個人の組織運動を陳べるものあり、終つて自由討議に入るや質問續出して市川座長を困らせる程であつた。

散會後控室に押しかけた聽衆は非常に多く、嘗て人氣女優の樂屋を彷彿させるものがあつた。聽衆二千。

◇會員懇談會

四月の懇談會は十三日涌徳亭に開催、法大教授堀眞琴氏より總選擧に對する批判、今後の政黨の動向特に社會黨の一につきお話を伺ひ、種々懇談。

五月の懇談會は午前中會館敷地(燒跡)整理、午後は草原で懇談。幣原內閣總辭職後昏迷を極めてゐた政局に對して眞の民主主義政府出現を要望する聲明と決定

◇「婦人平等へ」製作に協力

さきに封切された理研文化映畫「婦人平等へ」全二卷の作成にあたつて、本同盟では、理研映畫社の需めに應じ、シナリオの作成、資料の提供、撮影等に協力した。因にこの全場面を通じて奏される音樂は婦選の歌であり、會員各自には馴染深いものである。

支部近況

各支部、準備會は總選擧前は講演、座談會、ポスター撒布等による啓蒙活動に集中的にその全力を注いだ。秋田支部に於ては役員數名が雨の日も雪の日も一日もかゝさず縣下各地に講演會、座談會を開いたことは前號きん氏兼任

和田支部(秋田縣)―五月五日結成。支部長佐々木ヒサ氏。

鷹ノ巢支部(秋田縣)―五月六日結成。支部長中島照氏。

◇婦人候補者講演會

三月二十二日共立講堂に開催出演者は都內立候補の加藤靜枝、竹內茂代、山口シヅエ、久布白落實、福地文乃、木內キヤウ、山根菊子の七氏で、それ〳〵の所屬黨の政策を陳べるよりも各自の持つ獨特の立場で聽衆に訴へた。後、本會協力指導になる理研映畫「婦人平等へ」の映畫あつて散會した。來場二千名。司會は吉岡常任。

◇婦人代議士講演會

四月二十七日共立講堂に開催、出演者は奮鬪選關係の和崎ハル、山下ツ子、竹內茂代、加藤シヅエ、武田キヨの五氏で、婦選の歷史的歩みを述べるものあり、個人の組織運動を陳べるものあり、終つて自由討議に入るや質問續出して市川座長を困らせる程であつた。

散會後控室に押しかけた聽衆は非常に多く、嘗て人氣女優の樂屋を彷彿させるものがあつた。聽衆二千。

◇會員懇談會

四月の懇談會は十三日涌徳亭に開催、法大教授堀眞琴氏より總選擧に對する批判、今後の政黨の動向特に社會黨の一につきお話を伺ひ、種々懇談。

五月の懇談會は午前中會館敷地(燒跡)整理、午後は草原で懇談。幣原內閣總辭職後昏迷を極めてゐた政局に對して眞の民主主義政府出現を要望する聲明と決定

第二年次總會豫告

第二年次總會は婦選會館竣工を待ち旁々總選擧後の特別議會の再開中に開くことゝなり襄に六月二日と發表せしも延期し六月二十三日(日比谷市政會館共同出版社講堂と決定

本年度運動方針の協議規約變更、役員選擧等を行ふと共に左の附屬行事を行ふ豫定。

一、支部事務擔當者の打合せ會(六月二四日)九時より會館にて

二、特別議會の傍聽(六月二十二日及六月二十五日)

三、婦人代議士との懇談會(六月二十四日午後)

尙前號にて紹介の展覽會はこの際總會と切りはなし、會館落成後その披露を兼ね婦人問題研究所と合同主催で行ふ事とせり

◇「婦人平等へ」製作に協力

さきに封切された理研文化映畫「婦人平等へ」全二卷の作成にあたつて、本同盟では、理研映畫社の需めに應じ、シナリオの作成、資料の提供、撮影等に協力した。因にこの全場面を通じて奏される音樂は婦選の歌であり、會員各自には馴染深いものである。

支部近況

各支部、準備會は總選擧前は講演、座談會、ポスター撒布等による啓蒙活動に集中的にその全力を注いだ。秋田支部に於ては役員數名が雨の日も雪の日も一日もかゝさず縣下各地に講演會、座談會を開いたことは前號に報告した通りである。和崎支部長は講演三十一回のレコードホルダーである。京都支部では棄權防止と如何なる人材を選ぶべきかを分り易く示唆したスローガンなポスターを用ひ、トラックで街頭演說をする。福島支部では市內近在の隣組常會で模擬投票を指導する等。この外の各支部準備會も夫々その土地の事情に卽した方法をもつて活動してゐるがその一々を列記することは紙面の都合で省略する。投票日には劍路、杉妻支部では立會人を出してゐることのみ附記する。

總選擧後は各支部とも總選擧に對する批判會を開いた。その共通の意見としては連記制の否を擧げ、金力によらなければ當選出來ぬ現狀をなげき、所謂地盤、看板、カバンの三ばんの持つ保守性、封建性の强さの壁固として拔けやらぬことを指摘してゐる。

◇新設支部紹介

釧路支部―三月十五日結成。支部長高瀨松枝氏。

御殿場支部―三月二十七日結成。長瀨常任出席す。委員長榮艷子氏。

松本支部―三月三十日結成。支部長加藤壽々子氏。

內鄕支部(新潟縣)　四月十八日結成。支部長柏崎支部長田中きん氏兼任

和田支部(秋田縣)―五月五日結成。支部長佐々木ヒサ氏。

鷹ノ巢支部(秋田縣)―五月六日結成。支部長中島照氏。

大曲支部(秋田縣)―五月七日結成。支部長高山ユキ氏。

あとがき

◇「婦人有權者」第一號は素人の企畫、素人の編輯でおはづかしく存じます。今後皆樣の御協力によりよいものに育てたいと思ひます。御批評、御希望などおよせ下さい。

◇「婦人有權者」は新日本婦人同盟會員(會費年十圓)には無料配布いたします。會員外の方には一部五十錢(郵稅別)でお頒ちいたします。二十歳未滿の方々も未來のよき有權者となる爲の手引として御利用下さい。(齋)

婦人政治問題研究所

L. P.

今こそ私達女性が深い敎養を身につけて、正しい輿論を構成し再建日本の爲に盡力致さねばならない時であります。女性の政治的知識を高め正しい批判力を培ふ唯一の雜誌、LP、(婦人政治)こそ眞に全女性の爲に最も必要な雜誌として信じて皆樣の御愛讀を希つて居ります。何卒皆樣、會員となられ、相互に交流し合ひ研究し合つて自らを高めませう。

會費參拾圓(半歳)送料共
小爲替で願ひます

東京都日本橋區四の一
婦人政治問題研究所
電話　日本橋　五〇二七

婦人界展望

◇文部省初の婦人視學官

文部省では初の婦人視學官として山室たみ氏を登用七月九日發令した。山室氏は日本數世軍生みの親山室軍平氏の長女で、民間女性として始めて本省の役人に登用されたわけである。

これと同時に村岡花子、松岡洋子の兩氏も文部省囑託として發令あり。

◇母の會

乳兒の牛乳確保の爲には絶對母の力にまつ外なしとの信念の下に關東食糧民主協議會內牛乳乳製品對策委員會及び今迄牛乳の問題で共同闘爭をして來た各婦人團體の肝入りで乳不足に苦悩するお母樣方による母の會(假稱)が近く生れる。

◇母と學生の會

財團法人母と學生の會は久布白落實、前田若尾、小笠原嘉子氏等が理事として活躍して居られる。

七月廿日から銀座資生堂前に喫茶店「いこひの店」を開き乏しい食生活と戰ひながら勉學にいそしむ學生に、甘い「母だんご」などを食べさせようと目下準備中であるが、之はお母樣方の共同經營になる筈。

◇母の同盟

井上秀、岸登恒、山田わか、齋藤つた、藤田季花、押川榮

議會の一隅より

代議士　山下ツ子

「片脚る白堊の冷えを夏の蝶」

私が無所屬控室の窓邊の椅子により、見やるともなく見やる窓外、議事堂の外壁のくつきりと聳つたてつぺん近くひら〳〵と可憐な白い蝶の一片がこの建物の高さを超えようとするやうに翔ひ上つてゐるのが目につきました。

無表情な冷い洋風の殿堂の、「靜」に對して、この點の白き「動」殿宇の上の夏空は廖然と青く白雲は悠々としてゐました。何か近代的な深い美、私はその時この議院内に於ける婦人議員の活動（内外の）といふことを考へてゐましたので、この蝶の可憐な美に深く打たれたのです。白い蝶よ、あなたは何をしてこの堂宇の高さを超えんとするのであるか。その翅の可憐なる色氣なるこの人達こそ、民族の難關に際はしてこの女神の頭を牡獅子の形に象徴せしめ彼女の頭を牡獅子の形に象らしめた。又我が子を愛する餘りには他人の子の血をさへ啜つたといふ利己的な母が、その母の心の擴充によつて神格化し、佛格化して東洋の鬼子母神を顯現せしめた、彼女たちの立つところは愛大いなる愛。生むは母育つるは女、女と母の本能を生殖より飛躍せしめて正義と組織を生み國を育てんと欲して止まぬ女心の大飛躍！　これを理解し立派なスタートではありませんか。

婦人議員は貧弱でせうか？

これ無きために政治は腐敗し、無力化し、傀儡化し、日本は世界の到來に努め、同時に戰爭の苦痛を味つた母の力で平和世界の到來に努力せずして彼女たちを理解し白き蝶の可憐なる要求を理解することは困難です。白き蝶の女議員或る意味では、ええさうです。たちはおのがじし數奏と性格を在來の政治的術數の無智に於て持ちつつ世の好奇的な探照燈に恐らく法經の知識の全體的の低照らされつゝ、かにかく一ケ月さに於て、又恐らく社會認識の公約議員生活を終へました。不徹底に於て。

然しこれ獨り婦人議員の罪ではない。女性をして全然盲目的存在たらしめた日本の國家と社會の罪であり、尚ほ且つ又男子の責任でもあります。

これ無きために政治は腐敗し、無力化し、傀儡化し、日本は世界の到來に努め、同時に戰爭の苦痛を味つた世界の母達の協力をもとめる主旨の下に發足した。事務所「豊島區高田南町三ノ八〇三」

◇母子問題懇話會

宮城タマヨ、山高しげり、德永恕、山田わか、吉見靜江、倉永菊千代、河崎なつ、平田のぶ、島田公子、千本木道子氏等が發起人となり設立。七月廿四日婦人代議士を招き母子保護問題を中心に協議をした。事務所「四谷區旭町二葉保育園内」

◇同胞援護婦人聯盟

海外引揚同胞に今こそ私達婦人の手がさしのべられなければならぬと同胞援護婦人聯盟が先頃結成され、七月廿四日より三日間「引揚並に海外殘留同胞援護强化日」ときめて全國的に活動を開展した。今後の運動目標は「未歸還同胞の引揚促進」「引揚母子、孤兒、病者、老者等の援護」である。

新憲法草案に對する聲明書

憲法草案が今議會に上程された。憲法が民主的國家の根本法たる以上、其の手續きに於ても其の内容に於ても民主的でなければならない。

然るに今次の草案は人民大衆の充分なる論議を經ずして決定され、議會に提案された。私共は之に對し遺憾の意を表するものである。

更に又新憲法草案には婦人に對する規定があるが、私共は婦人の基本的權利をより明確ならしむる爲母と子供の生活權、婦人の勞働權、同一勞働に對する同一賃銀婦人の生理に基づく母性の保護等の規定を挿入せん事を要求するものである。

一九四六年六月二十三日

新日本婦人同盟第二年次總會

婦人有權者

よくも戰へる日本よ。

その戰へるものゝ正體はともかくも、かくも命盡きる迄戰つた國の姿には、何か頭を撫でゝやりたいあはれさといぢらしさを感ずる。

焦土に生れるてふ不死鳥

私共はそれを舞ひ立たしめねばならぬ。

婦人議員は必死に勉强してゐます。ごらん下さい。あらゆる委員會に婦人議員は議席を占めてゐます、試みに私が覗く勞働關係調整法案に關する委員室、そこにも優美に見える婦人委員の後姿が見えるではありませんか、それはY女史（進歩）S女史I女史S女史（自由）が悠々としてこの委員會で質問するのは何時か？　女に似合はしい生活保護法案の委員室は言はずもがな、聞くるしい所得、法の委員會にも、重大な法や條章の委員會にも皆婦人は進出してゐます。

本會議に於ける活躍はと言へば、先づ市外引、但過激議案も上程に當つて、四ケ年が經ましたしました。

つゞいて戰後の新憲法議案の上程に當つて三女史が、さうしてやがて本格的の登壇として生活保護法案の上程に當つて社會黨Y女史、無所屬K女史登壇して女性議員のために等丈の氣を吐き男性議員に女性議員の質の確かさをやゝ認識せしめました。

これらは個々の女史たちの努力でもあり、又一致協力した總力の結果でもあります。

婦人議員は婦人の問題のみを取扱ふべきでせうか。否々婦人議員は全般に向つて努力を開始して居ります。婦人に關する問題、子供に關する問題、厚生關係問題は勿論のことです。

女性の進軍！　それは新しく生れる日本の爲に。

私共は雄々しく堂々と、且つ優しく雅びかに、手を連れ心を結んで、議會の内なる婦人議員も、外なる婦人團體とその指導者も一緒に進みたいものです。

「よく言はれ惡く言はれて冬ぬくし」

これは立候補した折の私の感懷です。

世の批評にめげることなく、信念を持つて進み得るのは幸です。

終りに私は婦人議員の一人としてこのやうに婦人議員を出現せしめた力は、いろ〳〵ありませうが、その一つの隱れたる過去の努力、かつての婦選運動の苦難を共さに等められた人々の心からなる敬愛と感謝とを萬人と共に忘れることなく永久に保ちたいことを書き加へてこの筆を擱きたいのです。

解說　生活保護法

七月十八日の衆議院本會議に生活保護法（政府提出）が上程された。河合厚相の提案理由說明の後坪川眞三氏（進歩黨）山崎道子氏（社會黨）平川篤雄氏（協同民主黨）紅露みつ氏（無所屬クラブ）の質問があり、委員附託となつたがこの生活保護法案とはどんなものか簡單に紹介する。

生活困窮者に對する保護法としては從來救護法、母子保護法軍事保護法、醫療保護法等があり國庫負擔による救護の手が差しのべられて居り、又この方面の社會事業團體、個人篤志家の活動にもみるべきものがなくもなかつた。

しかし之等によつて救護を受ける人々の範圍は極めて限定され居り今日の如き尨大な生活困窮者―軍人遺家族戰災者、外地よりの引揚者、失業者、食糧難物價高により要保護者に轉落しつゝある人々を救ふ事は到底出來ない。從來の諸保護法をひつくるめたよりももつと間口の廣い法律が是非とも必要であるといふ譯で本法案が提案されるに到つたのである。

保護の任にあたるのは市町村長であり東京都では名目は都長官であるが實際には都長官の委任を受けて區長がする事になつてゐる。

七、救護費用―一人百圓

右に對する總豫算は年三〇億圓、實人員年八百萬人が救護を受けられる譯である。尚この三〇億圓の内二〇億圓は國庫負擔といふ事になつてゐる。

生活保護法に依頼して働かうとしない不心得な者に對しては市町村長、民生委員が指導指示をなし得る事になつて居り、指示に從はぬ者は扶助せぬ。又從來の諸保護法では扶助を受ける人達は參政權を認められなかつたが今度の生活保護法ではこの點は改正されて居り現に今議會に提出された地方制度改正法律案中にもこの規定は挿入されてゐる。

本法の實施は九月からとなつてゐるが實際には今年四月より之に準ずるものとして緊急生活援護が行はれてゐる。

その他の規定としては生活扶助の爲め養老院、孤兒院、育兒院、授産場等に國が補助金を出しそれらの施設が成り立つ樣になつてゐる。

尚本法上程の際各派の代表質問が行はれた事は前に述べたが、左に山崎道子、紅露みつ兩婦人議員の質問を紹介する。

△山崎道子氏

一、國民は生存の權利があり國家はこれを保障する義務がある。本法は第一條に國家の義務として制定した旨明記せよ。

一、被保護者は從來公民權を停止されてゐたが今後かゝる差別待遇は全廢すべきである。

一、社會事業從業者の養成敎育機關を設ける意志はないか。

一、醫療、助産、育英について政府の用意如何、生活保護と關聯して圖市場の食糧を配給ルートにのせることは農相の義務と思ふ。

△紅露みつ氏

一、救護の對象を要救護階級のみに限る事は適當ではない、當然一般庶民にも擴大適用されなければならぬ。

一、生活保護法の目標は失業救濟におかれなければならぬが之は生活面と不可分である。政府はどの程度までの救護をはかるか救護豫算の内容如何。

一、今日の生活の重點は金よりも物に置かれてゐる。政府は供與金に代へ現物供與をする意志はないか。

一、援護事業を積極的に生産と結びつけ公共營團を設立、失業救濟生産增强をも兼ねた方式を採用する意志はないか。

一、婦人民生委員の活用をもつて救護活動に萬全を期せられる考へはないか。

一、精神的救護も必要であるが政府の所見如何。

尚この法案は目下審議中であり。本法案成立迄には尚若干の日時を要すると思はれる。

おねがひ

昭和二十一年度會費未納の方は至急お拂ひ込み下さい。

第一種會員は　拾　圓

第二種會員は　參拾圓

新日本婦人同盟會計

振替東京一九五四〇九

ソヴエト婦人の生活

革命前の生活

勤勞階級の生活は男女共に困難を極めた。婦人の狀態は男子に比べて一層惡かつた。彼女達は全くの無權利で參政權もなければ同一勞働に對する同一賃銀もなく、又母性、乳幼兒に對する保護もなかつた。この婦人の悲慘な狀態は幾多文學上にもあらはれてゐるが、その代表的なものはネクラソフの作品で、彼は「これより悲慘なものはない」と極言してゐる。

特に悲慘なのは少數民族、殊に近東の女性で、彼女達は夫、主人、兩親の奴隷であり、殆ど文盲であつた。

革命後の生活

一九一七年の十月社會主義革命は今迄悲慘な狀態にあつた勞働者、貧農の生活を根底から覆へした。人間による人間の搾取はなくなつた。

ソ同盟政府の女性解放への第一歩は女性と男性を平等の基礎の上に置く法令（革命後の最初の法令）としてふみ出された。更に之は一九三六年のスターリン憲法によつて再確認され、より完全なものとなつた。

スターリン憲法第一二二條は「ソ聯邦に於ける女子は經濟的國家的、文化的及社會、政治生活の凡ての部門に於て男子と平等の權利を附與せらる。

之等女子の權利實現の可能性は男子と平等に女子に對する勞働權、勞働に對する支拂を受くる權、休息權、社會保險及敎育を受くるの權利を附與し、母子の利益を國家に於て保護し、悲慘な狀態は幾多文學上にもあらはれてゐるが、その代表的なものはネクラソフの作品で、彼は「これより悲慘なものはない」と極言してゐる。

特に悲慘なのは少數民族、殊に近東の女性で、彼女達は夫、主人、兩親の奴隷であり、殆ど文盲であつた。

革命後の生活

一九一七年の十月社會主義革命は今迄悲慘な狀態にあつた勞働者、貧農の生活を根底から覆へした。人間による人間の搾取はなくなつた。

ソ同盟政府の女性解放への第一歩は女性と男性を平等の基礎の上に置く法令（革命後の最初の法令）としてふみ出された。更に之は一九三六年のスターリン憲法によつて再確認され、より完全なものとなつた。

スターリン憲法第一二二條は「ソ聯邦に於ける女子は經濟的國家的、文化的及社會、政治生活の凡ての部門に於て男子と平等の權利を附與せらる。

一時に收容出來る樣計畫されてゐる。

病氣その他で勞働不能になつた場合には社會保險の援助を受けられる（之は國家負擔）し、又特別の人は前述のサナトリウム、休息の家で休息出來る。

政府は又、母性、乳幼兒の保護の爲に多額の費用を支出してゐる。文化の昂揚、經濟の復興、失業の撲滅、母性、乳幼兒の健康保護機關の發展によつて乳幼兒の死亡率は革命前と比べて著しく低くなつてゐる。

妊娠の場合は、產前產後の有給休暇は勿論、無料で醫者にかかる事が出來る。產院の數は年年に增加してゐて、都市に於ては既に百パアセントの收容率を示してゐる。一九一七年十月の革命前には全然見られなかつた育兒相談所は現在都市、農村を通じて幾萬となく設立された。

婦人の生活と密接な關係をもつ子供についていへば、國家によつてかくも兒童が保護されてゐる國は他にないと思ふ。政府は育ち行く次のヂエネレーションの敎育の爲に多額の費用を使ひ、總ての子供が敎育を受け得る樣になつてゐる。第二次世界大戰の國難な時期にも母性、乳幼兒の保護施設は縮少所かかへつて發展して行つた。

働らく婦人は自分達の子供を幼稚園、託兒所にあづけて働きに行く事が出來る。都市では常設の託兒所、幼稚園があり、農村では農繁期の臨時託兒所が澤山設けられてゐる。

託兒所數は、一九四〇年八五萬であつたが一九五〇年一二五萬に增加の豫定である。

幼稚園（三歲から學校に行く迄の子供を收容する）の數は、一九五〇年二二六萬に增加の豫定でこれは一九四〇年に比し十三歲から十六歲迄の子供に對する特別な機關は年々發達してゐる。戰爭孤兒に對する完全な國庫負擔による敎育施設も計畫されてゐる。又弱い子供の爲の兒童病院、林間學校などもある。

澤山の子供をもつ母は名譽を以て國家から迎へられ國から補助を受けてゐる。

十人以上の子の母―「母性の英雄」八―九人の子の母―「母親の譽れ」の稱號を與へられ、七人以上の子の母―「母性賞」四人以上の子の母―毎月國から敎育の爲の補助を受ける。そして現在六千人の婦人が「母性の英雄」を與へられ、一九四五年だけで二億ルーブルの補助が與へられた。

敎育を受くるの權利も亦前述の憲法第一二二條によつて認められてゐる。革命前の婦人は大部分文盲で、大學に學ぶ事などは思ひもよらなかつた。一八九七年の人口調査によれば當時の首都ペトログラードで八四八人が技師、技手中女は僅かに三人、醫者である。一九三九年の人口調査によれば同じ首都レニングラードに於ける技師、技手の數は七六五三二人で、その內女は二三七二六人で約三〇%を占めてゐる。ソ同盟全體では約二十萬人の技師がある。

敎育の面では都市には勞働青年學校、農村には農村青年學校があり、誰でも職場から離れる事なく働き乍ら大學に迄行ける仕組になつてゐる、女子は男子と全く同じく奬學金も貰ふ事が出來るし、宿舍も貰へる。

要約すればソ同盟に於ては女性が指導的立場を占めてゐない所は殆どないといふ迄になつた。

集團農場、トラクターグループの長をしてゐる。一九四二年から一九四五年迄の三年間に百萬人がトラクター、コンバインの運轉手として、まるで夢の樣です。

三五萬人が畜產班長、畜產農園長として、

九萬人がコルホーズ財政主任一萬五千人が集團農場長又は副長として、

數萬人の婦人が農業學者として働いてゐる。これは革命前の農村婦人――人間としての扱ひを受けてゐなかつた――に比較して驚異的な變化といへよう。

こゝに特筆しなければならないのは少數民族――東方民族の婦人の變化である。彼女達は現在多くの者が大學を出、國家の重要なポストにつき、又全國に名前のひゞいてゐる者も相當ある。――勿論之は實名的行爲をしたといふのでなく、彼女等の勞働の成果によつて有名になつたのである。

政治の方面では、スターリン憲法第一三七條に、

「女子は男子と平等に選擧及被選擧の權を有す」とあり、之により婦人の完全な解放が行はれた。之等の措置に對し、婦人は政治意識の水準を高め政治への積極的な參加に應へてゐる譯であるが、この婦人の積極性は、ソ同盟の最高會議（日本の議會に相當する）の選擧に際して發揮された。婦人は男子同樣國會てゐるが、之等の婦人は社會的地位によつて選ばれたのでなく勞働者、コルホーズ員、農學者、醫者等）を選つてゐる。

今年二月十日行はれたソ同盟最高會議民族院に選出された議員六五七名中一六一名は婦人で實に二四%五を占めてゐる。もう一つの議會、同盟院の方には六八二名中一一六名（一七%）の婦人が選ばれた。ソ同盟最高會議同盟院と民族院と合せて全議員一三三九名中より二七七の婦人議員が出、これは全體の二一%に相當する。

大山郁夫氏よりの來信

市川房枝樣

平塚雷鳥樣

爾來久闊。かうして自由に御兩所に通信し得る日が來ようなんて、まるで夢の樣です。

民主々義日本建設萬歲！　さてこの紹介狀の帶行者ノースウェスターン大學コールグローヴ敎授のことについては、日本文化人聯盟委員長並に常任委員會あて、その私の手紙を御一覽下さいました。同氏は日本の學者たちの間に多數の知己を持たれ日本に對する理解と同情の深い人ですから、同氏が右の任務を完全に果たされることは、現下の日本の立場から見ても甚だ望ましきことゝ存じます。ついては同氏が再建途上の日本の活きた諸問題の把握のため、また一般に婦人問題の特に當面の婦人の政治的活動に關する諸問題に對する知識の獲得のために貴姉たちの援助に俟たれなければならない點が多々あることゝ存じます。それで、よろしく御配慮下さるやう私から特に御願を以てお願いたします。

私は家內と共に早い機會に歸國が出來るやう今その準備のための『殘務整理』に沒頭してゐます。

一九四六、三、七、

大山郁夫

どの共和國を例にとつてみても婦人が代議士として活躍してゐない所はない。殆ど千五百名の婦人が自治共和國の代議士として、四五萬六千名の婦人が地方ソヴィエトの議員として働いてゐるが、之等の婦人は社會的地位によつて選ばれたのでなく最も優れ、統後に於て最もよき成果をあげた婦人として選ばれたのである。

一、フョードロワ（モスコー人）――地下鐵技師

一、トロイツカヤ（モスコー人）――モスコーメトロの地下鐵長の代理人

之等の例は今政權になつてから婦人の政治意識水準の高まつた事を示して餘りある。

戰爭が勃發した時、彼女達は最も困難な仕事を引受けて、よく敵の空襲下に於ても婦人が代議士として活躍してゐない所はない。殆ど千五百名の婦人が自治共和國の代議士として、四五萬六千名の婦人が地方ソヴィエトの議員として働いてゐるが、之等の婦人は社會的地位によつて選ばれたのでなく最も優れ、統後に於て最もよき成果をあげた婦人として選ばれたのである。

一、ボーロワ（ウクライナ人）――砂糖大根栽培の名手

一、セリョーギナ（モスコー人）――自治共和國の最高會議議長（大統領）

一、レードロワ（ヤクーツク人女）――極寒）――ヤクーツク自治共和國大統領

一、ツイデーノワ（ブリアート人）――大統領

一、ゴプカーワ（ウクライナ人）――砂糖大根栽培の名手

一、セリョーギナ（モスコー人）

一九四六、三、七、

大山郁夫

今後のソ聯婦人

戰爭が勝利に終つた現在、又平和な建設の時代が始まつた。今日以後のソ同盟の婦人の任務は、國民經濟、文化の昂揚、敵の侵略によつて破壞された地域の工、農業の復興に協力する事であるが、この任務遂行に於て女性の果す役割は大きい。ソ同盟の婦人はこの任務に積極的に就いてゐる。何故ならば彼女達は國家がよくなる事は自分達の生活がよくなる事を知つてゐるから。事實政府は國民の生活改善の爲に次の五ヶ年計畫では、社會保險、軍人遺家族、多子家庭に對する補助の爲に一〇六〇億ルーブル（一九五〇年迄に）を計上してゐる。そしてこれは一九四〇年に比して二、六倍の大きさである。（本同盟時事講座より表します。

近刊豫告

ペんぺん草

◇女が、勞働者が、農民が生きる自由を獲得出來れば、戰爭の犧牲者も浮ばれよう。

×

◇初代婦人代議士諸君。ちと貴のある發言を望む。つまらぬ話題にならぬ樣自戒して欲しきものなり。

×

◇「母の……」、「母の……」と近頃簇出の感ある母の圖體！目的が同じなら御一緒に遊ばしては如何？　日本も狹くなりましたからね。

×

◇往年の「婦人運動評論家」の實際運動に乘り出すやよし。言ふ事の如何に易く、行ふ事の如何に難きかを悟らば更によし。

×

◇南瓜三つで撲殺された人妻。嗚呼、野蕃國日本！

×

◇閤市が影をひそめた途端に增えたものは買出し。「公休」で買出しに行けるお役人樣、買出しに行けない私達の事もちと考へて下さい。

小出チカ子氏

舊婦選獲得同盟新潟支部長として長い間御骨折下さいました小出チカ子氏は七月八日永眠されました。謹しんで哀悼の意を表します。

告豫刊近

婦人有權者

內容

一、女權獲運動と女工の階級鬪爭參加
一、世界大戰と婦人勞働
一、戰時共產主義時代（一九一八―一九二一）
一、BA、勞働の組織
一、生活の革命
一、勞働條件とその保護
一、道德の革命
一、婦人問題の展望

定價五圓　〒一圓（送金は小爲替で）

東京都世田ケ谷區世田ケ谷三ノ二四二九

新婦人論（下卷）

ア・コロンタイ著　大竹博吉譯

ナウカ社

民主的團體とその運營（一）

聯合軍總司令部民間情報敎育部では日本民主化の一途として今回小册子「民主的團體」を編纂した。これはその前がきにもある通り各國の民主的團體が其準としてゐる全般的な民主的諸原則を說明したもので、婦人團體、靑年會、勞働組合等々の日本の民主的諸團體の民主的運營に大いに役立つであらう事を疑はない。

紙面の都合上全文の紹介は困難であるが以下その概略を紹介する。

内容

一、基本原則
一、團體結成の目的
一、準備工作
一、會則、附則について、
一、役員の任務と責任
一、委員會
一、會員の權限並に義務
一、總會
一、議事について
一、議事規則
一、議事手續
一、會議進行順序
一、動議及表決
一、役員候補者の選擧
一、各種表決
一、開票手續

◇民主的團體の基本原則

一、役員は會員によつて選擧される
一、役員は會員に對して責任を負ふ
二、會員は團體の行事に積極的に參加する
四、團體の當面する一切の問題を、會員の間で十分にかつ自由に討議する
五、多數決の方式を採用すると同時に少數者も十分に見解を表明出來る規定を設ける
勿論右諸原則は團體所屬の各員が完全に理解し團體の日常活動に於て實踐してこそ意義がある。
本論に入る前に先づこの事を念頭に置かなくてはならない。

◇團體結成の目的

一團體を結成する通常の目的は、共通の利害と目的とを持つた一團の人々が、單獨では達成出來ない目的を協力して達成するにある。

◇團體結成の準備工作

一つのクラブ或は協會等を結成したい場合には先づ有志だけで準備會を開き、組織會議を招集する前に次の諸點に關し周到な計畫をたてる。

一、第一回會議の開催の日時、場所
二、加入招請狀發送先の氏名
三、組織會議開催通告の方法
四、組織會議開催を宣するものと、組織會議長に指名されるべき者
六、會の目的を說明する者
七、會の結成を決定する決議案
會の一人に會議の目的を說明せる。團體結成の趣旨を徹底させる目的で議長は更に他の者に說明を求める事が出來る。
この說明で皆に十分納得がつたならば、團體を組織するのに必要な具體的措置を執る事出來るやうに豫め用意した決案を會議に提出する。
一例をあげれば、この動議次の樣な形で行ふことが出來る。

「議長、私は當村に於ける兒童保護問題を研究する爲にクラブを組織する事を提議します」

と一會員が動議すれば他の會員が之に贊成の意を表し、その後その旨議長が陳述すれば各出席者は之を審議し、これに修正を加へ、その上で表決に附する。

過半數がこの團體の結成に贊成投票をしたならば、次に會則及び附則を起草する手管を決める。この方法は實例を示せば一番よく分かる。即ち次の樣な動議を提出すればよい。

「議長が五名の委員を任命し、これに當クラブの會則、附則を起草せしめ、その草案を役員の會議に報告させるべき事を動議いたします」

この動議に贊成するものがあれば之を直ちに表決に附するのである。

會則、附則起草委員會は第二回目の會議又はその後の出來得る限りの早い機會に、作製した會則、附則草案を提出する。大低の團體は會則と附則とを併せ備へた方が好都合である、之等は簡單明瞭で、絕對に必要な限度よりも長くあつてはならない。

◇會則、附則について

會則は團體名、目的、會員資格その他を規定したものである。附則は會則を補足し、會員に事前の通告なしには變更する事の出來ない樣な一切の重要な細目を規定したものである。次に各種の民主團體がその大小に拘らず採用してゐる會則と附則との型式の一例を揭げる。

會則

第一條　名稱
本會は……會と稱する

第二條、目的
本會は　　を目的とする

第三條、會員
本會の目的に贊成する者は全て會員となる資格を有する。

第四條、役員
第一項、本會の役員は、會長、副會長、書記、會計各一名とする。

第二項、本會の役員は每次年會に於て多數決による投票制を以て選出しその任期は　年とする。

第三項、役員は　年以上重任してはならない。

第五條、年會
年會は○月○日に開催し役員を改選しその他必要な議事を審議する。

年會を開催し得る定數は全會員數の○○%以上とする。

第六條、會則の改正
會則を改正するには先づ前回の例會に改正案の草稿を提出して之を朗讀し、更にその寫しと採否を決定すべき會議の開催通知書とを全會員に送附した後でなければならない。改正案の採決には三分の二以上の贊成投票を要する

附則

第一條、會費
第一項、本會の會費は○○圓とする。

第二項、會費は每年○月○日又はそれ以前に前納の事

第二條、役員の任務
第一項、會長は全ての會議の議長を務め總務としての一切の任務を遂行する

第二項、副會長は會長の缺席した時その代理として會長の任務を遂行する

第三項、書記は全會議の議事錄を作製し、一切の事務記錄を保管し、凡ての會議通知を發送する。

第四項、會計は一切の基金の收入、支出を正確に記帳し會計簿は常時會員の監査に開放されねばならない。

第三條、理事會
第一項、理事會は全會員及び會員中より多數決により選擧された○○名よりなる。

第二項、定例理事會は每月○日○日に開催し、理事會最低定員數は全理事の三分の二とする。會長の指示又は全理事の四分の一以上の連署請願によつて特別理事會を開催出來る。

第三項、理事會は年會と年會

或は理事總會と理事總會との中間の期間に於ける業務を決定し、之に對する責任を負ふ。理事會の決定は定例總會に於て再審議に附される。

第四條、一般投票
全會員の一〇%以上が會務に關係のある事務を全會員の一般投票に附する事を理事會に要請した場合には、役員は該問題を會員の討議にかけねばならない。

第五條、會議
第一項、定例會議は每月○日に開く。

第二項、臨時會議は會長により、又は全會員の○○%以上の要求により招集する事が出來る。

第三項、本會の如何なる會議も全會員數の○○%を最低定員數とする。

第六條、附則の改正
本附則は前回の會議で豫告されてゐれば、隨意の定例會議に於て三分の二以上の贊成投票により改正することが出來る。

會則及附則を起草する爲に任命された委員會は、その作製した會則、附則草案の全文を出來る限り早い機會に會員の前で朗讀する。續いてこの草案の採決が動議される、この動議に贊成する者があれば。草案の討議が開始され、一ケ條每に朗讀しては檢討と修正を加へて行く。各條項別に出席者の過半數が滿足する樣に修正されたならば、今度は會則全體、次いで附則全體に對する修正を要求する機會が與へられる。若し會則、附則ともに滿足すべきものと決定したならば、之をその團體の會則及び附則として採擇すべきである事動議に依り投票が行はれる。之を採擇するには過半數の贊成が必要であるが、一度採決した後は三分の二以上の贊成投票がなければ改正し得ない事に規定してもよい。會則と附則とが採擇されたならば直ちにその寫しを全會員に配布しなければならない。（以下次號）

時事講座案內

日時　每月第二土曜、第四土曜午後二時より四時迄
場所　澁谷區千駄ヶ谷五ノ八八　婦選會館
會費　五回券十圓（會員は七圓）一回　二圓
講師　各界の權威
その時々の問題を捉えて研究題材とする豫定。九月の講座は
九月十四日午後二時より
▽民法改正について　東大敎授　川島武宜氏
九月二十八日午後二時より
▽新民主主義について　日本共產黨　野坂參三氏
御友人おさそひ合せ御申込み下さい。

日本民主主義婦人大會開かる

「對內的には婦人代議士を祝福し激勵して婦人の民主化に對する認識を深め、對外的には、日本婦人の絕對平和守持を宣揚する事を主目的とし、併せて食糧、失業の對策、婦人勞働改善、各種救護事業に示唆を與へる」爲の全日本婦人大會の準備會が、五月十七日に開かれた、この日の案內を受けたのは進步から保守に至る各流婦人六十五名と他に勞働組合關係代表者約三十名であつたが實際の出席者は約五十名であつた。

この日の會合は、始めから波瀾萬丈、左右兩翼はつきりした對立を示したのであるが遂に共產黨系が大勢をリードし、その局、この婦人大會は振り出しに戻つて再檢討される事となり、結名稱も「民主主義」を冠する事と決定、同時に保守派の人々は退陣を餘儀なくされた。

次の會合は「日本民主主義婦人大會準備會」として六月二十四日開かれた。この日の出席者は前回出席者中の進步的分子約三十名で、大會に於てとりあげるべき議題も金額、失業問題、人勞働改善、婦人の地位向上等官邸へデモ行進を行ひ、大會の決議文を手交して散會した。

尙翌日は代表が〒司令部へメて考慮するといふ事で參加した持參してこの日本民主主義婦人大會を了へた。

同大會のスローガンは次の通りである。

1 主食の遲配、缺配、減配反對
2 食糧の橫流し反對、働けるだけの食糧は配給で
3 配給監視に婦人も參加
4 配給品は家庭へ配達
5 妊產婦、幼兒、兒童へ食糧增配
6 乳兒の主食、牛乳、乳製品の確保
7 婦人に職を與へよ
8 保育所、產院の增設、寡所の電化促進
9 母子保護を含む社會保險法制定
10 戰爭犧牲に依る寡婦孤兒救濟
11 就職の機會均等
12 同一勞働、同一賃金
13 婦人故の減資絕對反對
14 封建的家族制度の廢止、明るい家庭の建設
15 男女不平等法律の撤廢
16 民主憲法制定への婦人の參加
17 敎育の機會均等
18 民主的道義心の昂揚
19 婦人戰爭指導者の責任追求
20 民主戰線確立
21 保守反動政府絕對反對
22 絕對永久平和

尙本同盟としては、この大會は一回限りのものとして、即ちこれが新しい婦人團體の母體として繼續する樣な場合には改めて參加したい。

廣告!!

婦選會館の宿泊について

婦人會館もお蔭樣で九分通り出來上りました。
同盟地方會員及研究所關係の方々で御上京の際、宿所にお困りの方にはお宿をいたします。
御希望の方は豫め御申込み置き下さると好都合です。

婦選會館

殘暑!!

まだまだ暑いです　さあトミヤの　濃厚肝油球　でうんと元氣を落積しませう
一球は二〇〇〇、〇〇國際單位
水虫に　外傷に　濕疹に
御用意は出來て居ますか
赤ちやんのお肌はこれによつてこそ守られます
獨特の製劑
トミヤバスター
同盟代理部でも扱ひます

東京都澁谷區幡ヶ谷町一、一四二
株式會社　富谷製藥所

新日本婦人同盟通信

◇第二年次總會

第二年次總會は六月二十三日午前十時より、會員八十名（東京五五、地方二五）出席の上、市政會館内共同出版社講堂で開かれた。

鐵田中央委員の開會の辭、婦選の歌合唱、市川會長の挨拶にひきつゞき議事に入る。

先づ本部報告として、二十年度會務（齋藤、長瀨兩常任報告）政治教育（原田常任）政治運動（吉岡常任）食生活委員會（原田常任、共同運動（長瀨常任）二十年度會計（齋藤常任）の諸報告あり、次いで左の順で各支部報告が行はれた。

秋田（和崎ハル氏報告）、京都（上野正子氏）、那山（菊地秋子氏）、函館（石本モヨノ氏）、土浦（田邊菊江氏）、福島（箱崎銀代氏）、柏崎（和田イセ氏）、鉾田（高山ユキ氏）、群馬（伊知地靜子氏）、庵原（西子すゑ氏）、名古屋、知多、須賀川、富久山、杉妻、小樽、米子、松本、松江（代表者出席なき爲本部長瀬常任が代つて一括報告）

これで前のプログラムを了へ、午後は

一、二十一年度の運動方針（提案説明は藤田中央委員）

一、規約の改正（齋藤常任）

一、地方選擧對策（原田常任）

一、新憲法草案に對する聲明書（田中中央委員）

を決定、更に中林中央委員提案の「本會運動目標決定の件」を採擇（具體案は新役員に一任）次いで豫算案の審議に移り、一般會計（鈴木總務部長説明）、特別會計「婦人有權者」（齋藤常任）を原案通り可決（紙面の都合上省略）し、最後に役員選擧を行ひ（別項の如く新役員決定）午後五時すぎ豫定のプログラムを全部終了、散會の間際に本部長瀬常任、關東食糧民主協議會の輕部氏より「牛乳、乳製品對策」につき緊急動議あり、之を可決、盛り澤山の行事を終へた。

◇本部支部打合せ會

總會の翌日二十四日午前九時より婦選會館に本部支部打合せ會を行つた。

鈴木總務部長の開會の辭、婦選の歌合唱、市川會長の挨拶（原田常任）の後本部支部の聯絡、各支部に於ける具體策、事務的な事項につき種種懇談した。

本日の出席者は次の通り。

支部側（石本モヨノ、鈴木菊子（函館）、桶作沐加（鉾路）、田中きん（新潟内郷）、曾田くら、和田イセ（柏崎）、和崎ハル（秋田）高山ユキ（秋田縣大曲）、佐々木ヒサ（秋田縣和田）、早川靜子（御殿場）、上野正子、谷澤悦子（京都）、菊地秋子（那山）、小林菊子（土浦）、伊知地靜子（群馬）箱崎銀代、大河内英子（福島）、西子すゑ（靜岡縣庵原）

本部側、市川、鐵田、中林、大坪、田中、輕部、藤田、原田吉尚、鈴木、長瀬、齋藤（順不同）

新支部紹介

◇別府支部――永見こと代、田邊みつの、梅田その氏等が中心に八月十二日結成。市川會長出席

◇福井支部準備會――七月三十日市川會長出席の福井新聞講演會で、聽衆より支部結成希望あり、目下準備中。

◇北海道網走支部――前田喬子氏を中心に八月二十四日結成、市川會長、藤田常任出席の豫定

◇北海道支部聯合會――八月十八日より月末迄市川會長、藤田常任渡道を機會に各支部代表者集合、聯合會結成の協議をする尚市川會長、藤田常任は、札幌函館、小樽で議事法講習會を行ふ筈。

事務局

新役員の決定に伴ひ、本部では左の如く事務局を整備、新年度の歩みをする事となつた。

新役員

△印は常任委員

會長　市川房枝

中央委員　淺賀將江、池田君枝

井上清子　△大坪英子、香川綾子　△輕部清子　喜多みちの　兒玉琴枝　△齋藤きえ　△佐野智惠　下竹操　△鈴木貞子　鈴木芳子　△田中きねよ　△虎谷喜惠子　△長瀬タキエ　中林孝子　△原田清子　福地文乃　△藤田たき　△鑓田貞子　△吉岡万里子（以上東京）

飯田綢緒、石本モヨノ、伊知地靜子、野村正子、箱崎銀代、燕定泰代、横田文子、△和崎ハル（以上地方）

會計監督　田中きん、前島ふく

西村好江、渡邊繁子（主事）

花川壽美、鈴木愛子（書記）

尚事務局長は常任委員會に於て、常任委員中より會長が委嘱する事と決定、その結果齋藤常任が當分の間之に當る事となつた。

きがとあ

◇あれも閙、これも閙で會の資金も漸く漏洩の狀態です。生れたばかりの「婦人有權者」は、殘念乍ら欠號あたりから滅頁を餘儀なくされるかも知れません。會員諸姉の御了承を乞ふ。（齋）

行發日五十月十年一十二和昭　婦人有權者　第三號　（1）

月刊　行發日五十毎月

婦人有權者

WOMEN VOTERS

發行所　新日本婦人同盟

Vol. I No. 3　50 Sen

九・十月合併號

婦人有權者第三號目次

▽新憲法の成立と婦人……（一）
▽改正民法案……（二・三）
▽民主的團體とその運營（四・五）
▽婦人界展望……（一）
▽婦人議員クラブの分裂……（三）
▽初秋隨想……野村正子……（五）
▽ぺんぺん草……（四）
▽新日本婦人同盟通信……（六）

主張

新憲法の成立と婦人

日本再建の礎石を築く新憲法は十月七日の衆議院本會議に於て二四二對五の絶對多數を以て貴族院の改正案を可決、審議四ケ月にして漸く成立を見た。

この新憲法は十一月三日に公布され、六ケ月後の來年五月から効力を發する筈である。

政府は公布の前後に盛大な祝典を初め數々の記念行事を行ふと共に、これが普及徹底の爲全國的な運動を展開するやうに報ぜられてゐる。

私共も國民の一人として心からこの大典の成立を喜び、これを特に婦人層に周知徹底せしめる爲、出來るだけの努力を傾倒せんとするものである。

×

新憲法は周知の如く、初め衆議院に於て數ケ所の修正が加へられ、更に貴族院に於ても多少の修正が行はれたのであるが、婦人關係の條項は二三字句の修正をみたのみで、別項の如く殆ど原案通りに決定されたのであつた。

新憲法に於ては天皇の地位を規定した他、戰爭の放棄を世界に言明すると共に、私共國民の基本的人權を保障する等幾多重要な項目を含んでゐるが、別項の男女に關する規定の如きもその一つといつてよからう。

別項の條章は、これを一言にしていへば何れも男女平等、夫婦同權を明確に規定してゐる。これは民主主義國の憲法であるが以上當然の事ではあるが、男女平等の權利が、如何に民法の改正が進行中であつても、立案中の勞働基準法中に於ても「同一價値勞働に對しての男女同一賃銀」が法文として挿入されてゐる。

日常の道徳習慣も勿論この原則によつて規正され調整さるべきで、それが實現して初めて民主化が徹底した事になるのであるが、それは容易ではなく、少用されるべく、已に本紙次頁の

日本國憲法

第三章　國民の權利及義務

第十四條　すべて國民は法の下に平等であつて、人種、信條、性別、社會的身分又は門地により、政治的、經濟的、社會的關係に於て差別されない。（後略）

第廿四條　婚姻は兩性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の權利を有する事を基本として、相互の協力により維持されなければならない。

配偶者の選擇、財産權、相續、住所の選定、離婚並に婚姻及家族に關する其の他の事項に關しては、法律は個人の尊嚴と兩性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

第四章　國　會

第四十四條　兩議院の議員及其の選擧人の資格は法律でこれを定める。但し人種、信條、性別、社會的身分、門地、教育、財産又は收入によつて差別してはならない。

なからぬ努力と時とを必要とする事を覺悟しなければならない

然して法律制度は勿論、道徳習慣に於て男女平等を實現する根本要件は、婦人の實力、婦人の教養の向上にある事を、私共は此の機會に再認識し、すべての努力はその方向に向けられねばならぬ事を強調するものである。（市川房枝）

婦人界展望

▽司法、勞務法制審議會

政府は憲法改正に伴つて、これが附屬法規の全面的改正に萬全を期するため内閣に臨時法制調査會を設置した。吉田首相を會長に、金森國務相を副會長とし、法制局關係、各省次官、學界、地方自治關係者、新聞關係者、貴衆兩院議員、法曹界から委員をあげてゐる。

この調査會中の民法改正等のための司法法制審議會には久布白落實、村岡花子、河崎なつ、武田キヨ、榊原千代、村島喜代の六女史が參加してゐる。

又勞働關係の勞務法制審議會には十二名の小委員中、婦人代表として赤松常子氏があげられ「勞働基準法草案」（八月二十六日政府發表）の作成に參加した。尚本草案の「公聽會」には市川房枝、奥むめお、村岡花子、吉岡彌生等の諸氏が參加した。

▽教育刷新委員會

學制改革を推進するため内閣に「教育刷新委員會」を設置することになり去る八月十日付で官制と人事が發令された。委員會の使命は我國教育の根本的刷新を斷行するため教育制度内容方法など重要問題を調査審議する。これはさきに米國教育使節團來朝の際設けられた日本側委員會を改組擴充したもので京大總長鳥養利三郎氏を始め五十名近い委員の中には津田塾專門學校長星野あい、惠泉女學校長河井道兩女史が婦人を代表してゐる。

▽女子教育分科會

文部省と教育研修所の主催で八月二日より四日間大塚女高師で開催された全國教育協議會は第三日目の八月四日午後分科會の一つとして女子教育分科會を開催した。これは本同盟市川會長を司會者とし「女子教育の方向」「國民學校に於ける女子教育」「女子中等教育」等について論議され、主として女子參會者より男女の機會均等、待遇改善、女子中等教育の義務制の確立等が切實な叫びとして強く要望され從來の家事教育偏重から脱脚した科學的知性教育の涵養を主張された。參會者約八十名

▽社會黨婦人部

九月末の第二回全國大會に於て新役員を決定。中央執行委員中の紅一點として米山久子氏當選。又婦人部長は赤松常子氏と

新日本婦人同盟通信

◇第二年次總會

第二年次總會は六月二十三日午前十時より、會員八十名（東京五五、地方二五）出席の上、市政會館内共同出版社講堂で開かれた。

続田中央委員の開會の辭、婦選の歌合唱、市川會長の挨拶に引きつゞき議事に入る。

先づ本部報告として、二十年度會務（齋藤、長瀬兩常任報告）、政治教育（原田常任、政治運動（吉岡常任、食生活委員會（原田常任、共同運動（長瀬常任）二十年度會計（齋藤常任）の諸報告あり、次いで左の順で各支部報告が行はれた。

秋田（和崎ハル氏報告）、京都（上野正子氏）、郡山（菊地秋子氏）、函館（石本モヨノ氏）、土浦（田邊菊江氏）、福島（箱崎銀代氏）、柏崎（和田イセ氏）、釧路（新作汰加氏）、御殿場（早川靜子氏）、内郷（田中きん氏）、群馬（伊知地靜子氏）、鹿原（西子すゑ氏）、名古屋、知多、須賀川、富久山、杉妻、小樽、米子、松本、松江（代表者出席なき爲本部長代行）

これで一前のプログラムを了へ、午後は

一、二十一年度の運動方針（提案説明は藤田中央委員）

一、規約の改正（齋藤常任）

一、地方選舉對策（原田常任）

一、新憲法草案に對する聲明書（田中中央委員）

を決定、更に中林中央委員提案の「本會運動目標決定の件」を會を行つた。

鈴木總務部長の開會の辭、婦選の歌合唱、市川會長の挨拶（別項參照）、自己紹介あつて後本部支部の聯絡、各支部に於ける具體策、事務的な事項につき種種懇談した。

本日の出席者は次の通り。

支部側（石本モヨノ、鈴木菊子（函館）、桶作汰加（釧路）、田中きん（新潟内郷）、曾田くら、和田イセ（柏崎）、和崎ハル（秋田）、高山ユキ（秋田縣大曲）、佐々木ヒサ（秋田縣和田）、早川靜子（御殿場）、上野正子、谷澤悦子（京都）、菊地秋子（郡山）、小林菊子（土浦）、伊知地靜子（箱崎銀代、大河内英子（福島）、西子すゑ（靜岡縣鹿原）

本部側、市川、鐙田、中林、大坪、田中、輕部、藤田、原田吉向、鈴木、長瀬、齋藤（順不同）

◇本部支部打合せ會

總會の翌日二十四日午前九時より婦選會館に本部支部打合せ

新支部紹介

◇別府支部――永見こと代、田邊みつの、梅田そめ氏等が中心に八月十二日結成。市川會長出席

◇福井支部準備會――七月三十日市川會長出席の福井新聞講演會で、聽衆より支部結成希望あり、目下準備中。

◇北海道網走支部――前田喬子氏を中心に八月二十四日結成、市川會長、藤田常任出席の豫定

◇北海道支部聯合會――八月十八日より月末迄市川會長、藤田常任渡道を機會に各支部代表者集合、聯合會結成の協議をする

尚市川會長、藤田常任は、札幌函館、小樽で議事法講習會を行ふ筈。

事務局

新役員の決定に伴ひ、本部では左の如く事務局を整備、新年度の歩みをする事となつた。

（第二年次總會に於ける）

市川會長の挨拶要旨

四月總會の豫定が議會の休會やら會館建築の遅延やらで今日にのびた。本部では事務所の移轉問題、總選舉などに追はれて會員募集、支部結成に手がのびなかつたのであるが自發的に入會され各支部も全く自發的に組織をもたれた事を嬉しく思ふ。

發會から今日迄の八ケ月間の經過からみて、會の現勢は未だ誠に微々たるものである。しかし前に申したやうに全く自發的に出來たものであるだけに實力はその數に數倍否數十倍に値し、相當の成績をあげ得たとも云ひ得ると思ふ。

今度の選舉で婦人の投票率が非常によく、又婦人代議士が數多く出た。これは本同盟の努力に負ふ所大なりと信ずる。本部支部の諸姉の努力に改めて感謝すると同時に會としては、この結果に滿足する事なく、再檢討をして次回の總選舉に備へなければならないと思ふ。

次に同盟の意義について一、二のべてみたい。

新日本婦人同盟は有權者及有權者となるべき者の團體で與へられた婦人參政權を有效に行使する事を目的とする會である。

復員者の湯茶の接待、引揚者の世話とか、その爲の資金の獲得とかいふことはその事自身しなければならぬ事であり、結構な事であるが、取上げる場合には國家の問題、自治體の問題として取上げこれを解決する方向に添ふことが第一で、直接の運動は副次的に行ふといふ考へ方をしなければならない。

その意味に於て本同盟は政治團體であるが然し政黨ではない。政黨に對してはあく迄不偏不黨で、これを理解し、批判する立場に立つものである。會員個人として政黨に入る事は一向差支へないが、同盟の實際活動に於て黨色を發揮してはならない。この意味から本部支部共代表的立場にある人は政黨加入を遠慮するか、乃至は、黨員としての活動を遠慮するやうにしてほしい。最後に役員各位に申上げたい。かうした運動に携はる者は酬ゐられる事少く、苦勞の多いものである。指導者に對しては周圍の批判も酷しいからその私生活もあはるく潔白である事を必要とする。又會員としても同盟の發展を異にし、思想的立場の違ふ人々もあらうと思ふが、會の目的達成の爲に協力して御努力を願ひたい。

月刊　毎月五十月發行

婦人有權者

WOMEN VOTERS

發行所

新日本婦人同盟

Vol. I No. 3　50 Sen

九・十月合併號

婦人有權者第三號目次

▽新憲法の成立と婦人……（一）
▽改正民法案……（二・三）
▽民主的團體とその運營（四・五）
▽婦人界展望……（一）
▽婦人議員クラブの分裂……（三）
▽初秋隨想……野村正子……（五）
▽ぺんぺん草……（四）
▽新日本婦人同盟通信……（六）

主張

新憲法の成立と婦人

日本再建の礎石を築く新憲法は十月七日の衆議院本會議に於て二四二對五の絶對多數を以て貴族院の改正案を可決、審議四ケ月にして漸く成立を見た。

この新憲法は十一月三日に公布され、六ケ月後の來年五月から効力を發する筈である。

政府は公布の前後に盛大な祝典を初め數々の記念行事を行ふと共に、これが普及徹底の爲全國的な運動を展開するやうに報ぜられてゐる。

私共も國民の一人として心からこの大典の成立を喜び、これを特に婦人層に周知徹底せしむる爲、出來るだけの努力を傾倒せんとするものである。

×

新憲法は周知の如く、初め衆議院に於て數ヶ所の修正が加へられ、更に貴族院に於ても多少の修正が行はれたのであるが、婦人關係の條項は二三字句の修正をみたのみで、別項の如く殆ど原案通りに決定されたのであつた。

新憲法に於ては天皇の地位を規定した他、戰爭の放棄を世界に言明すると共に、私共國民の基本的人權を保障する等幾多重要な項目を含んでゐるが、別項の男女に關する規定の如きもその一つといつてよからう。

別項の條章は、これを一言にしていへば何れも男女平等、夫婦同權を明確に規定してゐる。これは民主主義國の憲法であり以上當然の事ではあるが、男女

日本國憲法

第三章　國民の權利及義務

第十四條　すべて國民は法の下に平等であつて、人種、信條、性別、社會的身分又は門地により、政治的、經濟的、社會的關係に於て差別されない。（後略）

第廿四條　婚姻は兩性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の權利を有する事を基本として、相互の協力により維持されなければならない。

配偶者の選擇、財産權、相續、住所の選定、離婚竝に婚姻及家族に關する其の他の事項に關しては、法律は個人の尊嚴と兩性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

第四章　國會

第四十四條　兩議院の議員及其の選擧人の資格は法律でこれを定める。但し人種、信條、性別、社會的身分、門地、敎育、財産又は收入によつて差別してはならない。

用されるべく、已に本紙次頁の如く民法の改正が進行中であり立案中の勞働基準法中に於ても「同一價値勞働に對しての男女同一賃銀」が法文として挿入されてゐる。

日常の道德習慣も勿論この原則によつて規正され調整さるべきで、それが實現して初めて民主化が徹底した事になるのであるが、それは容易ではなく、少

關係の革命であつて、私共日本婦人にとつては有史以來の出來事だといつてよからう。

殊に男女平等のため少なからぬ犧牲を拂つて來た私共としては、感慨の深いものがある。

×

憲法に於て保障されたこの男女間の鉄則はすべての法律制度上に於ては勿論、政治上、經濟上、社會上のあらゆる方面に適用されなければならぬ。

なからぬ努力と時とを必要とする事を覺悟しなければならない。

然して法律制度は勿論、習慣に於て男女平等を實現することになり去る八月十日付で官制と人事が發令された。委員會の使命は我國敎育の根本的刷新を斷行するため敎育制度内容方法など重要問題を調査審議する。これはさきに米國敎育使節團來朝の際設けられた日本側委員會を改組擴充したもので京大總長鳥養利三郎氏を始め五十名近い委員の中には津田塾專門學校長星野あい、惠泉女學校長河井道兩女史が婦人を代表してゐる。

◇女子敎育分科會

文部省と敎育研修所の主催で八月二日より四日間大塚女高師で開催された全國敎育協議會は第三日目の八月四日午後分科會の一つとして女子敎育分科會を開催した。これは本同盟市川會長を司會者とし「女子敎育の方向」「國民學校に於ける女子敎育」「女子中等敎育」等について論議され、主として女子參會者より男女の機會均等、待遇改善、女子中等敎育の義務制の確立等が切實な叫びとして強く要望された。參會者約八十名

◇社會黨婦人部

九月末の第二回全國大會に於て新役員を決定。中央執行委員中の紅一點として米山久子氏當選。又婦人部長は赤松常子氏と

婦人界展望

◇司法、勞務法制審議會

政府は憲法改正に伴つて、これが附屬法規の全面的改正に萬全を期するため内閣に臨時法制調査會を設置した。吉田首相を會長に、金森國務相を副會長とし、法制局關係、各省次官、學界、地方自治關係者、新聞關係者、貴衆兩院議員、法曹界から委員をあげてゐる。

この調査會中の民法改正等のための司法法制審議會には久布白落實、村岡花子、河崎なつ、武田キヨ、榊原千代、村島喜代の六女史が參加してゐる。

又勞働關係の勞務法制審議會には十二名の小委員中、婦人代表として赤松常子氏があげられ「勞働基準法草案」（八月二十六日政府發表）の作成に參加した。尚本草案の「公聽會」には市川房枝、奥むめお、村岡花子、吉岡彌生等の諸氏が參加した。

◇敎育刷新委員會

學制改革を推進するため内閣に「敎育刷新委員會」を設置することになり去る八月十日付で官制と人事が發令された。委員會の使命は我國敎育の根本的刷新を斷行するため敎育制度内容方法など重要問題を調査審議

あとがき

◇あれも閙、これも閙で會の資金も漸く涸渇の狀態です。生れたばかりの「婦人有權者」は、殘念乍ら欠缺あたりから減頁を餘儀なくされるかも知れません。會員諸姉の御了承を乞ふ。（齋）

新日本婦人同盟通信

行發日五十月八年一十二和昭

第二年次總會は六月二十三日午前十時より、會員八十名（東京五五、地方二五）出席の上、市政會館内共同出版社講堂で開かれた。

続田中央委員の開會の辭、婦選の歌合唱、市川會長の挨拶に引きつゞき議事に入る。

先づ本部報告として、二十年度會務（齋藤、長瀬兩常任報告）、政治教育（原田常任、政治運動（吉岡常任、食生活委員會（原田常任、共同運動（長瀬常任）二十年度會計（齋藤常任）の諸報告あり、次いで左の順で各支部報告が行はれた。

秋田（和崎ハル氏報告）、京都（上野正子氏）、郡山（菊地秋子氏）、函館（石本モヨノ氏）、土浦（田邊菊江氏）、福島（箱崎銀代氏）、柏崎（和田イセ氏）、釧路（新作汰加氏）、御殿場（早川靜子氏）、内郷（田中きん氏）、群馬（伊知地靜子氏）、鹿原（西子すゑ氏）、名古屋、知多、須賀川、富久山、杉妻、小樽、米子、松本、松江（代表者出席なき爲本部長代行）

これで一前のプログラムを了へ、午後は

一、二十一年度の運動方針（提案説明は藤田中央委員）

一、規約の改正（齋藤常任）

一、地方選舉對策（原田常任）

一、新憲法草案に對する聲明書（田中中央委員）

を決定、更に中林中央委員提案の「本會運動目標決定の件」を會を行つた。

鈴木總務部長の開會の辭、婦選の歌合唱、市川會長の挨拶（別項參照）、自己紹介あつて後本部支部の聯絡、各支部に於ける具體策、事務的な事項につき種種懇談した。

本日の出席者は次の通り。

支部側（石本モヨノ、鈴木菊子（函館）、桶作汰加（釧路）、田中きん（新潟内郷）、曾田くら、和田イセ（柏崎）、和崎ハル（秋田）、高山ユキ（秋田縣大曲）、佐々木ヒサ（秋田縣和田）、早川靜子（御殿場）、上野正子、谷澤悦子（京都）、菊地秋子（郡山）、小林菊子（土浦）、伊知地靜子（箱崎銀代、大河内英子（福島）、西子すゑ（靜岡縣鹿原）

本部側、市川、鐙田、中林、大坪、田中、輕部、藤田、原田吉向、鈴木、長瀬、齋藤（順不同）

◇別府支部――永見こと代、田邊みつの、梅田そめ氏等が中心に八月十二日結成。市川會長出席

◇福井支部準備會――七月三十日市川會長出席の福井新聞講演會で、聽衆より支部結成希望あり、目下準備中。

◇北海道網走支部――前田喬子氏を中心に八月二十四日結成、市川會長、藤田常任出席の豫定

◇北海道支部聯合會――八月十八日より月末迄市川會長、藤田常任渡道を機會に各支部代表者集合、聯合會結成の協議をする

尚市川會長、藤田常任は、札幌函館、小樽で議事法講習會を行ふ筈。

事務局

新役員の決定に伴ひ、本部では左の如く事務局を整備、新年度の歩みをする事となつた。

新役員

△印は常任委員

會長　市川房枝

中央委員　澁賀照江、池田君枝、井上清子　△大坪英子、香川綾子　△輕部清子　喜多みちの　兒玉琴枝　△齋藤きえ　佐野智恵　下竹操　△鈴木貞子　鈴木芳子　△田中きねよ　△虎谷喜恵子　△長瀬タキエ　中林孝子　△原田清子　福地文乃　△藤田たき　△鐙田貞子　△吉岡万里子（以上東京）

飯田絹緒、石本モヨノ、伊知地靜子、野村正子、箱崎銀代、燕定春代、横田文子、△和崎ハル（以上地方）

會計監督　田中きん、前島ふく

（第二年次總會に於ける）

市川會長の挨拶要旨

四月總會の豫定が議會の休會やら會館建築の遅延やらで今日にのびた。本部では事務所の移轉問題、總選舉などに追はれて會員募集、支部結成に手がのびなかつたのであるが自發的に入會され各支部も全く自發的に組織をもたれた事を嬉しく思ふ。

發會から今日迄の八ケ月間の經過からみて、會の現勢は未だ誠に微々たるものである。しかし前に申したやうに全く自發的に出來たものであるだけに實力はその數に數倍否數十倍に値し、相當の成績をあげ得たとも云ひ得ると思ふ。

今度の選舉で婦人の投票率が非常によく、又婦人代議士が數多く出た。これは本同盟の努力に負ふ所大なりと信ずる。本部支部の諸姉の努力に改めて感謝すると同時に會としては、この結果に滿足する事なく、再檢討をして次回の總選舉に備へなければならないと思ふ。

次に同盟の意義について一、二のべてみたい。

新日本婦人同盟は有權者及有權者となるべき者の團體で與へられた婦人參政權を有效に行使する事を目的とする會である。

復員者の湯茶の接待、引揚者の世話とか、その爲の資金の獲得とかいふことはその事自身しなければならぬ事であり、結構な事であるが、取上げる場合には國家の問題、自治體の問題として取上げこれを解決する方向に添ふことが第一で、直接の運動は副次的に行ふといふ考へ方をしなければならない。

その意味に於て本同盟は政治團體であるが然し政黨ではない。政黨に對してはあく迄不偏不黨で、これを理解し、批判する立場に立つものである。會員個人として政黨に入る事は一向差支へないが、同盟の實際活動に於て黨色を發揮してはならない。この意味から本部支部共代表的立場にある人は政黨加入を遠慮するか、乃至は、黨員としての活動を遠慮するやうにしてほしい。最後に役員各位に申上げたい。かうした運動に携はる者は酬ゐられる事少く、苦勞の多いものである。指導者に對しては周圍の批判も酷しいからその私生活もあはるく潔白である事を必要とする。又會員としても同盟の發展を異にし、思想的立場の違ふ人々もあらうと思ふが、會の目的達成の爲に協力して御努力を願ひたい。

改正民法案

憲法改正に伴ふ關係諸法規（十六法案）の改正要綱案は八月二十一日の第二回臨時法制調査會總會で審議され、同日政府から發表された。右法案中、私共の日常生活に直接關係をもつのは、民法、刑法、刑事訴訟法であるが、その内最も密接な關係をもつものは民法である。

本同盟では民法委員會に於て研究を進める一方、九月十四日の時事講座で東大敬授川島武宜氏から民法要綱案につきお話を伺ひ、種々懇談した。左にその概要を紹介する。

尚この民法改正案は臨時法制調査會で可決された後法文化され、來る十一月末日開催を豫想される臨時議會に提出されるものとみられ、實施は憲法施行の半年後との事である。

今度の民法改正案は「進歩的」である。從來の民法と比べて極めてラヂイカルであり、しかも不思議な事にこの案は現在の國民のどの層、どの政黨をも代表してゐない。強ひて云へば「國民一般」を代表してゐるといへよう。

それでは何故こんなラヂイカルなものが作られ、司法法制審議會をパスしたか。その最大の理由は現在日本が占領されて居り、ポツダム宣言の忠實な履行を要請されてゐるといふ事實である。

今議會で論議されてゐる「憲法改正案」の第二十二條に

「婚姻は兩性の合意に基いてのみ成立し、夫婦が同等の權利を有する事を基本として相互の協力により維持されなければならない。配偶者の選擇、財産權、相續、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に關するその他の事項に關しては法律は、個人の尊嚴と兩性の本質的平等に立脚して制定されなければならない」

とあるが、民法案の骨子は、この個人の權威と兩性の本質的平等を延前としてゐる點である。

改正民法案に比べて現行民法が如何に個人の權威と兩性の本質的平等を無視したものであるかを私共は知つて置く必要があると思ふので、改正民法案をみる前にこゝで現行民法を一通りみよう。

現行民法では、結婚は男子二十五歳、女子三十歳迄は父母の同意、戸主の同意が要る。これは親又は戸主は子供を處分する權利があるといふ思想に根ざすもので「個人の權威」を顧慮せざるも甚しいものといへる。

次に現行民法では妻は「無能力」と規定されてゐる。妻の財産は夫が管理する。妻は夫の許可がなければ重要な取引きが出來ない。遺産相續の權利もない。これは、女はよその家から來たもので、女は他人であるといふ思想のあらはれで感心出來ないふ譯であり、いはゞ家族は家長を通じて上級者に奉仕するといふ形である。

何故この樣な馬鹿々々しい法律が明治の政府によつて作られたか。一つには明治政府の役人が德川の下級武士階級の出であつた事、二つには日本の資本主義が德川時代の封建的基礎の上に打たてられた事、つまり武士階級が官僚、地主として中央、地方に君臨する一方、封建的資本家（高利貸資本、商業資本）として活躍した。こういふ人達によつて作られた現行民法が封建的家族制度を擁護してゐる事は當然ともいへるのである。

◇

次に今度の改正要綱案をみよう。

改正要綱案は家族制度廢止が延前となつてゐる。それでは前記の諸點はどう改正されてゐるか。

先づ結婚は「兩性の合意にのみ基いてのみ成立」する。例外として未成年者は父母の同意を必要とするが、それも父母の一方が不同意でも、他の一方が贊成すれば結婚出來る。（結婚年齢は兄弟姉妹と同順位相續財産の½）それもない時は單獨で相續人となり、現行法の樣に子供が養子にやられると相續人になれなかつたり兄弟姉妹におくれて相續人になる樣な事はない。又適出でない子（庶子―私生兒）の相續分は適出子の半分といふ事になつてゐる。

尚改正要綱案では系譜、祭具、墳墓の所有權は被相續人の他の財産から切りはなし、之を承けついで祖先の祭祀を主宰すべき者は被相續人の指定によるか又は慣習によつてきめるといふ事になつてゐる。

次に「家」を絶やさぬといふ觀念から出發する養子制度は「家」の廢止を建前とする改正法の下では當然にいらなくなる譯であるが、可哀さうな子を金のある人が自分の子として育てる事や老後の面倒をみてくれる人がなくて寂しいものが子として仕へてくれるものを持つ爲の養子制度は許される。しかしこれが十五歳未滿の未成年者である場合は裁判所の許可を要すると規定されてゐる。之は從來惡用された養子制度が濫用されない樣に經驗に照らしてその弊害を防止するにある。

又現行法では父が認知した子は父の家に入り、その同意がない時には母方に留まつたが、改正要綱案では、婚姻の神聖を尊重する處から、子を何れに引きとるかは父母（子の）の話し合ひによつて決定する事となつた。

以上で改正民法要綱案の大要をみた。大きな特徴としては、一つには妻の「無能力」の規定を削除して妻の地位向上を圖ると共に夫婦の協力關係を規定してゐる事、も一つは裁判所の許可を要する事項が多くなつてゐる事であるが、今の樣な裁判所の組織で之を處理する事は不適當であつて民間から有能な人をいれた「家事審判所」といふ樣な新しい組織が必要で、それには女性が大いに參加する事が望ましい。

尚前述の臨時法制調査會の民法小委員會には婦人側代表として左の諸氏が參加してゐる。

（提唱者は自由黨の竹内茂代氏）

楠原千代（社會黨）、武田キヨ（自由黨）、村島喜代（進歩黨）、以上代議士。河崎なつ（評論家）久布白落實（自由黨婦人部長）、村岡花子（進歩黨婦人部長）

婦人議員クラブの分裂

「議會内に於ける婦人議員相互の聯絡及親睦を計ると共に可能と認めたる共同運動を行ふ」事を目的とする婦人議員クラブ（社會黨の竹内茂代氏）去る四月二十五日發會した事は既に本紙一號に紹介した。

同クラブは發會早々婦人議員の取り上げるべき最初の問題として「牛乳の問題」をとりあげ、母親の爲、乳兒の爲に折角戰闘しつゝあつたのであるが、この最初の問題も解決出來ない中に加藤靜枝氏等八名の社會黨婦人議員は突如別項の如き聲明書を發表し、婦人議員クラブを脱退した。

事の起りは八月二十一日樞員議長不信任決議案上程の直後、自由黨側から、婦人議員クラブとしても院内愈正決議案を出さうと提案した所、社會黨側は黨の建前から之に應じられないといふ理由で聲明書の發表となつたものらしいが、何故この問題を「可能なる共同運動の範圍外」のものとしてとり擧し得なかつたか、よし亦分裂が當然の歸結であつたとしても母親と乳兒の爲の大切な牛乳問題を置き去りにして迄分裂を急ぐ必要があつたかどうか、一應檢討してみる必要があらう。

尚、加藤氏と共に議員クラブの主唱者である竹内氏は「社會黨が脱退してもクラブを解消するといふ事は考へない」と聲明してゐるが社會黨を除く婦人議員クラブが實、眞ともに羽翼化するであらふ事は想像にかたくない。

私共は婦人有權者として、この議員の分裂を遺憾に思ふ。

婦人議員クラブ脱退に關する聲明書

第二十二回總選擧に際して三十九名の婦人議員の當選をみた事は我國歷史上畫期的な婦人の進出である。從つて選ばれたる我等は日本民主政治實現のために婦人に果せられたる責任の重大性を自覺する。

去る四月結成される婦人議員クラブは婦人議員相互の連絡協力を便ならしむるものとして左の諸氏が參加し來つたが、その後我等の今後の政治活動についてその態度を明確にすることの必要を感ぜしむるに至つた。即ち我等は民主的綱領と社會主義の政策を持つ政黨内にあつて性的立場を超越し民主々義確立のために、一路邁進する事こそ婦人解放の目的をも達成し得る正しき途と信じ封建的かつ狹義的なる「婦人の立場」のみを基盤としての政治行動の誤謬を指摘するものである。かゝるが故に保守政黨、反動的思想との協力の無意義を痛感し茲に婦人議員クラブ脱退を聲明する。

昭和二十一年八月二十二日

日本社會黨所屬　婦人議員八名

コーカサスの俘虜　價八圓

子供のための話　（郵稅）價十圓

子供の智惠　各一價十圓（圓）

熊狩り　價十圓

トルストイの名作、一神田―小川町―田區

米川氏の飜譯、少年少女の情操と敎養を親として與へる義務がありはしないでせうか。

トルストイ　少年少女讀本　三冊

米川正夫譯　河出書房

代理部だより

良品を市價よりお賻くお頒け致します。新圓生活の今日、十圓を二十圓に使ふことが私達の生産です。

みよしテックス　七圓

女性の生理日の必需品、他品と御比較下さい

トミヤバスター　四圓

お肌の守りに、切傷に、濕疹に、是非一本御用意下さい

濃厚肝油球　百錠入　十圓

榮養保持はこれによつて保たれます。

ゴム紐　一把　十圓

細手の丈夫な優良品。

狹山銘茶　百匁　三五圓

市價四十圓以上のもの、色香とも上々です。

農園藝種苗の生産販賣

家庭用果樹苗木の販賣

家庭造園の設計及請負施行

『クリスマス、デコレーション』

豫約受付中

農園藝及造園及樹木に關する御相談は弊社へ御照會下さい。

同盟代理部に御申込下さる樣

東京都大森區久ケ原町一、一六四番地

有限會社　日本農園藝社

電話池上四〇六番

振替東京二三二番

待望マダムボヴアリーの全譯成る

フロベエル原著

那須辰三譯

ボヴアリー夫人　上巻、下巻

田舍アルジョワ主婦の野心と慮榮と肉慾とを描寫し問題の伏字まで餘す所なき原書よりの完全なる名譯

B6判　三七〇頁

上質紙豪華美本

宮本三郎書伯裝幀

價格各冊二〇圓　〒二圓

東京都麹町區有樂町二ノ三

邦樂座四階

ニユー　トピツク社

童心の夢と童心本位の繪本

細田コー繪

一谷繁文

ボクラノトモダチ

民主的團體とその運營（二）

〈役員の任務と責任〉

一、會長又は議長

會長或は議長は最高の名譽ある許りでなく最大の責任をも伴ふ地位を占める。會長は自分が會員全體を代表すべく會員により選ばれた者であり、會の目的は會長を通じて達成されるのであるといふ事を常に忘れてはならない。會長は會の運營を成功させる責任を會員に對して負ふ。會長は常に會則に準據して行動せねばならない。會合が成功するか否かは議長の態度と手腕にかゝつてゐる點が多い。從つて議長は常に公正で禮儀正しく、人扱ひが巧で威嚴を備へ、確固たる自制力を持つてゐなければならない。優れた會長と成るには幾つかの條件が揃つてゐなければならない。優秀な議長としての手腕、立派な行政能力、會務に對する識見を持つてゐても公平を缺く人物であるならば絶對に會長として成功し得ない。人は不公平な指導者を尊敬しなければ事業を完成し得ない。

二、議長の任務

1 特別の理由なき限り必ず會議に出席し時間を嚴守する事

2 豫定の時刻に開會を宣する事

3 會の秩序を保つ事

4 議事進行を指圖すること

5 發言を求める會員にその發言を與へること

6 總ての動議を會員に正確に傳へること

7 動議が提出されたならば、賛成者が出るのを待ち、賛成者があつたならば、その問題を明確に說明し、その後討議の開始を許可すること

8 提出された問題以外の討議を抑制すること

9 適當な時機に問題を表決に附し、その結果を明確に宣言すること

10 總ての議事はそれが完全に解決される迄は議事日程から除かぬ樣注意すること

11 議長の任務遂行中は討議に參加しないこと

12 議事進行に當つては絕對に公平、中立たるべきこと

13 遠慮勝ちな會員の發言を手際よく奬勵し、多辯に過ぎる者を巧みに抑制すること

14 動議は提出者が提出したまゝの言葉で繰返し、字句を訂正する場合は提出者の同意を求めて行ふこと

15 議事規則の適用、會議の秩序維持等に當つては指導を許す範圍なくその動行を要求すべきこと

16 左の場合には起立すること

A 議案を表決する場合

B 投票の結果を確認する場合

C 會議の秩序維持につき發言を求める場合

17 議事に傾聽し、自分以外の者の發言中、演說中又はその他の議事の途中で書記その他と私語せぬこと

三、議長の權限

1 秘密投票により表決する場合は投票する者が出來る。但し開票を開始してから投票してはならない

2 議長の一票により表決の結果が左右される場合には必ず投票すること

3 議長が討議に參加する場合は會員の一人に議長の役の代行を委任すること

4 議長に關する動議が提出された場合は、副會長、書記又はその動議の提出者に採決させること

5 議長席に着くときは會則、附則、議事規則等を携行し之を熟知する迄研究すること

6 議席より議事手續につき質問があつたならば、即座に答辯出來る樣にすること

7 動議が提出されたならば誰かが之に賛成して議長がその動議を討議してはならない。又若しその動議に賛成する者なく議長から賛成者の發言を求めても誰もこれに答へない場合はこの事實を議長が公表すること

四、未經驗議長に對する注意

1 議長席に着くときは會則、附則、議事規則等を携行し之を熟知する迄研究すること

2 議席より議事手續につき質問があつたならば、即座に答辯出來る樣にすること

3 動議が提出されたならば誰かが之に賛成して議長がその動議を討議してはならない。又若しその動議に賛成する者なく議長から賛成者の發言を求めても誰もこれに答へない場合はこの事實を議長が公表すること

4 萬一誤つて議事權を與へて注意を受けた場合には直ちに之を訂正すること

5 會員が誤つて不適當な動議を起した場合は、之をいきなり無效とせず適切な助言を與へることが出來る

6 會員が發言中に、假に自分がその問題について更に詳しい知識を持つてゐると信じても、その途中に言葉を挿んではいけない

7 如何なる場合にも與奪せぬやう愼しむこと

8 厄介な會員だからといつて不公平な扱ひをしたり、又會員の議事規則に對する無知を利用して事を運ぶ樣な事があつてはならない。例へさうした方がその場合は便利だと思つてもさうしてはならない。

9 議事進行に必要以上に格式ばり、嚴格であつてはならない

10 議長は動議を提出する事が出來ない

11 會長（議長）は會の顏であり書記はその右手であるから兩者は一致協和し、會の發展の爲に全力を盡さねばならない

五、副會長

會長不在の時は議長の役を務める。會長を輔佐して會の諸則に定められた任務を遂行する

六、書記

1 必要ある時會員の點呼をとる

2 會長、副會長共に不在の時は開會を宣し、臨時議長の選出をする

3 會議に於ける一切の議事を正確に記錄する。前回の會議の議事記錄を朗讀し、そのまゝ或は訂正の申入れがあれば訂正を加へて會員の承認を求める。承認されたならば期日と「議事錄完」とを記入して該記錄を完了する

4 會の活動を記錄するが、會員の發言は議事の內容を記錄する必要はない。記錄は自己の見解を加へてはならない

5 各動議の正確なる全文、提出者の氏名及びその根據を記錄する。動議が長きに亙り、又は複雜な場合は提出者自らこれを書いて書記に渡すべきである

6 動議提出者の氏名を記錄するが賛成者の氏名は必ずしも記錄する必要はない

7 演說中の要旨を記錄するが、自己の意見を加へてはならない

8 前回の會議の記錄を必ず會議場に持參すること

9 議長の指示により過去の會議の記錄を朗讀する

10 起立採決に際しては議長の命

〈婦人有權者〉

◎社會黨婦人議員が始めからわかつてゐた理由を掲げて「婦人議員クラブ」を脫退した。政治の一年生に「政治性」を望むのはむりかしら。

×

◎今度の改正刑法案では姦通罪がなくなる。趣旨としては誠に結構。只、今の社會が紳士淑女ばかりではないのが疑惑。

×

◎養老された勞働基準法案は「人たるに值する生活を保障」してゐる。願はくば單なる「作文」に終らざらん事を。

×

◎配給の小麥粉で中毒した者二〇〇名。新聞の報道ではまだ出るらしい。

「地震、雷、火事、親爺」

×

◎弱い女と見れば甘言で誘ひ、いたぶりしたり、殺したり。子供の火あそびよりももつとあぶないこの頃の世相。文化日本の彼岸はまだ遠い。

〈ペン〉

新日本婦人同盟主催
講演と映畫の會

東京都後援

十二月三日（火）正午—二時半
日比谷公會堂にて

一、講演
◎新憲法と婦人
會長　市川房枝

一、映畫「キューリー夫人」
十三卷

◎入場料　十圓（入場料五圓稅五圓）
六圓（五十枚以上一括申込に限る。）
（入場料三圓稅三圓）

事會、財務或は豫算委員會の指示により金錢を領收、支出する。

七、會計

會計は會の金錢を保管し、理度會計報告が（總會により）承認されることとなる譯である。

（つづく）

ア・ヒコーンタイ著
大竹博吉譯
新刊
新婦人論
定價十圓　〒九〇錢
送金は小爲替で
東京都世田ケ谷區世田ケ谷三ノ二四二九
ナウカ社
（同盟代理部でも扱ひます）

初秋隨想

野村正子

一

「レ・ミゼラブル」の序言に次の言葉が記されてゐる。

「下層階級による男の失墜、饑餓による女の墮落、暗黑による子供の萎縮、これら三つの問題が解決されない限りは——すなはち地上に無智と悲慘がある間は、本書の如き性質の書物も恐らく無益ではないだらう」

あの偉大な作品に、こんな謙虛な序言が附されてゐるのだがその奥に勁かしがたい自信——といつたより信念があるのを私は感じる。信念はどこから出たものであらうか。それはこの作家に深い人類愛の精神があつたからだと思ふ。不幸なものたちへの大きな愛。それが如何に偉大な仕事を人々にさせることか

人類社會から不幸を取りのぞき、安定した生活を保證するための政治も、やつぱり根底に人道主義的なものを持たない限り社會の惡を改める力にはなり得ない樣に私は思ふ。

終戰後私は色々と自分の生くべき道を模索した。私の出發的にはかなり利己的な不純なものがあつた樣に思ふ。人間にとつて必要なものは何であるか。幸福とはそも〳〵どんな狀態をさし示すものであらうか。現在の生活の中にその片鱗が發見出來ないだらうか。春から夏にかけて引きこもりがちだつた私は、自分の行動にきびしい自己批判を加へずにはゐられなかつた。

人々の幸福を創り、これを守るための政治——政治をそこまで淨化するための女性の啓蒙運動は、謙虛にしてたゆまざる努力と自己反省がなくてはならぬと私は自分に云つて聞かせた。

二

甲子祭の夜、久し振りに訪れて來た少女と一緒に街に出かけた

「先生、先生は政治と文學と、どつちに興味を持つてるの」

女學校一年生のこの少女は私の腕につかまつてこんなことを聞く。

「わたしはそれを別々に考へてない」

「でも今まで政治に興味を持つ人はあまり小說を讀まなかつたし、文學の好きな人は政治に無關心だつたでせう」

「それは過去ね。今はね。昔はかうだつたから、かうならなくてはならないとか、多分からだらうなどときめて物を考へたり、眺めたりする時ではないでせう。一所だけ高めても、人間の精神には安定感がない」

彼女は又云ふ。

「私ね、婦人運動する人偉いと思ふけれど、自分がさうなりたいと思はないなあ——」

私ははつきり答へる。

「この二つのことが一致する社會を、私たちの手で創り上げたいものね」

彼女は藝術家志望である。だがするどい直觀と洞察力を持つ彼女は、政治を云々し、時にするどい批評を私はあびせる。女性の政治への關心はこの樣な裝を取りたいものだと私は思ふ。

私はこの少女の七ケ月間の敎師にすぎなかつたが、お互ひに影響しあふことが多かつた。二人はほんとうに心のすみ〳〵までよく分り合ふ。敎育生活から離れた私に、たび〳〵こんな樂しい一ときがおとづれるのは、この上なくうれしいことだ。

（八・二十一）

〈講演と映畫の會〉

新日本婦人同盟主催
東京都後援

十二月三日（火）正午—二時半
日比谷公會堂にて

一、講演
◎新憲法と婦人
會長　市川房枝

一、映畫「キューリー夫人」
十三卷

◎入場料　十圓（入場料五圓稅五圓）
六圓（五十枚以上一括申込に限る。）
（入場料三圓稅三圓）

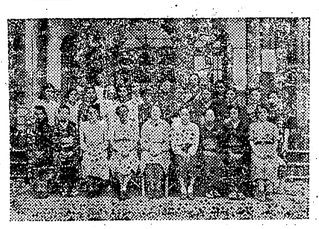

八月廿三日、札幌市にて北海道支部聯合會結成出席者、札幌支部會員とウイード中尉

〈時事講座案內〉

日時　每月第二、第四土曜　午後二——四時
場所　澁谷區千駄ケ谷　五ノ八八九　婦選會館
會費　五回券十圓（會員は七圓）　一回券　二圓

十月十二日
◎中國政治と婦人
中國問題研究所々長　平野義太郎氏

十月二十六日
◎歐洲の情勢について
每日新聞社　城戸又一氏

十一月九日
◎農地改革法について
東大敎授　近藤康男氏

十二月十四日
◎勞働關係調整法
民主主義科學者協會理事　風早八十二氏

〈會員獲得期間〉

日本再建の爲に
婦人の政治意識を昂めませう

一人が一人の會員を
出來るだけ多くの
會員を

最も遲れた婦人の解放こそ、民主主義政治のバロメーターであり、文化國家建設の指標です。

是非、一人が一人の會員を、出來るだけ多くの會員を。

新日本婦人同盟組織係

新日本婦人同盟通信

第二年次總會は總選擧その他の關係で六月二十三日に開かれた爲、第二年次の歩みが若干遲くなつた形であるが、總會より現在迄の活動は概ね次の如くである。

◇常任委員會と中央委員會

常任委員會は毎月第一、第三土曜に開催、會務の執行に當つてゐる譯であるが、便宜上五部門を設けて左の如く分擔をきめた。

政治教育　大坪、輕部、吉岡
政治運動　原田、和崎
組織　虎谷、長瀬、藤田
出版　佐野、田中
財務　鈴木、鑓田
尙、會長及事務局長は右何れの部門にも參加する。

中央委員會は六月二十八日に第一回を、九月二十二日に第二回會合を開いた。第二回中央委員會に於ては次の如くそれ〳〵擔當常任より說明之を承認。主として地方選擧對策、會勢擴張につき協議。

☒政治教育

㈠地方選擧對策（府縣會議員、市町村會議員の選擧、府縣知事、市町村長の公選に對しての對策で、第二年次總會決定の方針に基き行ふ。——前號參照の事）

イ大衆婦人に對する啓蒙運動

常生活」等につきパンフレット、リフレット作成、廻覽板の利用、講演會、講座、研究會を開催する。

右は勿論會獨自の運動としても展開するが、又他團體、官廳等ともタイアップしても行ふ。

ロ講師團の結成——中央地方に講師團を結成。講師團用のテキストは本部に於て至急作成する。

ハ地方支部は特に

一、所在の府縣政、市町村政策等を至急研究すること

㈡其他の政治教育

一、學校關係との提携

一、職場への働きかけを行ふ

㈢時事講座——繼續

☒政治運動

二、憲法附屬中婦人に關聯ある法律の研究委員會、民、刑法委員會を設置、意見をまとめて關係方面に實現方を要求する。

ホ、婦人の失業問題は重要な問題であるが、之は經濟團體等に協力の形で行ふ。尙、國鐵女子從業員馘首問題に對しては、八月十七日反對聲明書發表。

ヘ、食糧の問題は主として配給の面をとりあげ、その地方地方の配給方法、食糧營團のやり方等に就ての常設委員會を本部及地方支部に於て組織する。

一、地方選擧に際し、婦人立候補者中、優秀候補の應援をしてもよい（推薦演說會、文書等により）

☒組織

——第二年次總會決定の目標（會員一萬名、支部百支部）を達成する爲十・十一月を「會員獲得期間」とし、左の具體策を決定した。

△會員は一人が一人を獲得

△役員は一人が十名を獲得

△各支部は倍大にする

☒出版

——當分の間は「婦人有權者」で手一杯。第二號（九・十月）を合併號とした爲、隔月刊の形となつたが、之を月刊にする樣努力すると共に、出來れば、がり版で「同盟ニュース」を發行し、關紙の補助的な役割を果さしめる。

☒財務

——十・十一月の「會員獲得期間」には組織部と協力、會員增加による收入を圖るに、十一月に「秋の催物」として映畫と講演の會を開く。（別項參照）又、代理部の强化擴充をはかる。

☒他團體との協力運動

一、日本民主主義婦人大會（七月七日）に參加（前號參照）

二、關東食糧民主協議會關係——牛乳、乳製品對策の「母の會對策委員會」に參加

△八月二十二日十時より正午迄、市に中田文化學校を開いて同地方の文化向上に資する一方、六月末には名古屋支部に協力して母子保護法中附加請願書署名運動を行つた。

☒京都支部

——七月は土曜講座を開催、主として府政、市政の研究を行ふ。

八月中旬には支部長以下九名で京都進駐のCIC側と一國民學校女教員の待遇改善一勤勞所得稅徹廢その他につき意見交換。

同月末には食糧對策委員として西下の井上良二、木村チヨ、和崎ハル三代議士を迎えて懇談又、森定支部長は京都府より行政運營委員、教員適格審查委員を委囑された。

△札幌市文科專門學院にて本部—市川、藤田
支部—函館（石本、田中）
小樽（村山、圓山）
札幌（更科、安達、芦野）
釧路（横田）
網走（前田、木下）

△協議
1聯合會役員は選擧により會長　更科札幌支部長
副會長　函館支部長
網走支部長
2聯合會事務所—支部內規により札幌支部事務所に置く
3會合—各支部持廻り
4運動の大要—各支部を主とし、聯合會としての積極的な運動は當分せず、連絡懇親を主とする

△各支部報告（各支部出席者より）

△本部近況報告（市川、藤田）
尙北海道各支部では、市川會長、藤田常任の渡道を迎えてそれぞれ講演會、講習會—「民主的團體の運營」—や會員懇談會を開催したが特に札幌支部の講習會にはマ司令部ウイード中尉がわざ〳〵東京から飛行機で出席、講習會のあと同中尉を圍んで懇談會を開いた。

又釧路支部では二十七日に講演會と會員懇談會を、網走支部は二十四日結成式のあと講演會を開催した。

☒杉妻支部

——選擧以來、各會員とも食糧增產に邁進、最近は支部として製紛機一臺を購めもよい（推薦演說會、文書等により）

☒組織

——第二年次總會決定の目標（會員一萬名、支部百支部）を達成する爲十・十一月を「會員獲得期間」とし、左の具體策を決定した。

△會員は一人が一人を獲得

△役員は一人が十名を獲得

△各支部は倍大にする

☒出版

——當分の間は「婦人有權者」で手一杯。第二號（九・十月）を合併號とした爲、隔月刊の形となつたが、之を月刊にする樣努力すると共に、出來れば、がり版で「同盟ニュース」を發行し、關紙の補助的な役割を果さしめる。

☒財務

——十・十一月の「會員獲得期間」には組織部と協力、會員增加による收入を圖るに、十一月に「秋の催物」として映畫と講演の會を開く。（別項參照）又、代理部の强化擴充をはかる。

☒他團體との協力運動

一、日本民主主義婦人大會（七月七日）に參加（前號參照）

二、關東食糧民主協議會關係——牛乳、乳製品對策の「母の會對策委員會」に參加

支部通信

◇北海道支部聯合會

△八月二十二日十時より正午迄、市に中田文化學校を開いて同地方の文化向上に資する一方、六月末には名古屋支部に協力して母子保護法中附加請願書署名運動を行つた。

☒京都支部

——七月は土曜講座を開催、主として府政、市政の研究を行ふ。

八月中旬には支部長以下九名で京都進駐のCIC側と一國民學校女教員の待遇改善一勤勞所得稅徹廢その他につき意見交換。

同月末には食糧對策委員として西下の井上良二、木村チヨ、和崎ハル三代議士を迎えて懇談又、森定支部長は京都府より行政運營委員、教員適格審查委員を委囑された。

☒御殿場支部

——七月十九日より三日間、遺家族、戰災者、引揚同胞の困窮者救濟の爲の募金を行つた。（五百六拾餘圓を得、又、柴支部長は靜岡縣北駿產業振興會委員、縣食糧營團御殿場出張所配給改善委員に委囑された。

☒名古屋支部

——特に未亡人遺族生活援護部を設けて、未亡人の生活相談に應ずる一方、七月末には、縣未亡人組合（之には飯田、所兩氏相談役として參加）と共同して、組合の授產所に、縣が摘發した繊維層と端切類の有料拂下げを星島商工大臣宛歎願書を提出。

六月末には同盟支部として母子保護法中附加請願書（生活困難な戰爭、戰災未亡人に對する年金給與、遺兒、戰災孤兒に對する教育資金支給につき）を和崎、山崎兩議員を通じて提出尙飯田氏は縣敎員適格審查委員に委囑された。

☒知多支部

——四月より半田市子、荒畑初枝、大森松代、松田ふみ、石原濟子、久津見房子、平林たい子

△大學婦人協會
日本からアメリカへの女子留學生の集りであるアメリカ大學婦人協會日本支部は、日本女子教育界の封建性打破と眞の民主教育確立をめざしてこの程發展的に解消、新に、諸大學並に近い將來に女子大學として踏み出す實力のある女子專門學校卒業生を糾合して「大學婦人協會」を結成、一月廿五日新會員懇談會を開いた。

同協會は、既に、六、三、三四制の絕對支持、現存女子專門學校の程度引上げ、將來建設せらるべき女子大學教育の規準確立の爲の諸委員會を設置、活潑な活動をしてゐる。

同會會長は本會常任委員藤田たき氏である。

△各黨婦人部の動靜
進歩黨婦人部では副部長更迭新副部長は齋藤てい代議士に內定。婦人議員は現在八名。尙今回同黨では顧問に吉岡彌生、總務に村岡花子氏を追加した。

自由黨婦人部では十一月二十五日改組の結果、部長竹內茂代議士、副部長武田キヨ代議士と決定すると同時に、八名の婦人議員に久布白落實、鹽原靜兩氏を加へて婦人部中央部を新設中央部當務理事は久布白氏。

（社會黨婦人部は前の通りであるが婦人議員數は各黨中最も多く現在十一名。

共產黨婦人部は部長小松勝子氏に變更、婦人議員は從前通り一名。

津田英語會

講師　外人並ビニ一流講師
程度　各種ノクラスアリ（男子部女子部及男女共學部）
期間　各種三ケ月ヲ以ツテ一期トス（夜間部モアリ）
教授內容　發音、聽取、書取、譯讀、會話、文法、作文、文學鑑賞
通譯、練習
場所　省線千駄ケ谷驛前（澁谷區千駄ケ谷一丁目五六二番地）
主催　津田塾同窓會
後援　東京都社會敎育局
尙規則書ハ新日本婦人同盟ニモゴザイマス

きがとあ

☒第三號もまたぞろ遲くなり恐縮です。編輯陣容も漸く整備されましたので、追々定期に發行出來る樣になると思ひます。次號は目下印刷中ですが、これは新しいスタッフによるもので、題號その他も新裝をこらしておめみえの筈です。刮目してお待ちを乞ふ。（齋）

おねがひ

昭和二十一年度會費未納の方は至急お拂込み下さい。
第一種會員は　拾　圓
第二種會員は　參拾圓
新日本婦人同盟會計
振替東京一九五四〇九

行發日15月1年1947　者權有人婦　號4第　2卷第　（1）

婦人有權者

WOMEN VOTERS

行發盟同人婦本日新

二、三月は第二期會員獲得期間です。

最も遲れた婦人の解放こそ民主主義政治のバロメーターであり民主日本建設のキイ・ポイントです。

是非一人が一人の會員を、出來るだけ多くの會員を獲得しませう

新日本婦人同盟組織係

主張

町內會部落會の廢止

政府は今般地方行政の末端機構としての町內會部落會を廢止する事に決定した。然してこれが主なる理由は、七八十萬人に上る町內會長部落會長候補者の資格審查が不可能だからといふにある。

この決定は町內會長部落會長の選擧方法を勅令を以て公布した直後であつただけに、全く意外の感を與へられたのであつた。成程地方選擧、參議院議員の選擧を前にして多數の町會長部落會長候補者の資格審查は困難であらう、然しそれは前から豫想出來た事であつた。それを勅令迄出しながら今になつて發見するとは、政府當局の怠慢といはざるを得ない。

又町內會部落會を廢止すれば町內會長も部落會長もなくなるから資格審查も必要はなくなるが、然し現在國民の生活と密接に結びついてゐるこの組織を廢止した後の始末をどうするのかその方策も示さないで、唯廢止するのは無責任といはざるを得ないのである。

×

町內會部落會隣組の組織は支那事變當時に整備されたもので、はあるが、現在に於ては私共の生活にはなくてはならないものとなつてゐるのである。從つて政府としてこれを廢止しても、その實體は何等かの形に於て存置されるに違ひないと思はれるのである。その際私共のおそれる點は、現在以上に封建的なものとなるのではないかといふ事である。

そこで私共は後に來るべきものを最も民主的な、然も隣保相扶け生活の安定協同を實現する組織としなければならないと思ふのである。

それには第一に新組織を地域の生活協同組合組織に改變する事である。私共は從前から町內會部落會を消費者組織とする事を主張して來たのであるが、そのためには、此度の町內會部落會の廢止はむしろ好機ともいへるであらう。

第二は前項の新組織は婦人を以て中心とし、婦人によつて運營する事である。もともと町內會部落會は婦人に最も關聯の深いものであるので、私共は婦人が積極的にこれに參加すべき事を主張して來たのであつた。然し現在迄は婦人は隣組の雜事に追ひ廻はされ、町內會部落會の運營は殆ど男子のボス的幹部によつて牛耳られて來たのであつた。從つてこの機會に、私共は婦人が立つて自分達にとつて住みよい町をつくり、お互の生活の安定合理化を實現するために努力することを切望してやまないものである。それはやがて私共の政治への參加の第一步であり訓練ともなるのである。

（市川房枝）

婦人界展望

△「働く婦人を守る大會」
社共兩黨婦人部、產別、總同盟婦人部及び婦人民主クラブ、婦人繪風會、新日本婦人同盟等の婦人團體併せて十三團體の共催で、十二月十五日牛込第一國民學校で「婦人を守る大會」が開かれた。

これは日映演の婦人部員二名が「闇の女狩り」に引つかゝり吉原病院で强制檢診をうけたのをきつかけに、婦人全體の問題としてとりあげようといふので開かれたもので、當日は一、人權蹂躙の警察機構反對二、婦人の生活權確立三、性病撲滅の徹底四、民主戰線の統一につき協議、終つて警視廳へデモ行進をし、警視總監あての抗議文を提出した。又マッカーサー元帥宛歎願書、吉田首相宛抗議文も用意され、それぞれその翌日手交された。

尙この「婦人を守る會」は、各參加團體代表者による實行委員會の形で、問題のかたづく迄存續の筈で、その後の報告をかね、今後の問題につき協議する爲近く各地區別に、婦人を守る會を開催する豫定。

△民主婦人協會發起人會
婦人の民主化を目的とする「民主婦人協會」の發起人會が二月十日開かれる。これは民主人民聯盟婦人部（部長山川菊榮氏）の提唱によるもので、民主人民聯盟の線に沿ひ、廣く未組織婦人に呼びかけるといふ。

尙同聯盟婦人部側發起人は次の諸氏である。山川菊榮、神近市子、荒畑初枝、大森松代、松田ふみ、石原濟子、久津見房子、平林たい子

新女苑

全知識層女性に捧ぐる香はしい敎養の花束！

▲普通號定價金五圓
▲每號初旬全國發賣

東京京橋銀座
實業之日本社